

(第一類 第二号)

衆議院 総務委員会 議 録 第二十一号

(三三二)

平成十八年五月十六日(火曜日)

午後三時二十三分開議

出席委員

委員長 中谷 元君

理事 佐藤 勉君 理事 谷 公一君

理事 葉梨 康弘君 理事 萩生田光一君

理事 やまざわ 大志郎君 理事 後藤 斎君

理事 渡辺 周君 理事 谷口 隆義君

理事 あかま 二郎君 理事 石破 茂君

岡部 英明君 奥野 信亮君

上川 陽子君 木挽 司君

桜井 郁三君 実川 幸夫君

柴山 昌彦君 関 芳弘君

田中 良生君 土屋 正忠君

土井 亨君 永岡 桂子君

丹羽 秀樹君 萩原 誠司君

橋本 岳君 福田 良彦君

山本ともひろ君 渡部 篤君

安住 淳君 逢坂 誠二君

田嶋 要君 寺田 学君

西村智奈美君 福田 昭夫君

横光 克彦君 富田 茂之君

古屋 範子君 吉井 英勝君

重野 安正君 亀井 久興君

総務大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

政府参考人

(総務省自治行政局公務員部長)

総務委員会専門員

委員の異動

第一類第二号

総務委員会議録第二十一号 平成十八年五月十六日

五月十六日

辞任

谷本 龍哉君

萩原 誠司君

同日

辞任

柴山 昌彦君

丹羽 秀樹君

補欠選任

谷本 龍哉君

萩原 誠司君

本日の会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律
案(内閣提出第五九号)

○中谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省自治行政局公務員部長小笠原倫明君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。関芳弘君。

○関委員 私は、自由民主党の関芳弘でございます。本日は、地方議会議員の年金制度に関しまして質問をさせていただきます。

本制度に関しまして、私の選挙区でございます神戸市の須磨区、垂水区、兵庫三区でございますが、その地方議員に制度改正につきましていろいろ意見を聴取してみましたところ、継続可能な制度に早く変更してほしい、このような力強い意見をいただいております。つきましては、この制度変更につきましていろいろ御質問をさせていただきますと思います。

まず、本制度でございますけれども、地方議会議員により任意加入の互助年金制度として、昭和三十六年に議員立法によりまして創設されました。昭和三十七年に地方公務員共済組合法が制定された際に、地方議会議員互助年金制度関係の規定が同法に移行されてから、数々の改正を経まして今日に至っております。数々の改正を経まして今日に至っております。

が、特に平成十四年におきましても給付は原則二割引き下げておりました。市町村の合併はもう既に進みつつあったと考えるところでございますが、今回さらには給付の引き下げを内容とします改正を行うに至った経緯とその改正の趣旨につきまして、御説明をお願いしたいと思います。

○竹中国務大臣 今回の改正の経緯及び趣旨ということで、正確にぜひ御理解を賜りたいと存じます。

地方議会議員の年金制度につきましては、高齢化の進展等により年金財政の悪化に対応するために、既に平成十四年の時点で一度、会員の負担を引き上げて給付を二割下げたといった内容の改正を行っていただいております。ただ、その時点におきまして、その後、市町村合併の進捗があるだろう、しかし、その確たる見込みを立てることは困難であるということから、市町村合併の影響につきましては、平成十八年の次期財政再計算において対応するというふうなされたところでございました。

現実には、その後の市町村合併は急速に進展いたしました。そして、会員数の減少等によりまして、市議会議員の共済会、そして町村議会議員の共済会の年金財政は極めて厳しい状況に置かれまして、平成二十年度にはこのままでは積立金が枯渇する見込みというふうになっている状況でございます。

また、市町村の合併特例法でございますけれども、その十六条第三項に次のように記されているところでございます。国は、市町村合併に伴う市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案して、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずること、これは合併特例法において示されておるところでございます。

こうしたことを受けまして、総務省では、昨年の七月以来、有識者そして各議員共済会の代表者等で構成をいたします地方議会議員年金制度検討会というのを立ち上げました。そして、ことし二月に対応策の取りまとめをいただいたところでございます。

総務省としては、給付の引き下げや掛金等の引き上げなど、検討会でお取りまとめをいただいた対応策を踏まえまして、地方議会議員年金財政のまさに長期的な安定、持続可能性をしっかりと維持するため、今般の法案を提出するとさせていただきます。

○関委員 ありがとうございます。今回この改正を行うに至りました経緯と改正の趣旨につきまして、よくわかりました。

二つ目の質問をさせていただきます。今回の地方議会議員の年金制度の改正でございますが、現役に対しましてはさらなる負担を求める、既裁定者に対しましては給付の引き下げを行う内容となっております。現役にもOBにも厳しい改正となっておりますが、この現

役や〇Ｂに對しましては周知徹底をするということにつきまして、いろいろな工夫また手段をとらないといけないと思いますが、その点につきましてお考えをお聞かせください。

○小笠原政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、今回の改正といえますのは、議員の先生方に対します負担の引き上げであるいはその給付の引き下げという内容でございます。関係者の皆様方に御理解を得ることは大変重要なことだと私も考えております。

まず、先ほど大臣が御答弁させていただきましたが、先般、法案の改正内容を取りまとめられた検討会、これに地方議会議員共済会の代表者の方々に委員として参画していただきまして、その中で、厳しい年金財政の状況や制度改正の必要性を十分認識された上で、対応策を取りまとめた点についてでございます。

また、三つの各議員共済会におきまして、こうした厳しい年金財政の状況あるいは制度改正の必要性、検討会における議論の動向、対応策の方向性等につきまして、理事会あるいは代議員会などの機会ごとに会員である地方議会議員への周知を図ってきたと伺っております。

また、先生御指摘のありました〇Ｂの方々に對しまして、こうした検討会の報告あるいは制度改正案の概要を共済会の方から送付するなど、情報提供に努めてこられたと伺っております。

私もそういったしめしても、今後とも、各議員共済会と連携をとりながら、改正の内容が十分に周知されるよう努めてまいりたい、かように考えている次第でございます。

（委員長退席、谷委員長代理着席）
○関委員 ありがとうございます。

ぜひ、やはりこのような改正、非常に大きい改定だと思われまして、その周知方法につきましては、十分に皆さんの理解がいただけるような形で進めていただきますよう、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、三つ目の質問をさせていただきます。この三つ目の質問につきましては非常に大きな点だと思われるのでございますけれども、今回の既裁定者の給付水準の引き下げにつきましては、憲法で保障された財産権との関係で問題になる点がございます。この財産権の問題点でございますけれども、どのような観点から検討が行われ、給付水準を一〇％引き下げることになったのか、非常に大きな点だと思っております。この点につきまして詳しくお聞かせください。

○小笠原政府参考人 先生御指摘の点は今回の改正でも大変重要な論点でございます。その関係でやや立ち入った説明になるかと思いますが、お許し願いたいと思っております。

既裁定者の年金受給権といえますのは、先生御指摘のとおり、憲法で保障された財産権でございます。この財産権を変更する、例えば給付を引き下げるということが認められるかどうか、こういったことにつきましては、過去、最高裁で判例が示されておまして、そこで示された三つの観点、すなわち、財産権の性質がどうかであるか、あるいは財産権の内容を変更する程度はどうかあるか、あるいは財産権の内容を変更することによって保護される公益はどんなものであるか、こういった三つの観点から検討を行ったところでございます。

それぞれの観点に即して今回の改正について申し上げますと、まず、財産権の性質ということに関しては、地方議会議員年金といえますのは、公的年金とは別に、地方議会議員の皆様方の任務の重要性、これを勘案して政策的に設けられた制度であるということが言えるかと思っております。

二番目の、財産権の内容を変更する程度についてでございますが、今回の改正案で示しております給付の一割程度の引き下げであれば、一般的には既裁定者の生活に与える影響はそれほど大きくないものと言えないかということでございます。

それから三番目でございますが、財産権の内容を変更することによって保護される公益ということでございます。今回、既裁定者の方々に応分の負担を求めるということで、現役の議員の方々の過大な負担増を避けることができる、あるいは現役世代と受給者の世代との間の著しい不公平の発生を防ぐことができる、また公費負担の発生を防ぐことができるということが言えるかと思っております。また、制度の破綻により受給権が意味を失うというのを回避することで、結果として既裁定者自身の権利を保護できるということも言えるかと思っております。

以上を踏まえまして、現在の状況のもとで、とり得る策を十分とった上で既裁定者に対する給付を一割引き下げるとは、憲法上も許容されるものと考えております。

○関委員 ありがとうございます。

今御説明いただいたような引き下げにつきましては、やはり、二つ目に質問させていただきまして、その周知のところで非常に重要なポイントだとなつてまいりますので、その点につきまして御配慮のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

では、四つ目の質問に入らせていただきます。四つ目の質問でございますが、今回の改正によりまして、おおむね二十年後においても安定した給付が可能である、そのような計算がされていると伺っております。さらに市町村合併が進展するなどしまして状況の変化もあることだと思われまます。そのような場合にどのような対応をとっていくというような方針をとられるのか、その点につきまして御説明をお願いいたします。

○小笠原政府参考人 今の先生の御質問に関連しまして、まず今回の制度改正におきまして議員数の今後の動向をどのように見込んでいくかということでございます。

今回の改正におきましては、まず、平成十一年四月から平成十八年三月末までの市町村合併につきましては、地方議会議員共済会が実施した調査に基づきまして、議員数の減少、これを具体的に見込んで試算しているところでございます。これに加えまして、以前の実績を勘案し、市及び町村共済会については議員数の減少傾向が続く、こういうふうに見込んでおるところでございます。

先生の御質問にありました、今後の市町村合併の進展により、もし仮に今回の見込みを上回って市町村議会議員が減少した場合には、四年ごとの財政再計算におきまして、合併の進捗状況に即して必要な措置を講じていくと考えてございます。

○関委員 ありがとうございます。

ぜひとも、今回、このように政策的に重要だと思われております地方議会議員の年金制度でございますので、変化に伴います十分な対応をとっていただくかと思っております。

では、五つ目、最後の質問をさせていただきます。市議会議員の共済会と町村議会の議員共済会につきましては、財政単位の一元化を行うこととされております。将来的にはこの両方の共済会の組織統合も検討の視野に入れていくことが妥当ではないかと考えるところでございますが、その点につきましてお考えをお聞かせください。

○小笠原政府参考人 まず、今回行うような法案に盛り込まれております市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位の一元化についてでございます。

これは、これまでも御説明させていただいておりますけれども、市町村合併の急速な進展に伴い、短期間に多くの議員あるいは受給者の方々が町村議会の議員共済会から市議会議員共済会へと移行している、これによりまして両共済会がこれまで別々の運営を行ってきた制度的な前提というものがある大きな変化しているところでございまして、

て、このために、今回の改正案におきましては、まず市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政単位を一元化して、掛金率を一本化する、また両共済会の間で財政調整を行うこととしたところでございます。

先生御指摘の組織の統合ということでございますが、先ほどちょっと触れました検討会の報告書におきましても、将来的には組織の統合も考えられるものの、各議員共済会と各議長会の組織との関係あるいは共通の電算システムの整備など、統合に向けた課題について十分な時間をかけた調整が必要という御指摘をいただいているところでございます。したがって、組織の統合といったことにつきましては、私どもとしては今後の検討課題とさせていただきますと考えております。

○関委員 ありがとうございます。

確かに、今後、この両組織につきましては調整していただく、検討していただくというところでございますが、ぜひとも、財政面に加えまして、組織につきましても今後十分な御検討をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、今後、地方分権がますます進展していきまします中で、地方議会議員の役割につきましても一層重要なものとなっていくと考えられます。このようなことも踏まえまして、地方議会に有為な人材を確保する、そして地方議会自身が立派にその役割を果たしていくということを進めていきますために、地方議会議員の年金制度のより安定的な運営がなされていきますことを要望しまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

どうもありがとうございます。

○谷委員 議長代理 議事運営に御協力ありがとうございます。

次に、富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之でございます。

今、関委員の方から論点と思われるところを全部聞かれてしましまして、同じところを聞こうと

思っていたんですが、ちよつと角度を変えて御質問をさせていただきたいなというふうに思っています。

地方議会議員年金の財政状況が悪化して、平成十四年に一度大幅な見直しをしました。今回、合併が急激に進んだために、四年後の財政再計算に当たって今回もまたかなり踏み込んだ改正をするという経過はわかりましたけれども、これは平成十四年のときに多分問題になったと思うんですが、もともと、もう制度ができてから、昭和四十年代にかなりこの地方議員年金というのは制度としては成熟化してきて、財政的に厳しくなるんだというのには恐らくわかっていただろうと思うんですね。それなのに、結局十四年まで何もできなかった。もう破綻しそうだということになって、十四年に大幅な改正をした。ところが、合併が進んで、今平成十八年ですと、二十年に破綻してしまふ、ここでまたやらなきゃならないということなんです。

もともと十四年のときの報告書を見てみますと、地方議会議員年金の財政状況の悪化は、制度の成熟化が進み、財政再計算に基づく平準保険料率、これは将来的にも収支が均衡するために必要な掛金率、負担金率を合わせた保険料率が高くなっているにもかかわらず、保険料率が十分に引き上げられてこなかったことによるところが大きいという指摘がされているんですが、私も、ここをきちんとしなかつたからしわ寄せが平成十四年そして平成十八年というふうに寄ってきたんだと思うんですが、部長はその点どんな認識でいらっしゃるんですか。

○小笠原政府参考人 先生が今御指摘になりました平成十四年以前の掛金の状況についてでございますが、まず平成十四年の改正におきましては、今先生がお読み上げたいただきましたそういうような検討会の報告書を踏まえまして、実を言いますと、初めて給付の引き下げというもののいわば踏み込んだところでございます。そうしまして、その当時としては、二十年間、ある程度その

財政を維持できるのではないかというふうな見込みで改正案を作成したというふうに私どもは理解しております。

ただ、後からまた御質問があるのかもしれないんですが、市町村合併をどのように見込むかということにつきましては、当時も論点としては当然認識されていたわけですが、先ほど大臣がもう御答弁しておられました、どの程度進むかということについて確たる見込みを持つことはできませんので、それにつきましては改めて次期、つまり今回でございますが、検討することにした、こういう経緯であるというふうに承知しております。

○富田委員 先回りして答弁されたような感じもするんですが、今回の対応策による財政効果の試算というのをいさよね、資料もいたいただきまして、それによりますと、都道府県議会議員共済会は今までのまま何もいじらなければ平成三十一年度で枯渇する、市議会議員と町村議会議員共済会が平成二十年度に枯渇だ。今回の対応策をきちんととれば、財政効果を試算すると、平成三十九年度末の積立金残高で、都道府県議会議員共済会が百十八億、市議会議員共済会が二百四十一億、町村議会議員共済会が九十二億ということ、かなり安定した制度として維持ができるというふうに試算をされているんですが、この試算は、今後、この何年間かの市町村合併みたいな急激なことはまずないだろうという前提があるんだと思うんですね。議員の報酬改定とか物価上昇率とか、また積立金の運用の利率とか、そういったことを全部含めて試算をされていると思うんですが、そこはどんな形でやられたんですか。ちよつと制度のなごを教えてくださいたいんです。

○小笠原政府参考人 今回の試算の前提ということで、まず議員数の見込みでございますが、実を言いますと、これは先ほど答弁させていただきましたところでございますけれども、まず平成十一年四月から平成十八年三月までの市町村合併につきましては、共済会が実施した調査に基づいて、会

員数の減少を具体的に見込んで計算した。それから、それに加えて、以前の実績を勘案して、市及び町村共済会について会員の減少が続くものと見込んでいます。

それから、運用利回りということについては、いますと、過去の十年間の運用実績を勘案して、例えば都道府県議会につきましては三・〇％、市議会と町村議会については二・〇％といったような利回りを見込んでおります。

それから、物価上昇率につきましては、実を言いますと、平成十六年に公的年金の財政再計算を行っております。その基礎率によりまして、例えば平成十八年度一・二、十九年度一・五、二十年度一・九、二十一年度以降につきましては一・〇％というふうに見込んでおるところでございます。

それから、報酬改定率でございますが、これにつきましては、過去十年間の状況を勘案しまして、都道府県につきましては一・〇、市・町村につきましては一・五というふうに見込んでいます。次第でございます。

○富田委員 今の見込みが狂った場合には、当然また四年後の財政再計算のときに検討し直す、先ほど部長はちよつと状況次第で検討しますという御答弁でしたけれども、地方議会議員の皆さんは、平成十四年のときにも負担は上がるわ給付は下がる、今回もまたかなり踏み込まれた、これではちゃんと制度として維持してもらえないだろうかという思いでいるんだと思うんですよ。

実は、私の議員会館の部屋の方に三共済会の会長さんの連名でこういう文書が送られてきました。『地方議会議員年金制度改正法案の早期成立に関する要望』という中で、『今回の制度見直しでは、同法律案により、現在年金を受給している既裁定者を含め給付水準の引下げを行うとともに、別途収入面の措置として掛金率を大きく引き上げる改正を行うこととしており、現会員及び退職者にとつて大きな痛みを伴う内容となっているが、今後とも、制度の長期的安定を図るためには

必要不可欠な制度見直しであると考えて。だから早く成立させてくれというような、本来一番痛みを伴う方たちから早くやつてくれという踏み込んだ要望書が来ているというのを考えると、また四年後に今回みたいな形になるのではたまたまぬなという思いがあると思うんですね。

今回、今のままの状況でいけば二十年間安定した制度として運用できますよということですが、これは四年後にまた財政再計算をやるわけですね。そのときに、今部長の方で答弁されたいろいろな利率の部分が余りにも今の予想と違っていたら、また地方議会議員の皆さんに相当な負担をお願いすることになってしまう。これは本当に避けていかないとと思うので、今の予想の利率なんかは自信を持って出したもの、言い切れますか。

○小笠原政府参考人 私どもとしては、できる限り客観的な資料、統計に基づきまして、適正な試算、見込みを行えるよう努めたと考えております。

○富田委員 もつと自信を持って答えてほしかったなと思うんですが、そこは部長の言を信ずるとして、次に行きます。

ちよつと一つ、この制度改正の中で、資料を読んでいると、実は国会議員の年金は廃止になりました。支払い面の方がずっと、あと四、五十年残るんじゃないかと言われているんですが、国会議員年金の廃止を議論していたときとちよつと違った経過措置が一つ設けられているんですね。給付率を下げるけれども、制度改正前に議員歴を有する者については給付の引き下げに経過措置を設けましたよね。これは要するに、まだ十二年になつていないけれども、来年の四月一日をまたいで議員をやつていらつしやる方については、本来一二・五下げるのを一〇%の下げにとめるということと、ある程度優遇をされているわけですから、これも、これを優遇した根拠というのは何ですか。

○小笠原政府参考人 今回の改正におきましては、年金算定基礎率につきまして、先生御指摘のとおり、現行の百五十分の四十から百五十分の三十五に引き下げるという措置をとっております。ただ、施行日は来年の四月一日を予定しておりますが、施行日前の議員歴を有する方々につきましては、年金算定基礎率の引き下げを百五十分の三十六までにとめております。

これは、施行日前の議員歴を有する方々につきましては、従前の算定基礎率に基づく給付を受けることにつきまして期待権を有していると考えられますので、基礎率の引き下げ幅につきましても一定の配慮を行うこととしたものでございます。

○富田委員 今部長の言われた期待権というのは、憲法上の権利、財産権に基づく期待権だと思います。憲法上の権利、財産権に基づく期待権だと思ふんですが、今代理でお座りになってます谷先生初め十年未満の議員さんは全部一律廃止で、これまでの掛金の何%かを受け取るというふうになりましたが、衆議院の任期は四年ありますから、四年でこの十年を超える可能性のある議員には多分期待権があつたんだと思うんですね。その部分の議論を全くなしに今回の国会議員年金の廃止が決まった。今回のこの改正法案を見ていて、あれ、この部分を忘れていたんじゃないかなというふうな、私は議員年金廃止論者ですので、結果は変わらないうんですが、どうもそのあたりを素通りしてしまつたなという印象を受けました。地方議会議員の皆さんに対してはその期待権をきちんとして確保されているという制度設計がされたというのはすばらしいことだと思ひますので、これはもう大賛成でございます。

次に、先ほども閣委員の方から御質問がありましたけれども、既裁定者の取り扱いについて一〇%給付の引き下げを行った、これはなぜなんだというところで、先ほど部長の方から、検討会の報告書で指摘されていた点、財産権の性質と財産権の内容を変更する程度と財産権の内容を変更することによって保護される公益、この三点に従つて御説明があつたんですが、問題となつたものとの最高裁判決というのは昭和五十三年の大法廷判決

です。そうすると、平成十四年のときと平成十八年の現在と、この大法廷判決はもともとあつたわけですから、この要件に当てはめて、既裁定の〇B議員の皆さんたちに一割カットするというのは十四年のときにもできたと思うんですが、それをなぜしなくて、十八年になって、ここに至つて一割給付を引き下げたというふうになつたのか。そのあたりはどうしてそういうふうな議論になつたのか、ちよつと教えてもらえませんか。

○小笠原政府参考人 平成十四年改正のときにおきまして、既裁定者の給付の引き下げにつきましては検討された経緯はございます。ただ、その当時の判断としては、政府内の検討の中で、財産権との関係でさらに掘り下げた検討を要するというところから、見送られたというふうに承知しております。

ただし、その後、再三御説明しておりますように、市町村合併の急速な進展に伴ひまして会議員数が減少いたしました。共済会の財政は極めて厳しい状況になりまして、平成二十年度には積立金が枯渇する見込みとなつたという状況でございます。

今回の改正に当たりましては、このような一段と厳しい年金財政の状況を踏まえまして、先生先ほどおっしゃいました最高裁の判決に示された観点から検討を行ったところでございます。その検討の内容につきましては先ほど御答弁させていたのとおりでございますけれども、前回と今回というところから見ますと、検討の前提になりました年金財政状況が一段と厳しくなつてい

る、あるいは、先ほど申し上げましたけれども、保護される公益との関係で申しますと、今回、一層の負担増あるいはそれによりますところの現役と〇Bの世代との著しい不公平の発生度の高い、あるいは公費負担の増大を防ぐという観点、いずれにしても、前回と比べますと、相当程度厳しいといひますか、顕著な状況になつております。

こういった他の措置もあわせて検討した結果、

今回、るる申し上げているような判断をするに至つた、こういう状況でございます。

○富田委員 今回の部長の説明を前提にすると、給付を一割程度引き下げたとしても、先ほど部長の方は「一般的には既裁定者の生活に与える影響は大きくない」というこの部分だけ言われたんだけれども、実はその間に「引下げ幅は、世帯主が六十五歳以上の世帯の平均所得の約一・六〇・九%にとどまる」。一・六から四・九ぐらいいだからそんなに生活に与える影響はないだろうということ、内容を変更する程度も最高裁の要件に合っているんじゃないかというふうに判断されたんだと思うんですね。

では、四年後の財政再計算のときに、やはり状況がまた厳しくなつた、このままでは制度の維持が困難だということに、既裁定者も含めてまた給付の引き下げを行うのか。今の程度なら大丈夫ですよと言つて、もう一回給付の引き下げをしなければならなくなつたときに、どうするんですか、そこは大丈夫なんですか。今の一割が限度なのか、二割ぐらいいまでカットしても大丈夫なのかという議論をちゃんとしておかないと、結局四年後にまたその部分になつてしまふと思うんですね。けれども、そこはどうですか。

○小笠原政府参考人 四年後にどのような状況になるかというのはまだちよつとかなかなか予測がつかないところでございまして、私どもとしては、それは再計算の際に、その状況に応じて必要な検討を行うということではないかと思ひます。

それで、先生おっしゃる通りに、何割までかというふうなことににつきまして申し上げますと、先ほど申し上げましたように、何割ならいいというよりも、さまざまな観点からの総合的な判断の結果でございますので、一概にそういうメルクマールを申し上げることは難しいんではないかというふうに考えられます。

○富田委員 最後に大臣に御質問したいんですが、今のあれだと、どうなるのかちよつと心配

確かに四年後の状況まで読めないというのはあるんですが。

今回のこの改正に当たって、もう一つ、先ほど閣議員の方からも最後に要望がありましたけれども、国会議員の年金を廃止したんだから地方議会議員の年金も廃止してしまえみたいな、ちょっと乱暴な論調もマスコミの一部には見られました。国会議員の議員年金とまた地方議会の議員の皆さんの年金とはもと成り立ちも違うんですが、いろいろな形で異なる部分があると思うんですが、やはり有為な人材をそれぞれから地方分権が進む中で得ていくためには、この制度自体をきちんと守っていくという姿勢が大事だと思うんです。

大臣は、地方議会議員年金の廃止論とかそういうものに対してどんなお考えをお持ちなのか、また今後この制度の維持のためにどのように取り組まれていくのか、最後にお聞かせ願いたいと思います。

○竹中国務大臣 法律の御専門家の富田委員からいろいろ御指摘をいただいて、試算そのものは私より部長の方が詳しいですから先ほどの答弁のとおりだと思ふんですが、基本的な私の試算に対する認識を申し上げると、やはり今回、合併の促進という非常に大きな政治的な政策判断のもとで構造が大きく変化した、通常の人口的な変化とか、そういう通常の変化ではないことが起こる中で制度の組みかえをさせていただいている。今後、確かに正確に四年後、八年後を予測することはできないわけですが、しかし、四年後、八年後、それぞれ再計算するとしまして、それはやはり、大きな政策判断というよりは、人口的な変化とか、いわゆるローリングというか、その時々にあわせて微調整して見直すというふうな、その意味での再計算になるというふうに認識しております。そういう意味では、今回のような大きな問題は生じないというのが私自身の認識でございます。

その上で、制度のあり方そのもの、これはもう委員御指摘のとおり、国会議員のいわゆる年金、

退職金としての性格のものと、地方議会議員のものは当初から社会保険方式による互助年金でございますから、これは成り立ちも性格も違います。

そして、地方自治、地方分権を進める中で、人材確保という観点から、そして安定的な制度を維持し運営することは、私は極めて重要であるというふうにも思っております。そういう観点から、これまで特例法等々においてもしっかりと、合併特例法においてもこのことは見直すようにというところを措置してきたんだというふうに考えております。

将来的な制度のあり方そのものにつきまして、検討会報告においてもしっかりと議論していくということが示されております。これは、地方議会の位置づけ、果たすべき役割、そして地方議員の職責、身分、処遇のあり方、そうしたさまざまな観点からやはり慎重に検討すべきものであつて、制度の骨格、これは昭和三十六年ですから、まさに所得倍増計画ができた翌年ぐらいから制度として定着し運営をされてきたものでございますので、ここはまさに、これを持続可能にしていくことが極めて重要であるというふうに考えております。

〔谷委員長代理退席、委員長着席〕
○富田委員 ありがとうございます。終わります。

○中谷委員長 次に、後藤委員。

○後藤委員 民主党の後藤富貴でございます。大臣、最後に今、富田委員の御質問にお答えになられたことで、確かにこれからのいろいろな推移がございまして、言うまでもなく、地方議員の年金の財源に、昭和四十年代、四十七年からですが、地方交付税が導入されていることは大臣御認識のとおりであります。

そして、先週も、地方自治法の大改正ということでこの委員会でも議論をさせていただきました。大臣、その翌日に経済財政諮問会議があり、先週もお聞きをしたんですが、その時点では、委員会をしていく時点では、まだ大臣は、ペーパーをま

とめ切っていない、これからだというお話をされておりました。

十日のペーパーを見させていただいて、先週の委員会でも御指摘をさせていただいたように、四月二十八日に竹中大臣の懇談会の中取りまとめが出て、さらには五月八日に地方六団体の中間報告が出て、その翌日にこの委員会が地方自治法について議論をされ、そして十日に経済財政諮問会議が開かれております。いろいろな新聞にもその翌日書かれて、大臣の経済財政諮問会議に提出した内容は、ある意味では、四月二十八日のビジョン懇の内容に、酷似とは言いませんが、かなりウエートを置いたものではないかなという指摘もございまして。

私も内容を全体見させていただきましたが、確かに、大臣は先週の御議論の中では、できるだけ両方の共通項を整理しながら、それを経済財政諮問会議の中でおまとめになり、骨太方針にしたいという御発言をなさったはずであります。

それ以降、大臣がなかなか議論の俎上にその分極端のものを入れてくれないかどうかというのは別としても、地方六団体は神野先生のおまとめになった中間報告に基づいた意見書を提出するという報道がございました。これは、確認したところ、まだ正式な手続が済んでおらずに、大臣のところにも正式な意見書として多分出ていないと思うんですが、やはり大臣、特に地方は地方交付税でまだ予算の大きな部分を占めている現状、そして、できるだけ地方の意見を聞きながら対応していきたいという、大臣が繰り返してこの委員会でも発言しているその趣旨、さらには、そうはいっても、四月二十八日の竹中大臣の懇談会の意見が十日の日の部分にはかなり多かったという現実を踏まえて、大臣、やはりこの総務委員会では、行政委員の問題を指摘させていただいたときもそうなんです、霞が関のそれぞれの省庁の意見ではなく、地方の意見を一番考えて御発言をさせていただく、そのキーパーソンが総務大臣、竹中大臣だと思ふんです。

ですから、今後、六月の何日かというのは承知をしておりますが、ぜひ、今までの委員会でも議論をしてきた内容、そしてそれが真に、大臣がおっしゃられている地方分権、それに役立つ制度づくりだということを改めて確認しながら、大臣の御見解を求めたいと思ひます。

○竹中国務大臣 改めて後藤委員から重要な点を御指摘いただいていることに感謝を申し上げます。

かねてから申し上げていきますように、地方分権、さらにそれをしっかりとしたものにしていくために、私は、総務大臣を拝命している間にぜひ大きな方向づけをさせていただきたい、非常にその強い思いを持って仕事をさせていただいております。そのために懇談会をつくり、同時に、地方六団体に対して、私たちも案をつくるから皆さんもつくってくださいということをおの方から申し上げました。そして、神野先生を中心に、先方でも大変よい議論をしていただいていると思っております。

私の懇談会の方は、中間取りまとめを経まして、まだ議論の最中です。私は、中間取りまとめの段階で一度、キャッチボールというか、政府の中で一度私の私案を出して、それでいろいろな議論もいただきたこと、そういう観点から、私案ということで五月十日に経済財政諮問会議で、懇談会の内容を踏まえておりますけれども、それにもないものも私なりに入れているものもあります。懇談会で詳しく書いてあるものも必ずしも私の中で触れていないものもあるかと思ひます。私の整理をさせていただいたところでございます。

神野さんの委員会等については、例えば、分権一括法というか推進基本法というかはともかくとして、国と地方の役割を根本的に見直すような法律に取りかかれないといけない、これはもう重要な共通点だと思います。そして、交付税の制度の簡素化、簡素な交付税をつくる、私は新型交付税というふうに申し上げていきますけれども、そ

ことも非常に大きな共通点であろうかと思ひます。また、不交付団体をふやす、自立をするために税源移譲をしっかりとやっていかなければいけない、これも重要な共通点でございます。私は、方向としてかなり共通点が見えつつあるというふうを考えております。

ただし、私の知る限りでは、先方の神野さんの委員会では税の制度設計についてかなり踏み込んでいろいろな議論もなさっているというふう聞いておりますが、私の方針としては、議論にはやはり順番があつて、大きな方向を決めて、税の制度設計はもう少し後の方がよいと思ふんです。これが先に来ると、その点だけでまた賛成、反対の議論になってしまうので。そういう観点から今、私なりの問題の提起をさせていただいた段階だと思つております。

実は、それを受けまして、明日、六団体と総務大臣の懇談会が持たれることになっております。もう一度六団体の皆さんの前で私の方から説明をさせていただいて、先方からいろいろな意見が出されると思つております。また、先方の検討会の内容についても私もぜひ議論をさせていただきたいというふうに入っています。

ようやく、それなりのたたき台を出し合つて、まさに地方とのよい議論を始めたい、そういうプロセスが今まさに始まりつつある段階だというふうに入っています。ここは気持ち合せて、共通の認識を持つて、ぜひよい議論をしていきたい。同時に、これは政府・与党一体となつて議論しなきゃいけない、私たちのサイドとしてはそういう問題もございまして、幅広く議論を進めたいというふうに入っております。

○後藤(金)委員 それともう一点、法案に入る前に確認をしていきたい点がございまして。
大臣、昨年の十月の十四日に郵政民営化関連法案が成立をされ、十月の二十一日から公布をされております。十一月の一日までが第百六十三特別国会でありましたから、その後、郵政の問題については余り十二分に時間をとつて議論をされてお

りません。

その中で、いろいろな民営化に向けての関係の機関があつて、それをちよつと私、整理をしようと思つて、なかなか資料が見つからずに、総務省にお尋ねしてもなかなかわからない、いや、あれは内閣府だ、これは会社の方だとかいうことで、ようやく調査室の御協力もいただけてまとめて大体わかりました。

それで、大臣、先週、財金、財務金融の委員会、三井住友銀行の奥頭取が参考人としてお話をされた件は御存じだと思います。

そして、今、西川社長が日本郵政株式会社の社長になつておるんですが、この経緯を見ても、内定したのが昨年の十一月の十一日というのは新聞の報道を見てわかるんですが、どこで大臣が日本郵政株式会社の九条に基づいて認可をしたかというのがよくわからないんです。これは大臣の認可行為でございませうね。まず、それをちよつと確認したいんです。

○竹中国務大臣 手続的なことについて申し上げますと、西川氏は、日本郵政株式会社の取締役会において同社の代表取締役社長として選任されたわけでございます。たしか一月の二十三日、ちよつと済みません、正確な日付はもしあれでしたら訂正させていただきますが、一月の二十日過ぎにこの会社は設立をされておりますけれども、その時点で取締役会が開かれてはいますけれども、その時点で、取締役会において同社の社長として選任された。また、同社の取締役は株主総会の決議により選任されたものでございすけれども、この決議については、日本郵政株式会社法第九条の規定によりまして、総務大臣の認可を受けなければその効力は生じない、そういう仕組みになつてい

ると認識をしております。
○後藤(金)委員 大臣、手続的には、たしか株式会社正式スタートしたのは一月二十三日でございす。では、その日に互選をされたという理解をしてよろしいわけですね。
大臣、財務金融委員会の中で、これは簡潔に大

臣の御見解だけお聞きをしたいんですが、中小企業向けデリバティブの販売で優越的地位を濫用したとして金融庁から行政処分を受けた三井住友銀行の奥頭取が先週、財金に呼ばれて、その中で、前経営トップである西川頭取に対して役員報酬の返還を要請する方針を明らかにしたということでありませう。

これはもちろん、経営手腕やいろいろな御経歴の中で、大臣が取締役として九条に基づいて認可をしたという趣旨だと思ふんですが、十一月の十一日に内定するまでにいろいろな御議論が中であつたというふうに入、新聞記事を集めたら一センチくらいになるわけですね。奥田経団連会長は、いやいや、金融関係の方でない方がいいという発言を繰り返しておつたりして、結局は西川前三井住友銀行の頭取が郵政の株式会社の社長になられたということなんです。

先週の財金での議論、特に奥頭取が、やはり前頭取にも責任があるということ、役員報酬の返還を要請するということの方針としてお決めにされたという発言を委員会でもなさつていこと、それを大臣は、この九条の認可を受ける際に当然知らなかつた事実かも知れませんが、九条に基づく認可を大臣がしなければ選任並びに解任ということではできないんですが、解任をするつもりはもちろんないわけですか。

○竹中国務大臣 今、後藤委員御指摘の、三井住友銀行が金利スワップ商品を中心とするいわゆる優越的地位の濫用事案によりまして金融庁から行政処分を受けた、大変遺憾であると思ひます。日本を代表する金融機関でこのようなことがあつたというのは極めて遺憾であると思ひます。西川氏は、既に同社を退社しているわけでございますけれども、当時の経営者であつたため、やはり今後、同銀行の諸問題に対して極めて真摯に御対応をいただきたいというふうに入は思つております。

同時に、日本郵政株式会社の経営者、これはやはり、民営化の趣旨を踏まえまして、適切にその業務を遂行する力のあるふさわしい経営者の就任

が期待されているところでございます。

西川氏は、金融の専門家として、これまで民間の大企業の経営をしてきた経験がございす。郵政民営化は非常に難しい金融の問題を含んでおります。西川氏のこうした面での知見を評価して就任を要請したものでございすけれども、西川氏におかれましては、民営化会社の経営を引き受けられた以上、今回の問題についても一つの経験として公正な立場で経営に臨んでいただきたい。そして、ぜひこの民営化という大きな問題に対してよい結果を出していただきたいと私は考えております。

○後藤(金)委員 大臣、この問題はまた他の委員会でも時間をとつて、いろいろな準備委員会であるとか、大臣もまだ郵政民営化担当大臣という肩書も総務大臣と兼任をしながらやられておる。総合的に、来年の十月一日というのは一つの大きな節目なんです。それに向けて、どんな状況であるか十分承知をしていながら対応していただきたいというのが私の思いでもありますので、ぜひこれは時間をとつて、また改めて御議論させていただきたいと思ひます。

本論に入らせていただきます。
大臣にはしばらく直接御質問はしませんが、総務省の方に幾つか確認をしていきたい点があります。先ほど富田委員の方からも御発言があつたように、私は、結論的に言えば、今回の改正は、確かに今せざるを得ない内容かもしれませんが、やはりなかなか長続きをしないという思いがございす。

まず、地方議員の年金制度というものがほかの国に存在するものかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○小笠原政府参考人 私どもが今承知している範囲で申し上げさせていただきます。一般的に、アメリカやドイツにおきましては、一般的に、各州ごとに州議会議員を対象にした年金制度が存在するところでございます。また、イギリスのイングランド及びウェールズ地方の地方自治

体やアメリカ・ニューヨーク市の地方議会議員は、地方公務員を対象とした年金制度に加入することが可能。一方、フランスにおきましては、市町村議会議員は一般的に名誉職と考えられておりまして、そもそも報酬がなく、実費弁償のみが支給されることから、年金制度はございません。いずれにしても、各国それぞれ、地方の制度はそれぞれの国情によりましてございまして、一概にあるいは同列に論ずることは難しいかと思ひます。

○後藤(憲)委員 部長がお答えいただいたことについて、確かにそういう部分があると思ひます。ただ、先週の地方自治法もそうですが、これから、地方議員の職責とは何ぞやということ、地方制度調査会の答申の中にもこれからの議員のありべき姿像的なものが記述をされておりますし、多分いろいろな仕組みが出てくるのかなというふうにも思ひます。

ただ一方で、これが、昭和三十六年の互助年金という純粋なものから、昭和三十七年の地方共済年金制度の中に組み込まれて現在に至つていふことなんですか、では、そもそもこの立法の趣旨というものが、創設時にさかのぼつてということも含めて、もともとこの議員年金を創設した趣旨は何でしたか、お尋ねをしたいと思います。

○小笠原政府参考人 先生御指摘のとおり、地方議会議員の年金制度は、昭和三十六年に議員立法として成立した当時の地方議会議員互助年金法により発足したものでございます。

当時の議員立法によります法律の第一条に「この法律の趣旨」とありまして、それによりまして、「この法律は、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため」と云々というふうになつていまして、地方議会議員の年金制度は、社会保障としてあるいは国民皆年金の一環としての公的年金とは別に設けられた互助年金としての性格を有するもの、かように考えている次第でございます。

ざいいます。

○後藤(憲)委員 まず、位置づけはわかりました。

今回の改正によつて、もちろん幾つかの柱があるわけですが、いわゆる負担額を引き上げながら給付を下げていくという両論でありまして、あわせて、合併特例法に基づく公的措置の拡大というある意味では三つの柱の中で成立をしようというところとはわかりませんが、運用をどういうふうに行うのかというものが一つ疑問になります。

資料については総務省の方からいただいておりますが、今、地方公務員共済法の第百五十一条の中で、先ほども御指摘がありましたように、都道府県議会の議員、市そして町村というふうな三つの共済会が分離をされて対応をされております。

この部分の事務局体制も数字的にはいただいておりますが、総務省にお聞きをしたいのは、今回の改正というものは、このまゝいけば、町村でも平成二十年です。それから二年後、都道府県でも三十一年です。それから十四年後くらいにパンクしてしまうというのを防ぎたいということなんです。では、まず現状の数字の確認をしたいと思います。現状の収支、積立残も含めて、これを改正したことによつてどういうふうな収支が改善をするのか、簡潔にちよつと御答弁をお願いしたいと思います。

○小笠原政府参考人 現在の各共済会の収支状況でございますけれども、都道府県議会議会につきましては平成十六年度末で単年度で約五億円の赤字、それから市議会議員共済会におきましては約六十億円の赤字、町村議会議員共済会については約七十八億円の赤字、かようになっております。

先ほど来申し上げております、今回の改正案を実施すれば、現在の私どもの改正案の前提になつて見ると、平成三十九年度の積立金残高は、都道府県議会議員共済会で百十八億円、市議会議員共済会で二百四十一億円、町村議会議員共済会では九十二億円の積立金を保持し、かつ、平成三十九年度においても単年度の黒字を確保できるものというふうに見込んでいるところでございます。

○後藤(憲)委員 もう一点、ちよつと細かなことなんです。地方公務員共済法の第百五十九条に「在職期間の合算」という項がございます。先ほど御指摘をした第百五十一条のそれぞれの三つの共済会に区分をするという規定があるから、だと思ひますが、実際、例えば市議会から県議会に移つていったという場合には、それぞれの共済会ごとに十二年未満である退職金がカウントされないというところだということをお聞きをしております。

この百五十九条の中には前後の在任期間に合算するものとするというふうにあるんですが、これはどういうふうな理解をしたらよろしいんでしょうか。

○小笠原政府参考人 先生今ごらんになりますように、百五十九条第一項の「前後の在任期間に合算するものとする」といいますのは、地方議会議員の方が例えば一期で落選されて退職した、その後、一期置いて再び当選されて復職されたという場合ににつきましては、前後の在任期間に合算する、こういう趣旨の規定でございます。

○後藤(憲)委員 わかりました。それで、現在、百五十一条の三つの共済会に分かれていふ規定があるから地方議員のそれぞれの区分ごとの通算規定というか合算規定がないんでしようか、それともほかに意味があるのか、ちよつと教えていただきたいと思います。

○小笠原政府参考人 先生御指摘のとおり、基本的に三共済ごとに運営を行つておりますので、それぞれの在職期間といふのは、市町村合併等の場合を除きまして、通算しないこととされております。

また、別途の要素といまして、仮に在職期間を通算した場合、通算前に十二年間の在職期間の要件を満たさず一時金という支給対象であった議員の方が、通算によりまして、支給資格を満たして年金給付が新たに必要になるというケースが多くなるというふうにも考えられます。

で、年金財政という見地から見ますと悪化要因となるようなことについても、ちよつと考慮する必要があるというふうにも考えております。

○後藤(憲)委員 今のお話をお伺ひしたのは、そもそも制度の趣旨との関連なんですね。要するに地方議員が、先ほど部長がお答えいただいたものは、昔の互助年金法に属した部分では、退職後の安定と遺族の方の生活の安定ということがメインだという趣旨のお答えだったと思うんですが、これを通算しろという話じゃないんですが、今、それぞれの年金の残といふものが、これは試算でいただいている部分で、十八年度末現在で都道府県が百十三億、市議会共済が五百十八億、町議会共済が六十四億、これが、先ほども何度かお触れになつていふように、市と町村は平成二十年までにはこのままだと枯渇をしよう、都道府県共済共済についても平成三十一年度で枯渇してしまう。だから今、これだけの大きな改正をするんだということだと思ひます。

しかし、昭和四十年代にも、合併が一期進んだ時代にはほぼゼロに近い形になつて、そのときには公費負担を、ですから、地方交付税から賄つた財源とする公費負担を増加してその財源を賄つたというのを伺ひしておりますが、積立金残といふものは適正水準といふものはあるんでしょうか。あるとしたら、どの程度が適正水準と考えてこの共済の運用をなさるんでしょうか。

○小笠原政府参考人 先生御質問のありました積立金の適正な水準というのにつぎまして、この年金はいわば賦課方式で運営されておりますので、私どもその数値目標といふものは持ち合わせてございません。一概には申し上げられませんが、安定的な運用収益あるいは年金財政の成熟化への備えとしては、一定規模を保有することはもちろん望ましいものというふうにも考えております。

○後藤(憲)委員 先ほどお話が出たように、この二の二に取りまとめた地方議員年金制度検討

会の報告書でも、その目的を、まず改正すればお
おむね二十年程度安定した給付が可能になる、そ
して結論でも、今回の改正で二十年程度おおよそ
大丈夫だという回答が検討会の内容にもございま
す。

実際、今のお話だと、計算はしていないけれど
も、ただ、財政状況の数字を見させていたくと、
やはり当然、掛金があり、公費の負担があり、そ
してその次に利息、配当金という、もちろん運用
をする項が当然掲載をされておるわけですよ。
この中で考えていけば、通常、普通の家庭や企業
であれば、やはり貯金というものはきちつと確保
をしながら、まさかのときのためには十分前もつ
て対応するというのが普通の考え方だというふう
に思うんです。全部使い切ってもいいという趣旨
で部長もお話をされたわけではないと思うんです
が、やはり何らかの水準というものが残にあって
、貯金の通帳を見たら、いや、もうマイナスだつ
たというわけにはいかないと思うんですよ。

総務省は今回、共済会のこの三つ、特に市町村
合併が進んだということで、財政的な措置も公的
な負担も平均で四二%までふやしていくというふ
うなことになると思います。ですから、今回、この
運用をするかどうかというのは、これはとりあえ
ず残になっているものを運用だという趣旨のこと
かもしれないが、であれば、このいただいてい
る財政状況、先ほど部長が概括的に答弁をしてい
ただいた部分は、監査というのは、チェックはど
んな形でされているんですか。そして総務省も、
法律の中で百七十条で、毎月、総務大臣に報告書
を提示され、必要とあれば、大臣は担当職員に監
査をさせるという規定がありますが、そういうふ
うな監査やチェックというものは総務省はこの共
済会に対しておやりになっているんでしょうか。
○小笠原政府参考人 各共済会における資金管理
というものにつきましては、現在改正をお願いし
ております地方公務員等共済組合法の中で、学識
経験者や代議員の中から選出された監事が、年二
回、その監査を実施することになっております。

また、総務省といたしまして、毎年、法令に
基づき、共済会の資金管理等につきまして、例え
ば残高証明や各種台帳等の証拠書類と突き合わせ
た上で、事務運営、会計処理、財産管理、現金の
出納、資金運用等について監査を実施してござい
ます。うち、二年に一回は四人程度による実地監査
を実施いたしまして、一回は書面監査を実施して
いるところでございます。

○後藤(憲)委員 今まで総務省が監査をし、法律
の百七十二条と百七十三条の罰則をされた共済会
というのは、過去事例がありませんでしようか。

○小笠原政府参考人 御指摘のとおり、法令違反
等があった場合には法律上罰則が科されることに
なっておりますが、過去においてそのようなケー
スは発生しておりません。

また、先ほど監事の監査が年二回と申し上げま
したが、この根拠は定款に基づくものでございま
す。

○後藤(憲)委員 先ほどもう御議論がありました
けれども、私どう考えても、この資料をいただい
た、改正法案に基づく特に市・町村共済の収支見
通し、普通掛金が一六、特別掛金が七・五、負担
金が二・五%になり、激変緩和措置が四・五と
いうことで、これに基づいても、平成十九年度で
百四十六億円の単年度の赤字、二十三年にもマイ
ナス八十二億円の赤字ということで、これを累積
していきますと、これは単純なので、一時金の問
題とかいろいろあるらしいんですが、十九年から
二十三年の五年間を足すと五百七十億になるん
です。五百七十億というのは、先ほどもお話をし
たように、十八年度の積立金というものが、市と町
村の共済会の積み立てを足すと五百八十二億円ぐ
らいにこの算定の試算でなっております。部長、
本当にこれで続けていけるんでしょうか。

そして、これは後で大臣にも最後にお尋ねをし
ますが、今までもう既に「今後の行政改革の方
針」ということで、大臣はこの当時、別の担当大
臣でしたが、十六年の十二月二十四日の閣議決定
をする中でも、与党行財政改革推進協議会におい

る云々で、市町村の合併自治体を千を目標とする
という目標が実現あるわけですね。今まで、四、
五年前であれば三千二百の市町村が今千八百に
なりました。閣議決定をしておりますから、いずれこ
の千を目標に仮にしていこうということであれば、
もつと数が減ってまいります。

一方、総務省は、第二次合併特例法と言つて
いいんでしょうけれども、それに基づいて、今、
知事の勧告権もあつたり、審議会をつくつて勧告
権に基づいて、今いろいろ議論で、これからもつ
と自治体の数を減らそうということをやされてい
る。なおかつ、先ほど大臣にも冒頭お尋ねをした
ように、大きな地方分権の枠組みを変えていく。
大臣、数字的に幾らこう積算をして、前提となる
現職の議員の方々の数もこれから減るであろうと
いう前提が、この閣議決定の、十六年の十二月二
十四日のクリスマススイプのプレゼンツの数字的な
ものも、大臣が今まで御議論して、いや、まだま
だ多いとは大臣は確かに明確にはおっしゃって
ませんが、やはりもつと合併を進めるべきだとい
う趣旨の発言を大臣もされていらっしゃるんです
よ。という、やはりその前提というものが、先
ほど富田委員の方からもありましたが、これか
ら大きくまた変わらざるを得ない。

ですから、この四年に一遍の部分ということ
で、やはり私、二十年どうしてももつというこ
とを余り強調し過ぎず、それは四年ごとの見直しの
中できちつと対応していくというふうな明確に
おっしゃった方がいんじゃないかと思うんで
す。その点、大臣いかがでしょうか。

○小笠原政府参考人 後ほど合併の影響について
は大臣から御答弁があるかと思いますが、まず、
先生今御指摘になりました中で、二十年間の試算
について私の方から説明させていただきたいと思
います。

今回の合併の進捗に伴います年金財政への影響
でございますが、この影響と申しますのは、当初
の、これから先の十年間程度にまず大きな影響を
及ぼすわけでございます。年金の受給権者が現職

員数を上回ることがその原因でございしますが、そ
れによりまして、先生今数字をお挙げになりました
ように、特に最初の十年間におきましては単年
度赤字が発生します。そういう影響の大きさを緩
和するために、まさに時限的な負担措置を講ずる
ことを予定しているわけでございます。

一方、これから十年程度経過した後には、こ
ういった議員数が大幅に減少してくるということが
今度は受給者の減少にも反映されてくるわけでござ
います。そうしますと、年金財政の状況が次
第に改善してくるということでございます。した
がいまして、先生にお示ししておりますこの財政
試算におきまして、おおむね二十年後という時点
をとらえますと、積立金を維持し、安定した給付
が可能になるものというふうなところでございま
す。

○竹中国務大臣 委員御指摘のように、二十年間
の今後を見通すときにどういう要素を考えなければ
いけないかということについては、しっかりと
認識をしなければいけないと思います。

先ほどから申し上げていることは、一つは、や
はり合併という非常に大きな政策判断に基づく変
化があります。そしてもう一つは、人口変動と
いいますか、高齢化とかそういうことに基づく通
常の変化がございします。

この通常の変化というのは人口変動が中心にな
りますが、これは年金の計算ですから、どの程度
細かくやるかはともかくとして、一種の保険数理
の問題になるわけだと思ひます。その保険数理に
ついては、どの程度細かくやるかはともかく、公
務員部の方でしっかりと計算したものがあるとい
うことです。

一方、政策判断のものは、今回、非常に大き
くなつて千八百になりました。今後もこの政策判
断というのは続くわけでございしますけれども、そ
れがどの程度のものになるかというのを保険数
理の問題として議論することができない、これが
正直なところでございます。

だからこそ、先ほど言いましたように、これまでほどの大きな政策環境の変化はないというふうに思いますが、そういう変化があり得るぞという委員の御指摘は私もそのとおりだと思えます。そういうことも踏まえて、さらには保険数理に基づくローリングの話もありますので、四年後にしつかりと再計算をする、そのような考え方はないかというふうに思っております。

○後藤(金)委員 一点、最後に御指摘だけさせていただきます。大臣がおっしゃったように、もちろん今の前提が変わる可能性が大だから、私は、いやいや、四年後ともいう話をしていただけです。

あわせて、私は、この地方公務員共済制度という全体に入れ込んでいくということも将来的には必要じゃないかなと。

特に、いろいろな地域では、確かにこの今の年金制度を存続しろという意見もありますし、きのう、私、たまたまお会いをした神奈川ネットワーク運動という方々は、議員年金はもう廃止をした方がいいと。やはり年金を一本化しながらという趣旨の団体も確かにございます。いろいろな各層の意見がある。一番は、やはり国民の皆さん、県民、住民の皆さんから支持をされる制度でないかと長続きをしないという点についてだけ、ぜひその点についての御検討もこれから、私どももそうかもしれないし、大臣や総務省の方でもその点も十分踏まえていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○竹中国務大臣 委員、申しわけございません。先ほど日本郵政に関連する認可の御質問をいただきましたときに、ちよつと日付、急な御質問だったので、正確ではなかったため、御訂正をさせていただきます。

一月二十三日と申し上げましたが、一月二十三日は設立登記の日でございます。創立総会が一月二十日に行われております。そこで選任、そして同日、認可申請を受けて大臣認可、そして創立総会後の取締役会で代表取締役社長の選任、その

ような手順でございました。

○後藤(金)委員 ありがとうございます。

○中谷委員 次は、寺田学君。

○寺田(学)委員 民主党の寺田学と申します。よろしくお願ひします。

竹中大臣と質疑させていただくのも数を重ねてまいりまして、徐々に、竹中大臣のお考え方がうか竹中イズムみたいなものが私の中にもどんどん宿つてまいりまして、常に私もその論を議論すべしというふうなお話をされているのを私自身も一つの教訓として、今回も私もその論というものを中心にやっていたいなと思っております。

そして、今回、地方の議員さんの年金の問題にもなりますので、特に政治家の身分に関しては、やはりその都度その都度、設立当時の趣旨と今も合致しているかどうか、そもそも論にのつとていろいろ議論していくことが私たちには必要であろうと思っております。

そういう意味において、地方議員年金、それに加えて、昨年の末にいろいろ議論がありました国会議員の年金、そしてまた、この委員会の中にもいろいろ御関係が深い方がいらつしやいますけれども、首長の退職金のことについて、この三本をある種いろいろ織りまぜながら、政治家の身分、その中においても、退職金であるとか年金という、いわば職務を全うした後に關しての待遇はどうあるべきかということ議論させていただきたいと思っております。

まず一点、確認の意味でもお伺ひしたいんですが、昨年、いわゆる国会議員の年金が廃止された、そういう法案が出て、国会でも採決されましたけれども、大臣自身として、もちろん、当然ですが、賛成されたか反対されたか、そしてまた、賛成されたとしたらなぜ賛成されたのか、お伺ひしたいと思います。

○竹中国務大臣 与党の一員として賛成をさせていただきます。その賛成した理由ですが、せつかく寺田委員に言つていただいた後なのに申しわけないのですが、これは余り私もその論にならない問題でもあろうかというふうに思ふんですが、いろいろな御意見があったというふうに承知をしております。そうした観点から、しかし、私はやはり、私も、国会議員等々、国民の前で襟を正さなきゃいけない立場の集団として、世論の真に真摯に耳を傾けるということが極めて重要であろうかと思ひます。

こういう公務員についている者の、人間の待遇については、それこそ国会議員の歳費が一千万がいのか二千万がいいのか、これはなかなか積み上げて判断できるものではないと思ひます。その意味では、しかし、社会一般の良識といひますか常識的な線で評価をいただいて、その上で、それがどのように高いか低いか、改善すべきところがあるかどうかというのを判断していく必要があるのだと思つております。

そうした観点から、今回の議員年金の話というのは、私は、やはり国民の声を耳を傾けながら、あのような措置をとるといふことが順当であるといふふうに判断をしたわけでございます。

○寺田(学)委員 大臣も国会議員であり、まさしく総務大臣という重責を担われていらつしやるので、法案の一つの賛否に關しても何かしらの御意思というものは宿つていると当然ながら思つております。

国会議員年金を廃止するという目的、そして賛成する理由というものは個々人それぞれあると思ひますが、国会としてあのような結論を出した、大臣御自身としての賛成の理由をもう少しお伺ひしたいんですが、国会議員の年金制度を廃止するという意味において、世論の中からのいろいろな声も上がつてきていると思ひます。その中から大きく分けるとして、議員の待遇自体が過剰ではないかというふうな声も一つ大きくありました。そしてまた片方で、いや、今、財政上非常に厳しい世の中になつてきているときに、少しでもいいから無駄なものを省いていこう、財政上の理由で廃止すべきだという声もあったと思ひます。

この二点において、大臣は、国会議員の年金を廃止されたことについてどのようなお考えを持たれますか。

○竹中国務大臣 国会議員の互助年金法を廃止する法律でございますけれども、これは自民党、公明党提出。これは、十八年の一月二十七日の衆議院の議院運営委員会におきまして宮路議員が提案理由説明をしておられますけれども、その提案理由説明が非常にすくと来るのではないかとこのふうに私は思つております。「議員年金のあり方については、国民より厳しい批判が寄せられ、各般の検討を重ねられてきましたが、与党としては、国民世論を真摯に考慮し、これを来年度から直ちに廃止する」という結論に至りました。」

委員御指摘のように、これは待遇の問題なのか、それとも負担する能力があるかないかという、まさに公費負担の増大に關する問題なのかという点に關して、ちよつと、AかBかということとは明確には申し上げられないといふふうに思ふんですが、国会議員に対する待遇について国民から厳しい目があった。厳しい目があった理由の一つとして、やはり国家財政がこのような厳しい状況にあつて、いろいろな歳出削減をしなければいけない、そういう中に私たちも置かれてるんだと。やはりその意味では、その双方を踏まえて、まさに世論の厳しい声があつたということではなかったかと私は認識をしております。

○寺田(学)委員 AかBかというように分けるけれども、理由の一つに、そういう財政的な部分、財政的に厳しいこの世の中において幾らかでも削減していこうという部分が理由にあつたという御答弁をいただきました。

そういう意味において、冒頭申し上げたとおり、さまざま、首長の退職金を初め、議員の、そして政治家の身分に關してお伺ひしますけれども、財政上の問題において、今回の地方議員の年金の財政上の問題点、いわばどれぐらいの公費をつぎ込んでいけるかという点と、国会議員年金にお

てどれぐらい公費をつぎ込んでいくかということにおいて、数字だけ眺めてみれば、たしか、私の調べるところによれば、国会議員の年金制度に対して公費負担というのは二十数億円、今回の地方議員年金の制度に対して公費をつぎ込むことに限って、もちろん対象者の数が全然違いますが、一概には比べられないんですが、二百数十億円かかると思われる。

そういう意味において、財政上のことだけ、非常に地方議員の年金制度の方が膨らんでいるというふうにとらえられても仕方がないと思うんです。

そういうことを述べさせていただいた上で、国会議員の年金制度と地方議員の年金制度、何が違う部分において違ふのかということをお答えさせていただけたらと思います。

○小笠原政府参考人 地方議員年金と国会議員年金の相違でございますが、私どもとしては、制度の基本的性格、運営方式、あるいは実態面等、さまざまな面で異なっていると考えております。

まず、基本的性格についてでございますが、御承知のとおり、国会議員年金は国会法三十六条の退職金に関する規定に基づいております。他方、地方議員年金は、先ほど来御説明をしておりますように、互助年金として創設されたという相違がございます。

それから、運営方式でございますが、廃止された、旧と申し上げるべきでしょうか、旧国会議員年金が国庫負担による恩給方式とされているのに対して、地方議員年金は社会保険方式を採用しております。

また、実態面におきましてでございますが、旧国会議員年金は国庫負担率といいますが、実質約七割であるのに対して、地方議員年金は公費負担率が約四割となっております。また、平均の年金額においても相当な相違があるというふうにご覧いただけます。

○寺田学委員 そのことは僕も質問する間に資料を見てわかっていますのでいいんですけれど

も、僕がお伺いしたいのは、そもそも互助年金だ、何とか年金だということの違いがある、そして公費負担の割合が違うというのはわかるんですけども、地方議員という一つの政治家と国会議員という一つの政治家、この二つの政治家において、地方議員においては年金制度、この法案は年金制度を維持するためにどうしたいかという法案である以上、存続していきましょうという考えを持たれている。国会議員に関しては、いろいろ議員が話し合った上でなくしましょうと言っている。

もとをたざせば、国会議員年金が一つできたことをもって、地方議員にも年金制度が必要ではないかということで地方議員の年金制度ができ上がったという経緯を議事録を見て伺っているんですが、制度がどう違うかはなくて、そもそも趣旨の問題として、地方議員と国会議員は年金制度を授かる授からないにおいて何が違うのかということをお伺いしたいんです。いかがですか。

○小笠原政府参考人 御質問は、国会議員年金が廃止された、それを踏まえて、地方議員年金も存廃についてどうかという御質問かと思いますが、確かに、先生御指摘のように、国会議員年金の創設を契機として地方議員年金が創設されたという経緯はございます。

ただ、実際にでき上がった地方議員年金といえますのは、先ほど申し上げましたように、その基本的性格あるいは運営方式、実態面等、実は相当程度国会議員年金とは異なっているというところでございます。今回の国会議員年金の廃止に伴いまして、必ずしも地方議員年金がこれに連動すべきものとは考えていない次第でございます。

○寺田学委員 僕自身、ヒステリックに、地方議員年金も国会議員年金がなくなつたんだからなくしてしまえという考えは持っていないんですけども、自分自身の思いを言いますと、国会議員年金が廃止される過程においても、どうも国民世論に流され過ぎて、もう議員の身分をどうするか

という本質的な問題を問われることなく、何かしら、かなり政治的な勢いの中で流されていったんだなということ、私個人としては思っておりません。だからこそ、こういう地方議員の年金制度を改めてどのように改善するかという話のときには、本当に議員にとつて年金制度というものは要るかどうかということをまじめにこの総務委員会でもやるべきだと思っているだけなんです。

私自身、お伺いした点をしっかりと答えられない部分、少々不服なんですけど、もうちょっと簡単に大臣にお伺いしますけれども、地方議員に對して年金制度というものは必要だと思われているかと思われているか、いかがですか。

○竹中国務大臣 私は必要だと思っております。ないしは、今の制度について、現行の制度を改善しながら維持することはやはり必要であろうという一つの判断をしております。

先ほどから寺田委員とのやりとりで、成り立ち、システム、性格が違うというのはわかった、しかし、では、どうしてそもそもこういう違うシステムになっているのか、そのことについて明確な説明ができるのかどうか、そのような趣旨の御質問であろうかというふうに思います。

これは、いろいろな意味での成り立ちが違う中で、いろいろな、歳費の水準そのものが違うわけですから、トータルとして、社会の常識としてパランスを失っているかいないかというところで判断をしていくのだというふうに私は思っております。

そういう意味からいいますと、今、地方分権に対する要請がさらに高まり、そしてそのための人材確保といいますが、身分上しっかりとした確保をしなければいけない。そういう中で、これまで昭和三十六年以降定着してきたこの制度を持続可能にして、今より待遇を切り下げていただくわけですからその上では厳しい面もあるわけですが、でも、この制度を活用して人材確保に役に立っているというのが今回の法律改正の趣旨であるというふうに私は考えております。

その意味では、私はこの制度は必要だ、まさにそう思つて改正をお願いしているわけでございます。

○寺田学委員 本日にこの議員年金という問題に關しては、国に限らず、地方に限らず、そしてまた首長の退職金ということに關しても、最近総理発言がありましたけれども、ともすれば非常に平面的な部分だけとらえられて、そしてまた、普通の一般生活には考えられないような額というものがその特権として与えられている以上、批判的ににはなりやしないかと思つております。

私自身、要らないものであれば要らないという決断を下していきたいと思いますし、要るか要らないかということに關して私どもが判断することじゃないことであらば言及はしないでしょうし、そしてまた、要るものであれば、それはどのような御批判を受けようとも要るんだということを説明責任として果たす必要があると思つております。

国会議員年金に關しては、昨年議論をして、国会議員として要らないと決めた。地方議員の年金制度に關しては、私自身、後ほど述べますけれども、国会の方である種今要るんだということを、改善する法案を出している以上決めていくことになると思つております。

そして、冒頭に申し上げた例題のうちの一つ、首長の退職金のことにも關してもお伺いしたいんですけれども、そういう制度があることに關して、この首長の退職金制度を必要と思われるか必要と思われるか、大臣としていかが考えられますか。

○竹中国務大臣 知事、市長、町村長、そういう方々の退職金が必要かどうかということでございますけれども、これはもう仕組みは委員よく御存じでございますけれども、例えば知事の退職手当につきましても、地方自治法第二百四十四条の規定に基づいて、各地方公共団体の条例で定められているものでございます。

各地方公共団体においては、知事の職責の重要性、そして任期の定めがあること等にかんがみて

退職手当の必要性を判断して、条例に基づいて支給しているというふうに思料しております。

この知事の退職金については公金で賄われるわけでありまして、これは議会の十分な審議を経ることが求められますし、情報公開が必要で、また、情報公開を通じて住民の理解と納得が得られるものとすべきであるというふうに思っております。

これは、必要かどうかということではなくて、そういうことを必要な場合にはしっかりと決めていただくような枠組みを、国としてそれを定めておくということは重要であると私は思っております。

○寺田学委員 今の大臣の御答弁の中から読み取れるものとして、国側として、やるかやらないかは自由に任せておく、そういう制度にしておきます、それで、やるかやらないかは地方自治体で独自に御判断ください、国側としては別にどうせよということに関しては言わないというスタンスが適当であるということですか。

○竹中国務大臣 基本的には、退職金を準備しておく必要性は一般としてはあるだろうというふうな考えのわけですが、だからそういった枠組みをつくっている。しかし、それをどのように具体化するかにについては、これは地方公共団体の条例にゆだねられているということになります。

○寺田学委員 もう少し簡便な質問をします。国側として首長の退職金制度を設けるか設けないか、そのようなことに関して、それに付随することに関して、こちら側としてどうすべきかということはあるべきか言うべきでないか、言う立場にあるか言う立場にないか、そのようなことをお答えいただければと思います。

○竹中国務大臣 同様の議論を、前に一度たしか寺田委員とさせていたことを記憶しております。地方自治、地方分権というのは地方に任せることである、地方に任せるということを国が決めるのかどうかという、ある種非常に哲学的な問題を

含んだ問いかけを、前回に引き続き寺田委員がしておられると思います。

しかし、これは、国家組織として、一つの国という統治機構として、地域の枠組みを決めておくということは、私はやはり当然必要なだろうと思っております。その枠組みとして何を定めるべきかという点に関しては、時代の変遷、経済社会状況によつて、これは絶対唯一のものがあるわけではなくて、変わっていくものだというふうに思っております。

しかし、今我々がこの総務委員会で議論していただいているさまざまな法律というのは、まさにある種一定の枠組みを決めておくことが国家としての自由度は地方に持つていただきたい。今、一つの大きな流れとしては、そのような中で我々はさまざまな問題の政策議論を進めているというふうな理解をしております。

○寺田学委員 そういう運び得る制度というものを、地方自治というものを拡充する中で設けていくということだと思っております。

一点、ちよつと横道にずれますが、純粋な疑問として、公務員部長で結構ですので、なぜに知事は退職金で、なぜに地方議員というのは年金制度になっているのかという部分をお答えいただけたら幸いです。

○小笠原政府参考人 御承知かと思いますが、首長、知事に対してはもちろん退職金がございますが、一般の地方公務員と同様に、ここで今御提案している法律そのものですが、地方公務員共済組合に加入して、基本的には、加算の措置を除きますと、給付あるいは掛金の要件も一般の地方公務員と同様に、共済組合の長期給付、年金に加入していただいております。

それで、こうした性格でございますが、知事その他を含めまして常勤の職員に対しましては、基本的に、制度の考え方としては国家公務員と同種のものとする観点からその種類を法定して、たゞ、支給方法については、大臣が御説明しております。

ますように、条例に定め、各公共団体が自主的に意思決定すべきものである。

他方、地方議会議員は常勤ではございません。したがって、退職手当を支給することは法令上できないことになっております。また、先ほどの議員立法でつくられましたいわゆる地方議会議員互助年金法制定前におきましては、退職年金の支給も行われていなかった、つまり両方なかった、そういうことから年金制度が創設されることとなったものというふうに承知しております。

○寺田学委員 大臣にお伺いしたいんですけれども、地方議員の年金に関しては、法定して、どのような形で運用していくかということも議論する今の法案が出てくるわけですが、やそこより一般論としてお伺いするんですが、地方議員の待遇ということに関して、ある自治体とある自治体の待遇に差が出てくることは妥当と考えるのか、いや、ふさわしくない、望ましくないと考えられるのか。

もつと例えて言うなら、例えば、僕は秋田ですが、けれども、秋田県の県議会においては県議会議員年金をなくしました、ある種待遇が変わつています、だけれども、どこかの、隣の岩手の県議会の方では議員年金というのは残っています。このように、地方議員の待遇というのに関しましては、種差が出てくることは、議員年金制度がどうこうということではなくて、一般論として、議員の待遇に差が出てくることは、地方自治を運営していく中でふさわしいと思われるか、それとも望ましくないと思われるのか、どちらでしょうか。

○竹中国務大臣 極めて一般的な考え方として今寺田委員お尋ねだと思っております。

例えば地方議会議員の性格そのものについて、これはやはり、国家、国として一つの枠組みといえますか性格づけを法律でしっかりと与える必要があると思っております。その性格づけを与える中で、一つの待遇の問題としてこのような年金制度も現状では含まれているというふうに私は理解しております。

しかし、では待遇は全く同じかというと、現実にはこれは違う面もあるわけですね。例えば、一部県知事さんが退職年金を受け取らないということも、最近の事例として承知をしております。したがって、違つてもいいかどうか、全く同じであるかというふうな、決してゼロ、一の話ではなくて、枠組みは、基本的な性格づけに関する部分は、国としてやはり法律事項として決めていかなければならないということだと思っております。

しかし、その枠組みの範囲で、地方はいろいろな事情があります、いろいろな創意工夫もありまして、そういうところは、現実問題として、非常に臨機応変、現実的に対応をいただくと、これが基本的な考え方であるというふうに思っております。

この地方議会議員の年金制度にしましては、そうした意味で、政策的に設けられた、つまり、地方議会議員の任務は重要である、それを勘案して、公的な性格を持つ互助年金制度というふうな位置づけることができる、そういう性格のものであると考えております。

○寺田学委員 今の大臣の御答弁、よくよく、御趣旨は本心に理解できたんですが、これから地方分権というものが進んで、まさしくそのような時代の中で、地方自治のあり方というものも当然ながら含んでいる議会制度のあり方、例えば、給料一千万で二百人、三百人の大きな議会をつくつて夕方だけやろうとかいう形もあれば、従来の、今のような議会制度もつくることができていいものだ、これからの将来的なことに言えは思ふんです。

そういう意味で、いろいろな、国としてどうあるべきかという性格づけというものを柔軟にしていくなきゃいけないと思ふんです。地方自治体としてこれは要らないといえは要らないと思つていい制度にしていいたいと思ふんです。今大臣が例題として言われた、私がさきにした

質問において、格差があつていいかどうかという中での例題で、いや、宮城の県知事さんは退職金をなくしましたという御発言があつたんですが、それも一つのあり方だと思ふんです。私もそう思ふんです。

このことを法文的に言ってみると、知事及び市長等の首長だと思ふんですが、地方自治法の二百四条においては、そういうものを、そういうものというの、地方の首長の退職金制度を創設することができ、ちよつと法文どおりではないですが、やることと裁量権が与えられているような法文にはなっております。しかし、今回議論している地方議員年金に関しては、ある種強制的に全部つくらなさいという法律になつています。宮城の県知事さんのように、議会として、議員年金というものは、ではうちだけは廃止しようということはできない制度になつていふんです。

なぜに知事の方は、首長の方はある種何々できるという裁量の余地が含まれている制度になつていて、地方議会の方の年金制度というものはそういう柔軟性を持たないような形になつていふのか、そこら辺、大臣はいかがお考えになつていふのでしょうか。

○小笠原政府参考人 制度面につきましては私の方から御説明させていただきますが、先生御指摘の、退職金と年金となぜ違うのかということでございますが、一つは、年金といふものは保険でございます。つまり、保険集団、それを安定的に運営するためにやはり一定以上の規模が必要でございます。そういう意味からして、全国すべからず強制的に加入という制度をつくり、制度の仕組みや給付内容について法定している面があるのではないかとしうふうに思われます。

また、公費負担を行うということになりますと、任意加入であつて住民の税金で負担するといふ仕組みもなかなか難しいのではないかとしうふうに考えます。

○竹中国務大臣 今回お願いしております議員年

金制度に関しては、今部長が答弁されていたとおりだと思ひます。これは要するに年金制度ですから、まさに保険ですから、保険というのはブルがあつて初めて保険になりますので、私だけ保険というのはあり得ないわけで、私だけ保険に入るといふのは特に公的な保険の場合にはあり得ないわけでございます。

その意味では、さらに公的な資金もそこに投入するということになりますと、そこにまさに典型的な公共財の考え方が出てきます。この人だけ排除する、この人だけが独占するということができるなくなる性格のものでありますので、個別の退職金の話とは少し性格が異なつてくるのだといふふうに考えております。

○寺田(孝)委員 制度的な面から見て、そういう今の現状といふものの方が一番適しているといふお話であつたと思ひます。

年金制度に限らず、本日にこれから地方分権を進めていく上では、今まで地方のあり方をどうすべきかといふことを国会の方で本日にさまざまなことまで決めていくのが一つの慣習であり、今までのやり方であつたと思ふんですが、本日に分権が進むのであれば、地方に本日に直接的にかかわる問題に関しては、地方の方々が各種意見を出し、そして、大臣も以前から言われているとおり、自由と責任といふものを享受できるように、地方の意見が本日に尊重されて、そして、責任が持てるような枠組みといふものをどうつくつていくか、その中で、例えばこのような問題であるとかを議論し決定していくという方向が一番ふさわしいと思ひます。

そういう意味において、先週でしたか、地方六団体の方が地方行政協議会というものをつくつて、地財計画を初め、さまざま地方に深くかわる問題点に関しては、どういふスキームにかちよつと詳しくはわかりませんが、本日に実際に働いている地方の行政の方及び首長さん、議長さん含めて、中に入つて議論していくという枠組みをつくつたらどうかといふことを話してしまし

た。

もちろん、大臣としては、いや、以前から地方とのヒアリングは行つていて、協議の場は持つていふことを言われると思ふんですが、この地方六団体側が主張しているのは、協議の場よりももう一歩前進させた、その場の中である種物事を決めていく、一つの拘束力を持つような会議体といふものをつくつていくのがふさわしいのではないかと六団体側は訴えています。

そのことに関して、そしてまたこのような提案に關して、総務大臣としていかがお考えになられますか。

○竹中国務大臣 今の御質問の中で前半委員がおっしゃつた、まさに国がどこまで地方を縛るのか、つまり、基準づけを行うのかといふ問題については、これは三位一体の改革におきましてもいろいろと委員の先生方に御議論をいただいたことに深く関連してくる問題だと思ひます。

今回の一連の議論の中で、地方の検討会も分権の推進法を定めるといふことを言つておられます。そして、私の方は分権一括法を見直すべきだといふことを申し上げております。いずれにしても、やはりそういうプロセスに入らなければいけないと思ひます。私にもございまして、そういう中で、今寺田委員が一連議論されたことを、ぜひ積極的に御参画いただいて、いろいろな御議論を賜りたいと思ひます。それは、真の地方分権を確立するために本日に重要なプロセスになつていふかと思ひます。

そして、その上でもう一つ、ちよつと正確な名前には記憶がちよつとあれですけども、地方行政協議会というような名前、国と地方の協議の場を、より法律の枠組みをしつかりと与えてやるべきではないかと。これは、以前から地方六団体の方の議論の中に出てくる問題があると承知をしております。

今後、地方ともしつかりと議論はしていきたいと思ひますが、私は、これは寺田委員が先ほど言つてくだされましたけれども、今の国と地方の協議

の場といふのは既にそのようなものとしてしつかりと機能しているといふふうに考えております。また、そのような地方の代表のようなものを行政の組織の中に組み入れることが本日にできるのかと。むしろ、各地域を代表して国会議員の先生方がこの国会で今議論をしてくださつていふわけでございますから、それとの関係は一体どのようなのかといふような素朴な問題も出てくるかといふふうに思ひます。そうした観点を踏まえて、地方とはその真意も含めてよく議論をしていくつもりであります。いずれにしても、地方の声はしつかり聞きます。

明日も六団体と総務大臣の懇談会がありますので、これは貴重な時間ですので、私もしつかりと議論をしてまいりたいといふふうに考えております。

○寺田(孝)委員 地方分権時代、地域主権の時代において、本日に、国側と地域側といふものがある、一歩過剰に踏み出すこともなく、信頼し合つて、そしてまた、大臣の言われる責任と自由といふ関係といふものを築けていけたら一番いいことだと思ひます。そういう意味において、まだまだ、国の側の方が地方の議会制度がどうあるべきかといふところまでいまだ実質的にかなり縛つていふ部分があると思ひます。この間、法律改正によつて、助役だ何だといふのはなくなるとか、重複して委員会に入るようになるかどうかといふような形にはなつたと思ふんですが、もつと大幅な、ある種自主権といふものを地方に与えて、国としても、何かいろいろな考え方、思惑はあるうとも、やはりそこは相手側を信頼して見守つていくような関係が築けたらいいと思ひます。

もう残りほんたうないので、ややちよつと軽目の質問、軽目といふか話題性に合つたものを質問したいんですが、総理の方が財政諮問会議の方で、知事や市長の退職金は多過ぎる、自分も要らないので首長もあきらめたらどうか、地方議会でも退職金自体を撤廃したらどうかといふ御発言をされた。

冒頭申し上げたとおり、この総務委員会室にも参考人としてお呼びしたい方がいらつしやいますし、僕の身内にもそういう該当者がいるので何とも言いづらんですが、本当に総理がこのように思われているのであれば、いまだ国の方がある種制度としてグリッブしている状態にあるので、地方自治法をある程度ちよこちよこいじつたり、交付税の措置のあたりをちよこちよこいじつたりすればそういう流れには持つていけると思っていますね。

それを考えるとして、大臣としてどうですか。この発言をある種総理の意見だと考えるのか、それとも、ある程度総理の意思が含まれているというふうにとらえられて、何かしらの法的なアクションを起こされる予定かどうかというところをお伺いしたいと思います。

○竹中国務大臣 御指摘の小泉総理の発言は、四月二十七日の経済財政諮問会議における発言だと思えます。

まず、谷垣大臣の知事の退職金は地方でも議論になっているという指摘を受けて、総理から、知事、市長ももつと退職金について考えてほしい、多過ぎるのではないかと趣旨の御発言がございました。

このとき、なぜこういう経緯になったかと申し上げますと、これは総人件費改革の議論をまさにやっていたわけです。働いている人間、これは総理であれ一般の皆さんであれ、給料は高ければ高いほどいいわけでありまして、しかし、総人件費を公務員に関して大胆に抑制しようという議論を政府を挙げてやっている、その中で一つの問題提起として御発言されたものというふうに認識をしております。

寺田委員の御指摘は、では、それに基づいて、国が縛っているんだから関連法令を変えろという趣旨なのか、もしそういう質問でございまして、そんなことはもちろん総理は考えておられないと思います。その場合でも、これはたしか条例で決める問題だねというふうに総理はおっしゃって

おられて、はい、そのとおりですと私の方からしかそのような趣旨のことを、種々のやりとりがあったというふうに思えます。

まさに、そういうことを国が縛るのではなくて、自主的にできることをしっかりとやって、財政をスリム化できるところをスリム化して住民に、国民に還元していくというのが政治家の一つの姿勢であろう、そういうような意味で一つの問題の提起であつたというふうに認識をしております。

○寺田学委員 来年に統一地方選挙を控えて、そしてまた、地方分権が本当にこれからも加速していく、どの党が政権をとつても加速していく時代に入っていると思えますので、本当に一刻も早く地方自治を、言い方は悪いですが、縛るようなものがある種自由裁量を与えるような形で解放して地方分権というものを進めていければと思います。

以上で質問を終わります。

○中谷委員 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝です。

私は、最初、政府参考人の方に伺っておきますが、一つは、四月二十八日に厚生年金、共済年金一元化について基本方針が閣議決定されました。まずその一つは、地方議員年金というのは地方公務員共済組合に一応入っているんですが、今回の一元化決定では地方議員年金の方は関係がない話だと思えますが、これを確認しておきたい。

もう一つ、あわせて伺っておきますが、この一元化の決定によると、公務員共済における恩給期間に係る給付について、負担に見合った水準に減額するというふうにあります。ただ、減額により、給付額が二百五十万円を下回らないこととするとなつておられます。そこで、この二百五十万円の水準というのはどういう根拠でこのようになつてきているのか、この二つのことを最初に政府参考人に伺います。

○小笠原政府参考人 まず一点目の、地方議会議員年金が今回の一元化に関する方針の中に含まれ

ているのかどうかということですが、先生もおっしゃいましたけれども、この年金は、地方公務員等共済組合法に規定が置かれておりますけれども、一般の地方公務員の方が加入される地方公務員共済年金とは異なる、全くの別制度でございします。

先般、先ほど先生が御指摘になりました基本方針が閣議決定されたところでございしますが、これは、公的年金制度の一環としての地方公務員の共済年金を対象とするものでございまして、地方議会議員年金は対象ではございません。

それから二点目の、まさにその被用者年金の一元化に関する基本方針に関するところでございしますが、この基本方針においては、公務員共済における恩給期間に係る給付について、減額することとされておりますけれども、その中で、「減額により、給付額が二百五十万円を下回らないこととする」との措置を講ずることとします。

この二百五十万円という基準でございすけれども、これは、その減額措置によつて同じ時期の厚生年金の算定式による水準を下回ることのないよう配慮された。つまり、その二百五十万円を下回るようでありまして、それを当時の厚生年金の算定式で算定した額よりも少なくなる場合があるが、得るといふことで、今回の一元化の趣旨にかんがみまして、これらの範囲につきましては減額の対象としないというふうにしたものでございします。

○吉井委員 要するに、高齢者世帯の全国消費実態調査による公的年金・恩給給付額二百四十七万円、月額二十万円とされておりますが、大体これを下回るようなことにならないようにと。それは、下げる場合でも受給者に係る生活の安定という観点からも重要なものと考へての措置であつたというふうにも思ふわけです。

この話と議員年金の話とは全く別な話、これは当然のことなんですが、今回の議員年金の改正では既裁定者からも一〇%の一律カットというのが打ち出されているわけです。お話を聞いています

と、「給付額が二百五十万円を下回らないこととする」というのは公務員の方ではあるんですが、ですから公務員共済の場合はその水準の上の人が下がることはないんですけれども、地方議員の場合は一割削減で、上だった人が下を下げるといふことも当然出てくるわけですね。

そこで、「既裁定者の生活に与える影響は大きいもの」と言える。として、先ほど来出ておりました検討会報告ですね。あちらの方では、「ただし、既裁定者の生活に与える影響を考慮し、一定の配慮措置を講ずること」というふうに述べられていますが、この配慮措置というのは、法案の方ではこれはどういうふうになつてくるんでしょうか。政令の方で考えていくということなんですか。

○小笠原政府参考人 今先生が御指摘になりました検討会報告書、その法案への反映ということとございしますが、これは今回提出しております法律の第九条というところで、経過措置的な規定でございすけれども、これ「これ」により算定した退職年金の額が、平均的な退職年金の額の状況、退職年金の額の分布状況その他の状況を勘案して政令で定める額より少ないときは、これらの規定にかかわらず、当該政令で定める額に相当する金額を退職年金の額とする。」ということ、いわゆる先生がおっしゃった最低保障額的な性格のものにつきましては政令で定めることを予定しております。

○吉井委員 年金受給額を含めた老後の所得というのは個人の条件で随分違つてくるものですが、ただ、今も高齢者世帯の全国消費実態調査による公的年金・恩給給付額二百四十七万円、月額二十万円、この水準からして公務員共済の方は二百五十万円。それとは関係のない世界にはなるんですが、地方議員の年金の場合は、一応、下がる場合について今おっしゃつた政令で最低保障的なものは考へていくということなんです。ただ、この中身をよく見てみると、実は、地方議員の年金額というのは、平均年金額は二百万円なんです。これは、平均で都道府県議で二百十八万円であるのに

対して、町村議の平均だつたら七十三万円。七十三万円という大体月額六万円。他に職業を持たずに専業で議員活動をやつてきた町村議の方の場合であれば、国民年金の六万円と合わせても大体月十二万円。これは、老後の生活というのは一般の公的年金者と比べて随分厳しいということもなつてくるのではないかと。

こうした水準の人々にとっては、町村であつても、そこで地方自治の拡充ということ役割を果たしてもらうというときに、やはりこういう水準の人の場合、一〇％カットというのはさらに生活への影響は厳しくなりますから、この配慮措置というものは、やはり生活保障が成り立つということも考えたものでいかないと、実は制度というものはお金のだけの、全体の財政だけの話じゃないですから、制度そのものの安定的な発展という点でも問題が出てくるんじゃないかと。

ですから、そういう配慮措置というのは、その面で、生活が成り立つということについてどのようになつていくのかということを重ねて伺つておきます。

○小笠原政府参考人 委員御自身もおっしゃつておりますが、今回の地方議員年金と一般の公的年金とは性格が違います。つまり、一般の公的年金というのはいわゆる国民年金の一環としてのという意味で申し上げておりますが、それとも一つ重要な点は、地方議会議員の方々はその公的年金にも重複して加入できるわけでございます。したがって、先ほど来、二百五十万円云々というお話がございしますが、最低保障額についてそれと同列に考えることはできないのではないかと思つておるところであります。

○吉井委員 ですから、私が先ほど、年金の話というのは個々によつて条件が物すごく違うというのはそういう意味でして、確かに入る人もあれば、比較的人口規模の多い市議会とか、常勤的な議員活動を職業的にやつていかないことにはなかなか役割を果たせない、そういう自治体もまた随分あるわけですから、ですから、その場合に一律

にいかないということを前提にして今の話を伺つたわけですが。

次に、こういう例で伺つておきたいんです。四十年間働き続けて、普通年金を受給するといふときのことを考えてみると、民間企業の場合ですと厚生年金に入つていて、公務員だつたら公務員共済年金ですね。それで、四十年後にはそれに見合つた年金が入つてくるわけですが、この労働者が十六年間働いて、市会議員を二期八年やつて、引き続き県会議員を二期八年やつて、さらにそれから衆議院議員を三期八年務めておやめになつたという場合、合計四十年間働いてきたことになるんですが、この方の場合の年金というのはどういふふうになつてきますか。

○小笠原政府参考人 委員御指摘の方が、仮にといひますが、そうなるはずでございますが、国民年金に四十年加入していたとした場合、老齢厚生年金十六年分、それから老齢基礎年金四十年分が支給されるわけですが、地方議会議員年金、それから国会議員年金につきましても、受給資格年数を満たさないため支給されないことになるわけでございます。

○吉井委員 今、国民年金のお話だつたんですけれども、私、民間企業の場合だつたら厚生年金というお話をしたように、サラリーマンだつたら厚生年金なんです、四十年間。それでいきますと大体二百八十万円ぐらいになつてくるんですが、今のような十六年で議員活動の世界に入つて四十年という方の場合は、十六年間の厚生年金に見合ふ分しかないわけですね。そうすると、御本人だけだつたら二百二十万円あるかないかぐらい、御夫婦で、標準モデルということ国が出しているものでも二百万円に満たないということになつてくるわけですね。

伺つておきたいのは、今度は、同じように十六年間労働者として働いたんだけれども、その後続いて市会議員三期十二年、市議会といつても政令市に近いぐらい大きいことですね、県会議員三期十二年務めて合計四十年働いたという方だつたら、大体どういふふうになつてくるのでしょうか。

○小笠原政府参考人 先生御指摘のケースでいいますと、公的年金については先ほどと同じでございますが、老齢厚生年金十六年分、それから老齢基礎年金四十年分、それから都道府県議会議員共済会及び市議会議員共済会からそれぞれ退職年金が支給されることとなります。

○吉井委員 これが、三期十二年、三期十二年で、市議会の方で大体約二百万円、県議会が二百万円、合計四百万円、それに十六年間の厚生年金等がついてくるから、そういう場合ですとおよそ六百万円近くになつてくる。

ですから、この議員年金の問題というのは、四十年間働いた方の場合で考えますと、ある人の場合は、四十年間のうち十六年間はサラリーマンだつたんだけれども、あとは議員活動をやつた。しかし、サラリーマンですと過ごしたよりも、年金として見れば半分ぐらいいか入つてこないという人もあれば、後者のような場合というのは非常にレアケースなんですけれども、三期十二年、三期十二年、市議会、県議会やつて両方入るといふ人はレアケースですけれども、通常、四十年間サラリーマンで通した人よりも二倍近く年金額が入るとか、こういう矛盾というのがあるわけですね。

この矛盾というのは、結局、議員年金という制度が、互助年金という年金制度ではあるんですが、議員という世界でいけば頼母子講的にやつていてという性格で、これが厚生年金とか共済年金とか、議員になるときに接続されないという現在の制度上の問題があるんですね。これが接続されておればこういう矛盾はなくて、四十年間労働者で来た人に比べて、半分しか入らない人がおつてみたり二倍近くも入る人が入つてきたりとか、そういう矛盾というものは回避することができるといふことになるわけですね。

一方、頼母子講的な制度ですから、国会議員の場合は、さつき出ていましたけれども国会法三十六条というの、あれは退職金を支給することが

できるということであつて、その規定に必ずしも合はないんだけれども、いけば国会という小さな世界で頼母子講的に国会議員互助年金制度というのをつくつたから、この頼母子講的な制度ですと、やがて分母が小さくなつていつて分子が大きくなつていつたら破綻するのが当たり前で、財政的に見合わないときには税金投入、こういうふうになつてくるわけですね。

ですから、今回の出てきている法案というのは、議員共済会の基金が減少して制度維持が難しい、だから税金投入で解決をしようとなんていうのが、これは結局、頼母子講的な制度でやつていく限りこの矛盾からは解き放たれることはないと思ふんです。もちろん、うんと将来的には、分母が小さくなつても、世代が何世代かわかりませんが分子も小さくなつてきますからもう少し形は変わるかもしれません、今の合併と定数削減が続くもとは、分母がどんどんどんどん小さくなる、分子はどんどんどんどん大きくなる、この矛盾といふのは続くわけですね。

ですから、この制度を考えたときに、ここは大に伺つておきたいと思ふんですが、さつきも言いましたように、同じ四十年働いても、民間企業の四十年働いた方に比べて、市議会八年、県議会八年、国会議員が八年だつたら議員年金はゼロ、労働者の場合は退職金が年金以外にありますけれども、退職金もゼロという世界になるわけですね。ですから、やはりこの制度的な矛盾といふのは、結局は、地方公務員共済法の中だけで現行制度を維持するといふことを考えて、その組み立てでいく限りなかなかこの矛盾は解けない。

要するに、基金が不安定な性格を持つていてといふことをどうするかといふことと同時に、議員の年金をどうするかといふことですね。ある人は、二十四年間議員をやつても議員年金全くゼロという人もあり得るわけ、その点をどうするかといふのはちゃんとしておかないと、議員になるというの、大資産家、セレブと言われるような人しか議員になれないということになつてくる

と、これは議会制民主主義そのものが危ういことになり、この方程式の解をどう求めるかという問題は、検討会でもいろいろ検討課題だといふことにはしているようですが、法案を提出された大臣の方でもやはりこの点を解いていくという検討を深めないと、数年すればまた同じことを繰り返すということにならざるを得ないと思うんです。この点について大臣の考えを伺っておきたいと思ひます。

○竹中国務大臣 この地方議会議員年金制度について、今回の改正を超えて、より長期的な点についての問題意識を今、吉井委員からお示しをいただきまします。

これは吉井委員御自身が今述べられたことでございますけれども、この議員年金は、地方議会議員の任務の重要性にかんがみて政策的に設けられたまことに互助年金制度でございます。したがって、いわゆる国民皆年金の一環として設けられた公的年金である厚生年金とは、これはやはり制度の趣旨、性格は異なっているわけでございまして、そこはやはりしっかりと認識をする必要があらうかと思ひます。

公的年金においては、相互の資格期間の通算が認められているわけでございましてけれども、公的年金でない地方議会議員の年金と公的年金である厚生年金というのは、やはりこれは一種の代替性があるものでは決してなくて、しっかりと違うものであるということを認識しなければいけない。その意味では、こうしたものを接続するとか期間通算するというのは、これはやはり困難であらうかというふうに基本的な性格からは申し上げなければいけないと思ひます。

一方で、委員御指摘の、では長期的にどうしていくんだというところ、これは重要な課題であると思ひます。この議員年金の長期的なあり方については、これは検討会報告でも指摘されていますように、そもそも地方議会の役割は何なんだ、どうするんだ、地方議会議員の処遇のあり方をそもそもどうしていくんだという、さまざまな角度から

慎重に検討していく必要があるかというふうに思ひます。

委員は、今、頼母子講という言葉は何回かお使ひになりましたけれども、基本的に、これは互助年金、つまり一種の保険制度ですから、保険である以上は頼母子講的な性格はぬぐい去れない。これは、どんな制度であれ、そのようなものなのだと思います。

ただ、地方議会議員の待遇は重要である、そして、それを長期的に考えなければいけないということ、それに関して検討を深めようという議員の御指摘に關しましては、検討会報告でも指摘されているように、慎重に検討を深めていきたいというふうに思っております。

○吉井委員 この間の検討会、研究会でも、現行制度を維持していくにはどうするかという角度からの問題だったんですよ。現行制度のままではなかなか解が出てこないということになりますから、地方自治を拡充するという問題と、それから議会制民主主義の安定した発展をどうするかという問題を考えたときに、これは地方でも国でも、議会の役割と議員の処遇とか一元的な年金制度というものを真剣に検討していくということ、先ほど寺田議員の方からの御提起もきつとそういうことも含めてだったんだらうと思ひながら聞いていましたけれども、やはりそこをきつと考えていかないと根本的な方程式の解は出てこないというふうに言わざるを得ないということを申し上げて、質問を終わりたいと思ひます。

○中谷委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

質問も最後になりますと、もうほぼ言い尽くされたような話になりますと、結果的に質問内容が重複する部分も出てくるかもしれませんけれども、その点については御理解をいただきたいと思ひます。

それでは、共済組合法の一部改正案に対する質問を幾つかさせていただきます。

であります。二十八次地方制度調査会答申というのがございます。その中で、地方分権時代において、議会機能の充実強化を指摘しまして、そのため、議会の政策形成機能の充実策として自治法の改正が行われたわけでありまして、同答申は、あわせて、議員においても幅広い層からの人材確保の必要性をうたっていることから、議会機能の強化と議員の人材確保は一体のもの、このように考えております。

このような答申の背景には、地方分権と市町村合併の急速な進展によって、住民に対する市町村行政の応答能力、高度な創意性が求められているというところにこの考えの基本的なところがあると思うんですが、その場合、活動に見合う経済的保障、先ほどから歳費の問題が議論されているわけでありまして、その経済的な保障も人材確保の条件の重要なファクターである、同時に、安定した議員年金の保障もこれまた経済的な必須条件の一つと考えるわけですが、まずこの点について確認しておきたいと思ひます。

○竹中国務大臣 今御引用いただいた二十八次地制調、地方議会機能の充実、その点に關しまして、それは極めて重要なことであるというふうに私も認識をしておりますし、その中に、まさに経済的な、議員さんの活動基盤をしっかりと保障していくということも、当然のことながら重要なその一部であるというふうに認識をしております。

○重野委員 それでは、今の答弁を踏まえて、以下、逐次質問してまいります。

改正案の内容についてでありますけれども、市町村合併に伴う市町村議会議員の減少による議員年金の財政悪化、これに本法案の出発点があると思ひます。政府主導の平成の大合併がこうした事態を招いたことに違いはありません。実際、千八百市町村となったことで、一万九千人の市町村議会議員が減るわけですから、これは年金財政に重大な影響が出るのは当然であります。合併に伴う年金財政への影響というものがこの合併を進める上の議論の中で十分読み取れなかった、そういう

責任、これはやはりまず明らかにすべきではないかという点が一つあります。

また、この合併は間違いなく国策でありまして、国策ともいふべき合併による影響をすべて年金関係者、とりわけ既受給者に負わせるというのは行き過ぎではないのか、私はこういう問題意識を持つのであります。この点についてどのように考えておられますか。

○小笠原政府参考人 まず、先生御指摘の一点目の、合併の影響という点についてでございますが、前回、平成十四年の改正案を検討するに際しまして、当時から市町村合併というのは積極的に推進してまいりましたので、その影響が生ずる可能性はあるということは当然認識されておたわけでございます。また、前回のこの国会審議におきまして、そういうような議論が交わされております。

ただ、当時の私も総務省の判断をいたしました。影響は、この可能性はあるにしろ、その市町村合併がどの程度数的に進捗するかというところ、市町村合併の影響、その制度への反映につきましまして、次期財政再計算において対応することとされたところでございます。

それから、先生御指摘の二点目の、既裁定者へ影響を及ぼすという点についてでございますが、確かに、その点につきましては、既に御答弁申し上げておりますように、憲法上の財産権の問題とも関係いたしますし、既裁定者に痛みを伴うことについては大変恐縮ではございますが、現時点での共済会の年金財政の状況というのは大変厳しいものであること、それから、今回の制度改正におきましては、現役の議員の方々の掛金を引き上げあるいは給付を引き下げ、それから公的負担金につきましても、市町村合併の影響に対する激変緩和措置といひますか、別途の上乗せ措置というものをいたしますし、あるいは財政単位を一元化するというような、とり得る対応策といひますものはできる限り十分とった上で、既裁定者にも応分の

負担を求めることとさせていただきますと考えておりますので、御理解を賜りたいというふうに考えております。

○重野委員 そこで、市町村合併特例法六十五条三項並びに地方議会議員年金制度検討会報告以下、これについて聞いていきます。

まず、特例法に規定をしております必要な措置、必要な措置とは具体的に何を言っているのか、必要をひとつ明らかにしてください。

○小笠原政府参考人 先生今御指摘になった必要な措置のくだりは、市町村合併特例法において、国は市町村合併に伴う市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとされているところでございます。

この必要な措置とは、私どももいたしましては、負担金率の引き上げを含む制度の見直しを行うことを指すものと考えております。

今回の制度改正につきましては、こうした合併特例法の規定の趣旨を踏まえまして、給付の引き下げあるいは掛金の引き上げに加えて、市町村合併の進展による影響に対する負担金の激変緩和措置というものをを行うこととしているところでございます。

それから、ちよつと恐縮でございますが、先般の吉井委員への答弁の中で、私、いわゆる最低保障額に関するくだりで、条文について九条と申し上げましたが、附則八条でございますので、訂正させていただきます。

○重野委員 今説明されましたけれども、確かに、掛金の引き上げあるいは給付の引き下げ、公費負担の引き下げ、こういうことが具体的内容と言われているわけですが、しかし、それだけなのかという問題意識を持ちます。

検討会報告では、「共済会が全体として支え合う仕組みが必要であり、その形態には、組織の統合や財政単位の一元化が考えられる」、このようになっています。その段階で、「地方議会議員数が全体として減少していく見通しの下では、将来

的には組織の統合も考えられる」、こういうふう述べておるんです。

先ほども指摘をしたように、長期にわたって制度の安定が求められる年金において、この規定には組織統合も当然含まれるはずだと思ふんですが、なぜ今回のこの法案では、市・町村会の統合は除外をしまして一元化にとどめておりますけれども、その理由は一体那边にあるんですか。

○小笠原政府参考人 先生今お説になりました検討会の報告書でその点についてはまさに指摘されているところでございますが、組織の統合、確かに将来的には考えられるわけですが、現時点で将来的には考えられず、各議員共済会とそれに対応する議長会の組織との関係をどのように整理するか。あるいは共通の電算システム、市と町村の共通の電算システムの整備をこれから検討しなければなりません。そういった課題につきまして、なお十分な時間をかけた調整が必要であるという認識でございます。そういう意味から、組織の統合につきましては今後の検討課題とさせていただきます。

ただ、先生御指摘になりました、いわゆる年金財政への影響と申します効果という観点から見ますと、今回の財政単位の一元化及び両共済会の間で財政調整を行うということで、財政面での目的といえますか、そういうものはおおむね達成されるのではないかと申すように考えている次第でございます。

○重野委員 確認いたしますが、この法案をつくる段階において、市長会あるいは市議会議長会とか、地方六団体がありますけれども、そういう団体とのこの法案についてのすり合わせというか提案というか、これを一本化したという立場に立ってそういう団体と話をしたという経過がありますか。

○小笠原政府参考人 先ほどもちよつと御答弁させていただきましたけれども、検討会につきましては、各都道府県、市・町村の共済会の代表の方、議長さんが御参加されておりました、その

方の意見も十分反映いたしまして報告書にまとめられたものでございます。

したがって、先ほどの、将来的には統合は考えられる、ただし、組織といいますが、議長会の組織との調整とか電算システムの統合については十分調整する必要があるというの、そういうことは共済会の方々と共通認識ではないかと考えております。

○重野委員 統合の方向性については大筋確認されておるんでしょうか、時期の問題は別として、○小笠原政府参考人 どういう言い方をしているのかちよつとわかりませんけれども、将来的には統合の可能性もあるものの、これこれについて十分調整する必要があるというのが、現時点での私どもあるいは議長会も含めた認識でございます。

○重野委員 これは非常に重要な問題ですので、今後そういう方向に移行するように、念頭に置きながら、ひとつ努力していただきたいことを申し添えておきます。

次に、平成三十九年度末までの財政効果試算というのがあります。最終的に、都道府県議会議員の共済会が百十八億円、市議会議員の共済会二百四十一億円、町村議会の共済会九十二億円の黒字となることになっております。しかし、市・町村会全体の収支で見ますと、平成二十八年度に黒字となつて以降、二年間黒字が続いた後、三十一年度の再計算時にはわずかではありますけれども再び赤字となる、それ以降ようやく安定的な黒字基調が見込めるという試算が出ております。

検討会の報告では、「概ね二十年後においても安定した給付が可能となる見通しであるが、今後とも安定的な給付を行うためには財政再計算ごとに財政状況を踏まえて必要な措置を講ずる必要がある。こういうふうになっていきます。

そこで、この検討会報告の言う「概ね二十年」、これはいかなる根拠によるものか、この点をまず確認したいと思ひます。

○小笠原政府参考人 その根拠、理由につきましましては、報告書に記述は述べられておりますこと

でございますが、検討対象期間を二十年といたしましたのは、公的年金、いわゆる一般の公的年金と異なりまして、地方議員年金の場合、年金受給のために必要とされる在職年数、十二年でございますが、短い。それから、社会経済情勢の変化が大いの中で極めて長期にわたる試算を検討することは、逆に当面の制度の安定性を損なう可能性がある。それから、市町村合併の進展の影響により年金財政に生じた収支の不均衡が改善されるための期間を見込む必要がある。こういった理由から、おおむね今後二十年間を対象として試算、検討を行ったところでございます。

○重野委員 今の説明は検討会報告にも書かれている内容である。まず、この報告の中にも書かれている内容である。まず、在職年数であるとか社会経済情勢の変化であるとか市町村合併の進展の影響であるとか、社会経済情勢の変化、そういうものについて言えば、今後の経済情勢の変化というのは当然あるわけで、それはインフレになるのかデフレになるのかということも含めて見直されなければならぬ。また、合併策をどんどん進めていくわけですから、これはもうその数が減っていくということは当然見込まれるわけでありまして、そうなるにつれて、結局、在職年数の問題というのが残るんですね。これは四年ごとに一定の見直しができるもので、そうした点を考えれば、今二十年という説明については、この制度を安定させていく、そういうためにさらに説得力のある根拠というものが我々に説明されてしかるべきではないのか、このように思ふんですが、その点についていかがでしょうか。

○小笠原政府参考人 お答え申し上げます。繰り返しになりますが、今、二十年間あるのは二十年後の見通しを前提としております。先ほど申し上げた年金受給資格年数あるいは社会経済情勢の変化といった点に加えて、特に今回、市町村合併の影響に対する対応策という観点から見ますと、財政収支が最も厳しい期間というのは当面十年程度でありますので、

対策等によつておむね二十年間でその収支の不均衡が改善される、これを見きわめる必要があるということかと思ひます。

それから、合併の影響ということでございますが、私どもとしての今回の試算においては合併の見込み、あるいは、先ほどの答弁で申し上げていることとございしますが、さらにそれを上回つて合併が進捗した場合どうなるかということにつきましては、それに基づいて何らかの段階で試算を行う、あるいは確たる仮置きをする、あるいはそれに基いて制度を考へるということとはなかなか難しいのではないかと。

これは、先ほど来申し上げておりますが、そういった今回の見込みを上回つて何らかの、例えば市町村議会議員さんが減少するといった場合には、四年ごとの財政再計算におきまして、当時の進捗状況を踏まえ、あるいは運営状況に応じまして必要な措置を講じていきたい、かように考へております。

○重野委員 もう時間が来ましたので、終わりますけれども、一つ最後に申し上げたいんですが、これは、民主主義のコストの問題、三権分立という意味で、議会の果たす役割は国も地方も同様に極めて重要であります。

その議会を構成する議員の出どころはさまざまです。いろいろな条件の違う人たちが集まつて、この国のあるいはその地方のありようを議論する。それを保障するというバックグラウンドに、ファクターにこの年金問題があることは間違いないと思ふんですね。例えば公務員の場合には、出る瞬間に公務員の職をやめなければなりません。そうすると、もちろん公務員としての年金をもらえる資格もなくなるわけですね。そういう問題もあります。議員のあり方というのが、例えばヨーロッパなんかでは、仕事をやめずに、議会は夜開く、そういうふうな工夫がされている。そういう議会と議員のあり方というのをもちと抜本的に考へていく時期が来ているんじゃないか。私は、合併を契機に議論が出てきた、これを一

つのチャンスとして、やはり議会制度のあり方あるいは議員のあり方というのを抜本的に見直していく、時代に即応した形にしていこうという立場で議論を進展させていくことが非常に重要な点になつていて、このように思つておりますので、ひとつ、大臣においても、総務省においても、政府においても、そういう点についての議論を深めていただく、そしてそれを国民の議論に発展させていく端緒を切り開いていただきたい。

○中谷委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中谷委員長 これより討論に入るのであります。討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○中谷委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中谷委員長 この際、ただいま議決いたしました法律案に対し、谷公一君外四名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党及び国民新党・日本・無所属の会の五党派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。後藤斎君。○後藤(斎)委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は、本法施行に当たり、次の事項に十分

配慮すべきである。

一 地方議会議員共済会の財政状況が悪化していることを踏まえ、当面、制度の安定的な運営を確保するため、今回の制度改正による収支の改善状況及び市町村合併等による地方議会議員数の変動等に十分留意しつつ、今後とも、必要に応じ、財源率の再計算に基づく対応措置を適時適切に講ずること。

二 地方議会議員の年金制度については、地方制度改革や官民の公的年金制度の見直しの動向、地方財政の状況、地方議会議員に幅広く有為な人材を確保する必要性、一般の国民や公務員との均衡などの観点を踏まえ、国民の納得が得られるものとするを基本として、引き続き検討を行うこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○中谷委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中谷委員長 起立総員。よつて、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、総務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。竹中総務大臣。

○竹中総務大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○中谷委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中谷委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後六時七分散会

第百六十四回国 参議院 総務委員会 會議録 第二十六号

平成十八年六月六日(火曜日)

午後一時開会

委員の異動

六月二日

辞任

犬塚 直史君

藤本 祐司君

六月五日

辞任

森 ゆうこ君

六月六日

辞任

魚住裕一郎君

補欠選任

蓮 舫君

森 ゆうこ君

補欠選任

藤本 祐司君

補欠選任

谷合 正明君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

世耕 弘成君

景山俊太郎君

森元 恒雄君

山本 順三君

高嶋 良充君

内藤 正光君

委員

小野 清子君

尾辻 秀久君

柏村 武昭君

木村 仁君

椎名 一保君

二之湯 智君

山崎 力君

吉村剛太郎君

伊藤 基隆君

高橋 千秋君

那谷屋正義君

国務大臣

総務 大臣

副大臣

総務 副大臣

事務局側

常任委員会専門員

政府参考人

総務大臣官房総括審議官

総務省自治行政局長

総務省自治財政局長

総務省政策統括官

荒木 慶司君

小笠原倫明君

瀧野 欣彌君

清水 英雄君

平田 健二君

藤本 祐司君

蓮 舫君

魚住裕一郎君

澤 雄二君

谷合 正明君

吉川 春子君

又市 征治君

長谷川憲正君

竹中 平蔵君

山崎 力君

高山 達郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(世耕弘成君) ただいまから総務委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二日、犬塚直史君が委員を辞任され、その補欠として蓮舫君が選任されました。

○委員長(世耕弘成君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に総務大臣官房総括審議官荒木慶司君、総務省自治行政局長吉川春子君、総務省自治財政局長瀧野欣彌君及び総務省政策統括官清水英雄君を政府参考人と

して出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(世耕弘成君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(世耕弘成君) 地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○二之湯智君 自由民主党の二之湯智でございます。ただいま上程されております地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案について、若干御質問をさせていただきますかと思っております。

よく国会議員の年金が話題に上るたびに、この地方議会議員の年金もやはり玉に上げられることが多いわけでございます。特に、一般の国民とかマスコミの方、あるいは有識者と称される方々から地方議員になぜ年金が必要なんだと、こういうような声がよく聞かれるわけでござい

ます。町村議会とか市議会議員は半ばボランティア的にやるべきであって、報酬などいらない、まして年金など論外だというような議論が起こるわけでございます。

町村議会とか市議会議員の場合は、非常に住民と身近な存在といえますが、したがって、住民から見ると、非常に市議会とか町村議会議員の姿が

よく分かるわけですね。極端に言いますと、午前中、畑で野菜仕事をして、あるいはちよつと会社の雑用して議会に出掛けて、そしてまああ大した議論もせぬと、そして議員を務められると。そんな人になんてそんな年金などいなくてもいいという、こういうような話があるわけでござい

ます。

これは、非常に古い昔の議員像でありまして、最近ではちよつとした大きな町の町村議会議員でも市議会議員でもなかなか出るのも大変なんですね。出るのも大変な労力が必要で、そして経済的な負担も

要る。まして、この立場をずっと維持しようとするならば、もうかなりの労力を使い果たすわけでござい

ます。

したがって、三期、四期務めて、そして議員辞めたときに、せめて老後の生活に心配のない程度の年金が欲しいというのは、これ全国の地方議会議員の共通した私には思っていないかと思

います。もう将来の生活のめども立たないようでは、なかなか議員になろうという人も出てこないわけでござい

ます。

しかし、なかなか地方議会議員の年金というのは理解が得られないわけでございまして、特にこの最近までは、一部の極端な学者でござい

ますけれども、地方議会なんかは土日とか夜間やって、サラリーマンが市議会議員とか町議会議員になったらいいじゃないかと、そうしたら、サラリーマンは

会社の厚生年金があるから、別に議員の議会年金など必要ではないではないかと、こういう極端なことを言う学者もいたわけでござい

ます。

これは、非常に極端なことではござい

ます。しかし、地方制度調査会でも、できるだけ幅広く人材を地方議会に登用すべきだと、そういう方法を考

えるべきだと、こういうことでござい

ます。もし、この地方議会年金制度が廃止されたならば、

そんな不安定な職業にはもう就きたくないという、そういう人が非常に増えてくるんじゃないかと私は思うわけでございます。

しかし、地方議会議員は、何も別に国会議員のように十年務めて四十万近い、そんな年金じゃなくて、ささやかなつつましい生活を維持できる程度の年金は欲しいと、こういうのが共通した考え方であるわけでございます。

今日、非常に地方分権が進み、地方の自治制度、こういうのも非常に重要になってまいりました。したがって、地方議会議員の在り方という問題もこれから真剣に考えていかなければならないと思うわけでございますけれども、私は、そういう論議があるたびに地方議会年金制度が問題になりますので、この際、地方議会議員の年金制度そのものを一体どのように総務省の方はお考えになつておられるのかと、こういうことをまず最初にお伺いをしたいなと、このように思うわけでございます。

○政府参考人(小笠原倫明君) まず、この地方議会議員年金の趣旨というものでございますけれども、これは昭和三十六年に議員立法によりましてできました地方議会議員互助年金法、それに「この法律の趣旨」と書いてありまして、そこに、地方議会議員の任務の重要性にかんがみ、議員及びその遺族の生活の安定に資するため設けられているものとされておまして、この趣旨は現在でも変わっていないものと承知しております。

地方議会議員に有為な人材を確保するためには、こうした地方議会議員年金を含む地方議会議員の皆様の処遇というものが大変重要なものでございまして、今般、今国会にこの法案を提出させていただきますましたのも、この地方議会議員年金の安定した給付が可能となるように、そういうような趣旨でございます。したがって、総務省としては、今後とも地方議会議員年金が安定的に運営されるよう努めてまいりたいと、かように考えている次第でございます。

○二之湯智君 平成十四年の、今から四年前の財

政再計算のときには自治体の数が三千二百三十二、現在は、三月三十一日現在に千八百二十まで自治体の数が減つてきているわけですね。前回の制度改正時にもこの市町村の数は一体どれだけに減るんだらうと、こういうことが論議に上つたわけでございます。したがって、そのときはなかなか、今日のようにならば千八百二十まで減るだらうというようなそんなことは、多くのこういう委員の方々もそこまでは考えが及ばなかつたと思うんですね。したがって、今回このような、四年後、抜本的な改正につながつたと、こう思うわけでございます。

平成の大合併を促進した旧市町村合併特例法は、昨年の三月三十一日で申請期限が終つたわけでございますけれども、また新たな合併支援プランによつてもつと自治体の数を減らしていくというものが国の方針である、このように思うわけでございます。更に一層これ以上自治体の数が減つて、その場合でもこの地方議会議員の共済会の安定的な運営というものが可能なかどうかと、こういうことについて見通しを持つておられるか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(小笠原倫明君) 今回の制度改正におきまして、この市町村合併あるいはその会員数についてどのように見込んでおられるかということ、まず御説明させていただきますと、まず、今年の三月三十一日までの市町村合併につきましては、地方議会議員共済会の実施しました調査に基づいて、会員の減少はこれこれと具体的に見込んで試算しております。それに加えて、以前の実績を勘案し、市及び町村共済会につきましては会員の減少傾向が続くものと見込んでおります。

今回の制度改正につきましても、様々な対応策を講じていることとありますが、この法案お認めいただきますと、おおむね二十年後においても積立金を維持して安定的な給付が可能になるものとされているところでございます。

今後の市町村合併の進捗によりまして、今回の見込みを上回つて、もし仮に上回つて市町村議会

議員が減少した場合には、四年ごとの財政再計算というのは法律上義務付けられておりますので、その際に、その時点で合併の進捗状況踏まえまして、共済会の運営状況等にに応じて必要な措置を講じていく考えでございます。

○二之湯智君 御案内のとおり、地方議会議員の年金の共済会の運営は、会員である議員が掛金を毎月払う、そして期末手当のときの特別掛金、そして公費負担、そしていわゆる積立金の運用益と、こういうことで回されているわけでござい

ます。この共済制度が始まつた昭和三十七年度から平成十年度までは、収入が支出を上回つて極めて健全な運営できたわけでございます。昭和五十年は、会員数が二万一千二百九十九人、年金受給者は一万四千四百三十九人でありましたけれども、昭和六十二年に入ると年金受給者が会員数を上回つて、そして市町村合併が進展始めた平成十五年、十六年、十七年になりましたと、年金受給者が大幅に増えてきたわけですね。加えて、長寿化時代を迎えまして、退職の年金受給期間が会員でも十二年以上、遺族年金が九年、二十一年間この年金受給というものがあつたわけですね。当然、共済会の収支にも大きな影響が開始しまして、平成十一年になりましたと大幅な赤字になつてきたわけ

です。しかも、案外この積立金の運用利息というのは結構多かつたんですね。多いときには六十億、七十億あつたのが、低金利時代に入りましてもう平均利回りが特に町村会では一・五％ぐらいに落ち込んできて大変財政が厳しい状況を迎えたわけ

です。そして、市町村共済会では一人の会員が年金受給者を支えるという、こういう成熟率、これが一〇〇％を超えて、今やもう一・五から二に迫つてございまして、正にこの市町村共済は台所は火の車と、こういうこと

ですね。前回も、その再計算したときは二十年はもちますと、こういうことでございましたけれども、今

回、今部長がおつしやいましたように、これは二十年大丈夫ですと、このようにおつしやいました、平成三十九年ぐらいまでは何とか持ちこたえられるんじゃないかと、こういうことでござい

すけれども、なかなかこれも確信が持てないわけでございます。したがって、現在の会員は既裁定者、既に年金を受給されている方の積立金を今ほとんど

ほとんど払っているというのが現状でございます。今払っている人が将来もらえるかどうかという、そんな確信が持てないような非常に厳しい財政運営であるわけでございます。したがって、もうこんな分の悪い年金など廃止したらどうかという、恐らく若い会員とかからは声が出るんじゃないかと、そんな私は心配をしているわけで

でございます。それで、国会議員の年金の改革論議するとき、その当ても国会議員の年金の毎月の納付金は高かつたんですが、改革論提示されたら一人二百十九万と、こういうことが提示されまして、私もそういう改革の論議の中に入つたわけで

ございまして、もう多くの若い会員からは二百十九万も払うならこんな年金制度をやめてほしいと、今もう三十代、四十代、五十代では一番お金要るときだと、こんなときに年金で、掛金で二百十九万も取られる大変だと、こういう声

でありまして、各自でもうそれぞれ民間の年金プランに入つた方がいんじゃないかと、こういう意見が非常に多かつたわけでございます。まあ国会議員の年金は廃止になりましたけれども、それでもまだ数十年、完全にこの有資格者に金を払い続けていかなきゃならぬの時間が掛かると、こ

ての見解をどのようにお持ちか、お伺いしたいと思ひます。

○政府参考人(小笠原倫明君) まず、国会議員互助年金との関係でございますけれども、旧国会議員互助年金と今御審議いただいております地方議会議員年金では、先生御承知のように制度の基本的性格、例えば国会議員互助年金であります国会法の退職金規定に基づくものであります、こちらにはあくまでも互助年金。あるいは、運営方式が国会議員互助年金の場合は恩給方式、地方議会議員は公的年金方式。あるいは、その実態面でも、例えば国会議員の年金の場合ですと、最近の実質的な国費負担が七割、地方議員の場合は公費負担率は約四割程度ということで、様々な面で異なつたものとなっておりますので、必ずしも国会議員互助年金と連動して扱いを決める、決定すべきものとは考えておりません。

それから、もちろん、地方議会議員年金につきましては、先ほど、最初に先生の御質問ありましたように、大変重要なものでございますので、今後とも安定的な運営を目指していきたいと考えております。

私ども、先生がおっしゃいます将来の在り方についてどのようなかということでございますが、これは、この対応策を私どもこの法案を提出する前に検討していただきました地方議会議員検討会の報告の中でも、将来的な在り方そのものにつきましても、今後の地方議会の役割、あるいは期待される役割はどうなるか、あるいは全体としての地方議会議員の処遇の在り方、そういった様々な角度から慎重に検討することが必要というふうに指摘されているところでございます。

○二之湯智君 どの年金も、これ維持しようと思えば掛金を上げてそして給付を抑えようと、もうこれしかないわけですね。なかなか今、国も地方も非常に財政難でございますから、大幅な公費負担というのはなかなか難しいと、こういうことでございます。したがって、この現役の議員の方々は、自分たちもこれだけ掛金を四年ごとにアップ

させられているんだから、既にもらっている既定者にも何となくこの痛みを分かち合つてもらえないかと、こういうことでございますね。

四年前に、この既定者にも減額を求めるべきだというような意見が私は多く出たと思うんですね。そのときに、今の総務省、旧自治省の方は、今、既定者者にこれを削減を求めることは憲法二十九条の財産権を侵害するおそれがある、もし国会でこういう問題を取り上げられたら、国会審議に堪えられない、裁判でも負けるかも分からない、こういうことでそれは見送られたという経過があるわけですね。

今回、それを再び、その話は戻つてまいりまして、そして今回は一〇〇の削減を既定者にも求めると、こういうことになつたわけですね。この四年間の間にそういう見解が変わつたということ、これはどういう事情があつたのか、その点をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(小笠原倫明君) 先生御指摘のように、四年前、平成十四年の改正におきましても既定者の給付引下げについても検討された経緯がございます。

ただ、その当時の判断といたしましては、これも先生がおっしゃつたことに関係いたしますけれども、憲法で保障された財産権との関係で、更に掘り下げた検討が必要ということで当時としては見送られたということでございます。

その後の事情の変化は何かというお尋ねでございますが、まず何よりも、再々先生のお話もございまして、市町村合併が急速に進展したということによりまして、市議会議員共済会と町村議会議員共済会の財政状況が十四年改正の時点に比べましてもなお一層厳しい状況になりまして、二年後、平成二十年度にも積立金が枯渇するという、猶予が許されないという状況になつたことがございまして。

今回、こうした極めて厳しい年金財政状況を踏まえまして、現役の議員に対しては前回も実を言ふと給付を引き下げたわけですが、それに加えて

して更に一層負担増と給付の引下げを求めるということになりましたと、現役の議員とOBの方々と著しい不公平が発生する、こういったことは避けなければいけない。あるいは、その公費負担もこれはお願いしておりますけれども、これも著しい負担増も何とか抑えなければいけない。またさらに、もし仮に、二年後と先ほど申し上げました、もし仮に制度が破綻したということになりますと、既定者の持つていらつしやる受給権そのものがもう意味を失ふことにもなりかねないというわけでございまして、こうした状況、もろもろの状況から判断しますと、既定者の給付の引下げを行うこともやむを得ない状況に至つたというふうに私どもとして判断したのでございます。

○二之湯智君 先ほどの国会議員互助年金法が平成十八年の二月十日をもって廃止する法律が公布されました、四月一日から施行されたわけでございます。そのときに十年以上在職の方は退職時に一時金があるいは年金を選択するかと、こういうことになつたんですね。それで、年金を選択する場合は在職年数に応じて百分の八十五の年金が支給されると、こういうことになつたわけですね。

今回の改正では、地方議会議員の在職年数の加算は三十年ということとで上限が設定されたわけでございます。まして、なぜ国会議員は五十年で地方議会議員は三十年と上限をしたのか、よく私は理解できないのであります。国会議員と私は地方議会議員は対等、平等だと、こういうふうに思ひます。国会議員だけが優遇措置を受けるということ、は多くの地方議会議員の理解と納得を私は得られないんじゃないかと、このように思ひます。現在、都道府県、そして市議会、町村、この三つの共済会で三十年以上在職されている方は七百七十一名と伺つております。この方たちが在職年数に応じた加算年金を支給しても、それほど三共済会の財政を圧迫する、悪化させるとは私は考えられないわけでございます。

一例を申しますと、現行の規定どおり五十年在職すれば受け取る年金額は三百四十万、しかし今回の改正が通りますと二百四十万ぐらゐで、差額は七十一万円ぐらゐの年金が減つてしまふわけですね。この方たちの期待権といひますか、こういうことが侵された、こうなりまして訴訟を、私は起こる可能性があるんじゃないかと、こういう心配もしているわけですね。

都道府県議会とか政令指定都市、そして中核市の今議員さんの標準報酬月額額は六十二万円となつております。それで、現行では毎月の掛金が大体八万円、期末手当の掛金が、特別掛金が二十二万九千円、年間百十九万円、まあ百二十万ぐらゐ払っているんですね。今回、この改正が通りますと、毎月の掛金が八万九千円に上がつてしまふ、そして期末手当は何と三十四万四千円、年間で百四十二万円の年金を払わなきゃならぬわけですね。もう年金の半分以上はもう掛金だということなんですね。

ところが、もつとひどいのは、三十年以上議員を務める方は毎年百四十二万円の年金を掛けながら、それが掛け捨てになつてしまふということなんですね。これは、この共済会というのは強制加入だと、だからこれはまあ仕方がないという制度上のことはよく理解できるんですが、三十年以上務めた方々はなかなか納得いかないというのが現実だと思ひます。

しかし、今回、既定者にも痛みを分かち合つてもらつた。したがって、三十年以上の方々に何かとこは我慢していただきた。こういうことで制度の安定的な維持を圖つていこうと、こういうことであらうかと思ひますけれども、こういうことについてどのような見解をお持ちか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(小笠原倫明君) 先生既におっしゃつてのことかと思ひますけれども、基本的に、今回検討するに当たつて前提とした地方議会議員の年金財政というのが、もう二年後にも積立金が枯渇が見込まれるほど極めて厳しい年金財政状況にあります。そして、先ほど御答弁申し上げましたように、憲法上の財産権保障の対象で

あるOB議員の年金についても、給付を引き下げなど、言わばあらゆる措置を講ずることとしております。

したがって、つまり、加算年数、在職三十一年以上の議員の方々といえますのはある意味で、相対的には恵まれているといえますか、比較的高額の年金の受給を受けている方でもございます。

実を申しますと、先ほど先生がおっしゃったこととちよつと似たような数字でございしますが、例えば市議会議員の方を例に取ってみますと、平成十六年の平均年金額は年に約百三十三万八千円。ところが、五十一年の在職の方で見ますと三百四十九万という、相当程度、一般の平均から見ると高い年金をもらうことになる。

したがって、今回の考え方は、三十年まで引き下げるといいますのは、これをおおむね平均年金額の二倍、例えばさっきの例でいいますと、市議会議員の例でいいますと、百三十三万八千円が、三十年でいいますと二百六十九万程度にまでなるように上限を引き下げていただきたいというところでございます。

それから、先生がおっしゃった国会議員との関係がどうか、あるいは掛け捨てになるんではないかという件でございしますが、やはり、これも先生おっしゃったことでございしますが、やっぱり両年金の性格の違い、国会議員年金は言わば国庫負担の恩給方式で、地方議会年金は言わば現役とOBでお互いに支え合う。つまり、先ほど掛け捨てとおっしゃいましたけれども、実は賦課方式でございまして、現役の方々が支払う掛金というの、本人に対する積立てというよりは、今OBで受給されている方々もお支払いされている。あるいは逆に、その現役の方が退職されますと、今度は後輩の方の年金で負担するということになっておりますので、こういった社会保険方式により運営されるという性格を考えますと、やむを得ないものと考えておりますので、御理解賜りたいと考えております。

○二之湯智君 先ほど私が国会議員の年金は非常

に特権的だと、このように申しました。そのとき、いつも言われるのは、年金の受給額ともかく、たつた十年で年金の受給資格が得られるというところ。そして、国会議員の議論をしていると常に、地方議会いきますと、えっ、地方議会議員も十二年でもらえるのかと。これがいつも批判の対象になるんですね。

地方議会議員選挙へ行きますと、三期目の選挙になりますと、弁士がですね、この方、皆さん、お願いいたします、もう、三期したら年金の受給資格ももらえるんですよ、こういうようなことをよく演説で言う人があるんですね。これは有権者から見ると、国民から見ると、えっ、十二年でそんな地方議会議員は年金ももらえるんですかと、年金のために議員をやっているんですかというところを言われるんですが、まあ厚生年金とか共済年金が二十五年の在職でやつと受給資格が与えられるというところでございます、その二分の一以下の期間で地方議会議員の年金受給資格が与えられるというの、これはちょっと私は特権的ではないかなと、このように思ったりするわけでございます。

前回の再計算のときにも、これは十二年から十六年に延長すべきではないかと、そういう意見が多々の方々の意見だったと、このように記憶しておるんです。法案作成の段階で十六年が十二年になつてしまつたということになるんですが、十二年を十六年にしていただければこれはこの共済会の財政に寄与するの、そういう計算はよく分らないんでございしますが、これは財政に寄与するということもさることながら、やはり今の私言つた特権的なことを、批判をできるだけかわしたい、和らげていくという、こういうことも私は大きな効果があるんじゃないかと、このように思ふわけでございしますが、今回、論議の中で十二年を十六年にしようという、そういう論議がなかったのか、その点をまたお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府参考人(小笠原倫明君) 先生御指摘のとおり、給付の見直しという観点からしますと、この

十二年という期間を更に延ばすということも考えられるわけでございまして、先ほど来ございまして検討会の場においてもテーマになったところでございます。

ただ、やはり今回の検討会についての結論としても、この年金受給資格要件というのを延長した場合、結果として地方議会議員の方々の在職期間が長くなるということの一因となるということも可能性もあるということに加えて、先ほど先生、年金財政の面へとお話ございましたが、この年金財政の面からしますと、延長いたしますと、当面は一時金の支出が、実を言いますと受給資格を得られずに当面一時金という形で支出するということが増加すると。

そして、特に今回、市町村合併の影響を考えますと、これから十年というのが一番収支悪化の状況が厳しいところなんです、この当面十年について更に収支を悪化させるという可能性もございまして、そうしますと、更に追加的な対応策、例えば掛金にしても給付にしても何か考えざるを得なくなるという可能性もございしますので、今回、年金受給資格要件の見直しは行わないこととしたところでございします。

○二之湯智君 町村共済会及び市町村共済会がここ数年、非常に急速な市町村合併に伴つて財政が非常に悪化してきたというところは御案内のとおりです。特に市議会共済会、町村共済会からの合併に伴ひまして大量の会員が移行してきたと、こういうことで大変厳しい状況を迎えているわけですね。特に平成十六年、十七年にかけては大量の移動がありまして、今や市議会共済会の受給者の大半は町村からの移行者ということでございします。

合併に伴ひまして町村議会の共済会から移換金というのが市議会共済会に入るわけでございしますけれども、この移換金も平成七年とか十年にかけでは一町村約四千万あつたんですが、平成十七年になりますと、これも七百四十万となりまして、もう町村からの移行者の半分の年金にも当たらないというぐらゐの移換金の額が非常に少なくなつてきたわけですね。

それで、平成七年から十七年度の上半期で、合併町村数は六百五十六、そして移換金総額は五十七億円、年金総額は、いわゆる町村から市議会に來たその方たちに払う年金総額は八十九億四千九百万、もう半期間の年金払いで移換金は消えるという、こういうような実態なんですね。

今回の改正で移換金制度は廃止され、この両共済会で財政調整を行うと、こういうことになったわけですね。私も、市町村合併そのものは地方自治の進展とか効率的な財政運営を進める上で歓迎すべきことでございしますが、両共済会の財政には深刻な影響を与えているわけですね。

特に、市議会共済会からいいますと、大量の不良債務者が町村共済会から流れ込んできたと、こういうことでございします。その一方、町村議長会も会員が極端に減つて、これも年金受給者に払う金も底をついてきたと、こういうことでございまして、もう今や本当に、先ほど部長がおっしゃいましたように、もう平成二十四年度で制度が破綻してしまつたというの、も現実のものであるわけでございします。

ところが、市町村の合併特例に関する法律第六条三項では、国は市議会共済会、町村議会共済会の運営状況等を勘案し、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるものとすると明記されております。今回、平成の市町村合併によりまして地方議会議員数は二万人以上も減少しているんですね。そして、経費は約千二百億円以上も経費節減になつていくわけですね。やはり国としてもこの条項を生かしたような形で地方共済会に財政的な支援を私はするべきではないかと、このように思ふわけですね。

幸いにいたしまして、今回の改正で激変緩和措置として、今後十年間負担金を増額すると、こういうことになったわけでございまして、ようやく地方議会共済会の声が届いたと、こういうことでございします。

こういう負担金が増額することによってこの制度の安定的な運営に大きく私は寄与すると思うわけでございますけれども、竹中大臣はどのようにお考えか、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) お答えを申し上げます。

およそ共済的な仕組み、年金についてはその人口構造が変化すると非常に大きな財務的な影響を受けるわけでございます。今御議論をこれまでいただいている公的年金、正にそうですが、今回のその共済、議員共済に関しては、市町村合併によってその参加者という意味での人口構造がドラスタックに変化したということだと思います。そのため年金財政が大変厳しい状況に置かれている。

これまで公務員部長からも御答弁をさせていただきましたように、給付の引下げ、掛金の引上げ等々、やはり必要な調整をせざるを得ない。そして、加えて、公費負担金について、市町村合併の進展による議員数の急減に対する時限的な激変緩和措置を行うことと今回しているところでございます。

これで大丈夫かと、どう見ているかというお尋ねでございますけれども、今後の見通しとしましては、当面十年間、これは合併の進展によりまして受給のバランスが変わります。年金の受給者が現役議員数を大きく上回るという状況がありますので、大変厳しい状況が続くというふうに見込まれるんですが、その後は徐々に市町村合併に伴う議員数の大幅な減少がこの受給者数にも反映されてくるという、このバランスが再び回復しているということが見込まれますので、年金財政の状況が次第に改善するというふうに見込んでおります。

そうしたことを確認するために財政効果の試算を行っておりますけれども、その試算によっても、今回の制度改正によって、おおむね二十年後においても積立金を維持し、安定した給付が可能になるものというふうな、そのような試算結果を

得ているところでございます。

○二之湯智君 最後の質問なんですが、どうしても、若干重複したような質問になるかと思いますが、いずれにいたしましても、この共済会だけじゃなくて、かねてから地方六団体のうち町村議長会とか市議会議長会に要するにもう将来的には統合すべきではないかというふうな、そういう意見もあるわけでございます。当然、両共済会も将来的には一本化すべきではないかと、こういう意見があるわけですね。特に、市議会議長会が大量の、私先ほど申しましたように、町村共済会からの会員の移行、そして町村議長会が非常に多くなると、す町村合併が進んで議員数が減少してくると、こういうことで、今回、財政調整を行うということ、そして市、町村共済会の財政単位を一元化すると、こういうことにも踏み込まれたわけでございますけれども、なかなか私、この財政単位を一元化するということがどういうことなのか、ちょっと分からないので御説明いただきたいのと、この両共済会が将来的には統合への道を歩まれるんじゃないかと、このように思うわけでございますけれども、もしそういうことになれば、この制度が安定的に運営が可能かどうかと、こういうことも教えていただきたいなど、このように思うわけでございます。

今、二十年間安定的に運営されるであろうという見通しはされましたけど、先ほどから申し上げたように、なかなか先のことはよく分からないというのが現実でございます。それによって、何もしないに私は失策だとは思いません。今度の町村合併でも逆に言えばうれしい悲鳴です。これだけ市町村合併が進んで、国の財政も地方の財政も非常に削減された、そして地方自治も非常に効率的な運営ができるようになったと、こういう面では非常に私は歓迎すべきである、しかし一方、共済会には深刻な影響を与えたと、こういうことはよくありがちなことでございます。しかし、いずれにいたしましても、もうそういう

う地方議会の共済年金という制度は抜本的な制度改正をしていかなきゃならぬという中で、将来の両共済会の統合と、そういう見通しについてちょっとお伺いをして、最後の質問とさせていただきます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、二之湯委員がうれし悲鳴という側面があると、御指摘のとおりなんだと思います。

合併が皆様の御努力によってしっかりと進んだということ、しかしそれに併せて短期間に非常に多くの会員や受給者が、今回の場合、町村議会議員共済会から市議会議員共済会に移行して、そういった意味で、これまで別々に運営を行ってきたその制度の前提が大きく変化したこと、これにやはりきちっと対応しなければいけないわけでございます。

今、財政一元化の中身といいますが意味でございますが、大きく三つあると思います。一つは、両共済会の財政計算を一本化する、計算単位を統合して計算を一本化するということ、そして共済会の掛金率を一本化するということ、そして両共済会の間の財政調整を行うということ、これが正に財政単位の一元化の意味であると思います。

将来的には統合はあり得るかという御指摘もございました。将来的にはそういうことも当然一つの視野には入れなければいけないと思います。ただ、具体的に組織が統合することになりますと、組織論の問題としてまた別の問題も出てまいります。それは今後の宿題として考えなければいけないというふうな思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、まずはそういうことを含めて財政効果の試算を行います、おおむね二十年後においても積立金の維持ができて、安定した給付が可能になるというところは確認しております。加えまして、今後の財政再計算がございしますから、そのたびに新しい要素をしっかりと加味をして、加えることによって財政の持続性を確保していきたいと考えております。

○二之湯智君 終わります。

○高嶋良充君 民主党・新緑風会の高嶋良充でございます。

若干、二之湯先生と重複する部分があるかと思いますが、共済年金、地方議員年金問題を中心に質問をさせていただきます。

一昨年、年金制度、大幅に改革をされたわけですが、不信、不満、そして不安というものが非常に大きくなってきた。とりわけ議員年金に対して不信と不満が充満していったというふうな状況の中、先ほどからありますように、国会議員年金は四月一日から廃止をされた。しかし、地方議員年金は制度を改正して存続をしてくんだ。最近、また一方で、小泉総理が発言をされたということもあって、知事や市町村長の退職金問題が、マスコミ等を含めて、あるいは国民の間からも批判が出てきている。国民の皆さん方は、政治家の老後の仕組みというのは一体どうなっているんだろかと、そういう疑問を抱いておられるんじゃないかというふうな思っているんですが。

そこで、私は議員や首長の年金や退職金制度のそもそも論といいますか、制度論をまず具体的に伺ってまいりたいというふうに思いますので、是非、国民の皆さん方にも説明責任を果たせるような、分かりやすい御答弁をお願いを申し上げます。

一般論からいえば、社会保険方式による公的年金制度というのは、個人が保険料を拠出することと事前の備えを相互扶助によって行う仕組みだと、こういうふうなことは私どもは教わってきたわけですが、年金というものは、公的年金というのは社会全体で老後の所得を保障し生活を支え合うことなんだと、そういう意義と役割というものを一般的には持っていると思うんですけれども、じゃ今度改正をされる地方議員年金制度というのはこれと同じような意義と役割を持っているのかどうか、その点の意義と役割についてまず伺いたいと

思います。

○政府参考人(小笠原倫明君) この制度の意義でございすけれども、この地方議会議員の年金制度は、経緯をたどりますと、昭和三十六年に議員立法として成立した地方議会議員互助年金法により発足したものでございす。その翌年、昭和三十七年に地方公務員共済組合法ができて、そのときに関係規定が移行された。

この制度の趣旨といひますのは、議員立法でできました法律の旧地方議会議員互助年金法に、第一条に「この法律の趣旨と書かれておりまして、それを読みますと、「この法律は、地方公共団体の議会の任務の重要性にかんがみ、これを組織する議員及びその遺族の生活の安定に資するため、互助の精神にのっとり、云々と、このように書かれてございす。この趣旨は、現在の法律に移管された後でも変わってないものと認識してございす。

このため、この地方議会議員の年金制度の性格はどうかと言われますと、社会保障としての言わば国民皆年金の一環としての公的年金とは別に、ある意味では政策的に設けられた互助年金としての性格を有するものと考えている次第でございす。

○高嶋良充君 互助年金という性格を有している、こういう御説明でございす。国会議員年金も互助年金という位置付けがされていと思ひますが、これは先ほども申し上げましたように今年の四月一日から廃止をされた。じゃ、この国会議員年金、この国会議員の互助年金と地方議員の互助年金の制度の違いというの、これまたあるというふうに聞いているわけですが、具体的に御指摘をいただきたいと思ひますが、

○政府参考人(小笠原倫明君) 私ども、先ほどもちょっと御答弁もし掛けましたけれども、基本的には、制度の基本的性格その他様々な面で異なっているところと考えております。

まず、基本的な性格の違いでございすが、旧国会議員互助年金といひますのは、法律に書かれ

てありますように、国会法第三十六条の退職金規定に基づいて定められたものというところでございす。他方、地方議会議員年金は互助年金、つまり議員の相互の助け合いという形で創設されております。

運営方式でございすが、旧国会議員互助年金がそういう性格の下で国庫負担による恩給方式とされておりますのに対して、地方議会議員年金は現役議員の方々の掛金あるいは負担金でOBを支える社会保険方式を採用してございす。また、その実態面におきましては、旧国会議員互助年金の近年の実質国庫負担率というのは約七割でございす。また、地方議会議員年金は公費負担率は約四割となつてございす。また、平均年金額におきましても、例えば国会議員互助年金の平均額が四百四十三万円と承知してございすが、地方議会議員年金の平均額は全体で約百三十三万円というところでございすので、かなりの開きがあるものと承知してございす。

○高嶋良充君 専門用語を使つておられますので、ちょっと分かりにくいところがあるんですが、簡単に言えばこういうことですかね。国会議員年金というのは、国会法の三十六条の規定による退職金の性格を有して、それを年金に変形をさせたものだと、そして給付については恩給と同じように国が直接給付を行うという方法を取つてきたと、だから廃止することに問題はなかったと、こういうことだ。しかし、地方議員の年金というのは、現役議員で掛金、負担金を、掛金と負担金で受給者を支えるという言わば社会保険方式のものを採用しており、公的年金と同様に世代間連帯によつて財政運営をしているんだと、そういうふうな理解してよろしいんですかね。

○政府参考人(小笠原倫明君) おおむね先生の御指摘のとおりかと思ひます。

○高嶋良充君 大体違いは分かりましたが、そこで竹中大臣にお伺ひしたいんですけれども、四月の二十七日の経済財政諮問会議、小泉総理は、知

事や市長の退職金は多過ぎると、そのように指摘をされました。それ以降、かなりマスコミで知事や市長の退職金多過ぎると、非常識上塗りというふうな、こういう批判の記事がたくさん出てくるわけですが、竹中大臣は、言わば総務大臣という立場上、知事や市町村長の退職金問題、管轄をされる最高責任者であるわけですが、この退職金についてどのように認識をされているか、お伺ひをしたいと思います。

分な住民の理解と納得、そういうことが得られるように、必要な助言等があればまいりたいというふうな考えてございす。

○高嶋良充君 大臣が今御答弁をされましたように、条例で、基本的に言えば自治体が自主的に、独自に決めるべきものだと。その決めるに当たっては、報酬等審議会、言わば市民の代表も参加をして、市民の理解を得られるような額で決めていくべきだと。こういうことで、今までの決り方も、どの都道府県、市町村も報酬審議会を開いて、そして、それに基づいて条例を提案をして議会で慎重な審議をされて決めてこられていた。そういう意味で、私は、基本的には、高いか安いかに別にして、知事や市町村長の退職金については住民の理解が得られているんではないかというふうな考えているんです。

もう高嶋委員はよく御存じのとおりでございすが、知事等の退職手当につきましては、これは地方自治法に規定がございす。何を決めているかというところ、条例において支給内容を定める、条例だということになっている。各団体において、当然のことながら任期の定めがあるということ、それと職責の重要性等を踏まえてそれぞれ支給内容を決定しているわけでありまして。これは、当然のことながらこれは条例でありますから、まず議会の十分なチェックといひます。審議が前提になります。また、都道府県や政令都市等々では特別報酬等審議会を設置しておりますから、そういうところを活用して、つまり第三者の意見もしつかり聞いてやっていただくということ。そして、何より住民への情報公開等を通じて、これは正に自治でありますから、住民が十分な理解と納得をしていなければいけないというところだと思ひます。

は、一般論で言えば職務と責任の度合いによつて決まるべきものであるし、もう一つは、小泉総理がどの部分と比較をされたのかは別にして、どこと比較をして高いか低い、その比較対象によつても違ってくるものではないかなというふうな思つていくわけでありまして。大企業の社長と都道府県の知事あるいは市町村長とを比較すれば、当然、大企業の方の社長の退職金が高いし、町長さんなんかの退職金はぐんと低いと、こういう比較対象になるでしょうし。

先般の、二十七日の諮問会議での総理の御発言は、実は総人件費を議論している中で御発言でございす。総人件費、いろいろつらいけれども見直さなければいけない、そういう意味では、見直せる余地があるんだらばしつかりと見直してくれと、そういう趣旨の御発言でございす。

私としては、総務大臣としては、地方の自治の基本的な考え方にとり、議会のチェック、そして第三者の意見、さらに情報の開示、そして十

は逆に、あれだけの職責を日本のトップとして全うされる総理や大臣の退職金そのものが安過ぎるんではないかと。なぜ、一般の国家公務員の退職金条例を、それも年数によって適用されなければならぬのかというところに問題があるんではないかというふうに思っているんですが、竹中大臣も数年前、大臣を終えられて辞められるときには退職金をもらわれるんですが、まさか五百万超えるということには今のところないんでしよう。

竹中大臣自身の退職金等々も含めて、総理や大臣の退職金が私は逆に低いんじゃないかと思うんですが、どのように大臣思われますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと予定していかつた質問をいただいたようでございますが、私の秘書がラフに計算してくれたところによりまして、私の退職金は四百何十万かだというふうに聞きました。高嶋先生の大体の御推察の範囲だというふうに思います。

もつともえというふうに言つてくださったんであるならば、私は感謝をしなければいけないのかもしれないが、このお話はやっぱりしかし、もう委員も御承知のとおりでありまして、なかなか難しいと思います。退職金で支払を受けるべきなのか、月々の給与で受けるべきなのか、そういうバランスの問題もございましょう。また、議員として兼務しているかいないかというようなお話もございましょう。そして、何よりもやはり、これ国民、住民がどのように納得しているかということなんだと思います。

一般論として言えば、いい仕事をして高い給料をもらうというのは私は良いことだと思います。その意味で、だれが高いとか低いとかという議論はなかなか安易に私はすべきではないというふうには思いますが、しかし、今置かれていいる我々公人の立場というのは極めて厳しい財政の状況の中で、やはり相当国民の一般的皆さんの感情を意識していろんなことを決めていかなければいけない。これは民主主義の社会の中で公人です。ですから、それはやっぱり重く受け止めるなければ

いけないのであろうというふうに思っております。委員の御質問に直接は答えしていないかもしれませんが、私はやはりそういう民主主義のチェックの中で自然にあるべきところというのが見えてくるのではないかとこのように考えております。

○高嶋良充君 無難な答弁をされておられますけれども、国会議員から政府の高官になられている皆さん方は一般職と同様の退職手当に基づいて支給されているわけで、少ない、少額ですけれども、ただ年金という観点からいって、共済年金には加入はできないわけですね。しかし、知事や市町村長は共済年金に加入できる制度になっているというふうに思っています。その辺はどのように現状なっていますか。

○政府参考人(小笠原倫明君) 知事や市町村長の方々も一般の地方公務員と同様、地方公務員共済制度に加入できますというか、加入しておられます。そうでございますので、一般の地方公務員と同様、組合員期間等が二十五年以上である方、あるいは例えば、ほかの国民年金やあるいは厚生年金と通算することも可能でございますけれども、そういう、いずれにしても二十五年以上である方が退職後に六十五歳に達したときに退職共済年金が支給されます。

また、地方公共団体の長であった期間が十二年以上である方の退職共済年金には一定の額が加算されるということになっております。

○高嶋良充君 この種の問題は全国民の年金が一元化をされるという状況の下では一定の解決が付くんでしょけれども、なかなか現時点ではそういう状況になっていないという、そういう中で何いたいんでしょけれども、知事や市町村長は、先ほどもお聞きしましたように、一般の公務員の共済年金と、そして別途退職金が支給をされると。今議論してあります地方議員の皆さん方は、地方議員年金という公的年金が支給されると。一方の国会議員は、議員年金が廃止をされて国民年金のみだと。そして、常勤をやられている、政府高官にな

られている大臣や副大臣、政務官と言われる皆さん方は一般職同様の年数だけの退職金と、これも共済年金には入らないで国民年金だと。全く、同じ議員の身分にありながら制度のばらつきが非常に大きいというふうに思っています。

こういう余りにも大きな制度のばらつきについて、将来やっぱり国、地方を含めた議員や首長の年金や退職金制度、抜本的に検討する、抜本的に改革するために検討する必要があるんではないかというふうに思っているんですが、その辺、竹中大臣、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) なかなか難しい御質問をいただいたと思っております。

今委員も述べられましたように、首長さんは常勤だと。常勤の地方公務員で、その中では一般的な制度の中で位置付けられている。しかし、地方議会議員はその意味では非常勤の地方公務員である。しかし、その役割は大変重要であつて、生活の安定の観点からやはり特別な配慮が要るだろうと。それが今御議論いただいている仕組みになつていってございまして。その意味では、非常に特殊な、非常に重要な、しかし非常勤の地方公務員という立場、そういうその立場を今後どのように考えていくかというのは、なかなかこれを一元的に何か取り込むというのは容易ではないなという思いはいたします。

国会議員についてどうするかという議論もまた別途当然あるかと思ひます。

現状でなかなか、こうすればいいと、これで一元化できるではないかというような知恵があるわけではございませんが、問題意識としては是非持ち続けたいと思つておられますけれども。今のジェネラルな、一般的な枠組みの中でできるだけ問題を片付けてい、しかし、そこからどうしても枠が出るものについては今回のようなやはり特別な仕組みで補っていくというのが当面のやはり工夫ではないかというふうに思っております。

○高嶋良充君 いずれにいたしましても、知事や市長、あるいは政府高官になられている国会議員

の皆さん方の場合は常勤だと、それ以外は国会議員も含めて非常勤だという、そういう違いはあることは承知をしているんですけども、しかし、国会議員の年金が廃止されたことによつて国民年金で対応すると、こういうことになつていられるわけですが。やっぱり多くの国会議員の皆さん方は、自営業と同じことなんだから国民年金でいいんだという人と、やっぱり厚生年金程度の年金に、できれば言わば国家公務員の共済年金に、あれは今度与党では一元化をされると、厚生年金と共済年金を一元化をされると、せめてその一元化される年金に加入をせよというふうなことができないんだったら、そういう方もおられます。若ければ若いほどそういう方がおられるというふうに思っています。

そういうことも含めて、これから、国会法の三十六条の退職金制度の問題との関連もありますけれども、やっぱり国、地方一体となつて改革案をやつていくべきではないかというふうに思つておりました。これは御要望として申し上げておきたいというふうに思つております。

しかし、いずれにしても、地方議員年金については制度を存続して改正をしていくと、こういうことで御提案をされているわけですが、このことは、国会議員年金は廃止をするけれども、地方議員年金は制度を存続していくというその前提に立つということは、地方議員というのは国会議員とは異なる職責、身分、処遇が必要なんだという、そういうことの理由があるんだろうというふうに思つていますけれども、存続していくというその趣旨について伺つておきたいというふうに思つております。

○政府参考人(小笠原倫明君) 国会議員年金制度そのものにつきましては、ちよつと私も政府の立場としてはなかなかコメントすることは難しいんですが、いずれにいたしましても、地方議員年金、先ほど一番最初の方に御答弁申し上げましたように、様々な面で国会議員互助年金と異なつた面がございまして、必ずしも国会

議員年金の扱いと同列に扱うべきものとは私ども考えていない次第でございます。

今回、地方議会議員年金の存続を前提として改正を行った趣旨といえますのは、何よりも、とにかく市町村合併の急速な進展によりまして年金財政が極めて厳しい状況にあり、もう平成二十年、つまり二年後には積立金が枯渇する見込みとなつていくという、言わば猶予が許されない状況になっていくこと。そして、市町村合併特例法におきまして、国は市町村合併に伴う地方議会議員年金の、共済会の年金の運営状況等を勘案して、その健全な運営を図るため必要な措置を講ずるという責務が私ども国に課されております。

私どもとしては、こういった年金財政の状況あるいは市町村合併特例法の要請を踏まえて、年金財政の長期安定化を図るため、今回の法案を提出させていただくことになった次第でございます。

○高嶋良充君 先ほど二之湯委員からの御質問にもあったんですが、公費負担の問題なんです。国会議員年金が廃止をされた最大の理由が、国庫負担が約七三％、正確には七二・八％ですが、ね、に及んでいたら、掛金よりも大幅な、国庫負担の方が多く、こういうことだ。だから、国会議員年金を改正しようというときの審議会の答申が、基本的には掛金を大幅に増やして国庫負担を五〇％に下げたんだと。それなら国民の理解が得られるのではないかと、こういうことだったんですが、これは基本的には目の目を見なかつたわけでありまして、今回の地方議員年金の改正案では、公費負担を現行四二・一％、これを四七％に引き上げると、こういう措置をとっておられるわけですね。

これは国会議員のときの審議会の答申からいえば逆の引上げの措置をとると、こういうことなんですけれども、ここに国民の皆さんの理解を得にくい、あるいは批判の意見が出てきているんじゃないかというふうに思っているんですが、いかなる理由で公費負担を引き上げなければならぬのか、その辺の御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(小笠原倫明君) もちろん、こうした公費負担の引上げを考えている第一の理由は厳しい年金財政の状況なんですから、その公費負担の引上げを検討する前提として、私ども、可能な限りあらゆるその他の措置を検討している。

例えば、先ほど申し上げました既裁定者も含めた給付水準の引下げ、もちろんそれから掛金あるいは特別掛金の引上げという、そうした言わば地方議会の現役の議員あるいはOB議員に対して相当の自助努力を行うことを前提として公的負担についてもお願いをしたい。

今回お願いする措置といえますのは、合併特例法の趣旨を踏まえた激変緩和措置として行いますものでありますから、あくまで時限、つまり十年間の四・五％の上乗せ、それを五年間で漸減して解消する、十五年したらゼロにする。あくまで時限的な激変緩和措置としてお願いする。かつ、最大の、先生おっしゃった四七％は、一番高い負担率の時点でも四七％でございます。時限措置の終了後は現在よりも公費負担比率が低くなる見込みでございます。

こうした事情を是非御理解賜りたいと考えている次第でございます。

○高嶋良充君 今理由に言われておられますように、市町村合併が最大の財政悪化の理由なんだから、それによって掛金負担だけでは到底無理だと、だから公費負担も、こういうことは私は理解をしたいと思います。とりわけ、市町村合併が進むことによって行政改革の効果が上がるというところでございますから、逆に言えば、地方行政の効果が上がって地方財政が逆に市町村合併で潤ってくるんだと、こっちは潤うけれども、そのことによって年金財政が逼迫すると、だから公費負担でというこの理屈は割と分かりやすいというふうに思っています。

〔委員長退席、理事景山俊太郎君着席〕

ただ、これからまだまだ市町村合併が続いていくという状況の中でまだまだ議員が減少していくんじゃないかと、そうすると公費負担が更に引き上げられるんじゃないかと。公費負担、これから一体どうなっていくんだろうかというある程度が見通しも必要なんだろうというふうに思います。が、今後の公費負担の見通しと、それと公費負担というのは大体どの辺のレベルまで国民や住民の皆さん方の納得が得られるものかというふうにお考えなのか、お答えをいただきたいと思っております。

○政府参考人(小笠原倫明君) まず、今後の議員数の見込みでございますけれども、今回の制度改正における見通しの前提といたしまして、その会員の数につきましては、まず今年の三月末までの市町村合併につきましまして、地方議会議員共済会が実施した調査に基づきまして会員数の減少を具体的に、以前の実績を勘案して、市及び町村共済会については会員数の減少が続くものと見込んでおります。このような前提の下で、おおむね二十五年後においても安定した給付が可能となる見込みでございます。

ただ、先生御指摘の、もし仮にという場合でございますが、この今回の見込みを上回って市町村議会議員が減少した場合には、四年ごとの財政再計算におきまして、その当時の状況を踏まえまして必要な措置を講じていくという考えでございます。

どのくらいの水準がということでございますが、その公費負担の望ましいといえますかあるべきという水準なのかということ、なかなかこの年金の性格からしてお答えすることは難しいものでございますけれども、私どもとしては、その当時の、再計算の時点の状況に応じて、かつ国民の皆様方の納税者としての御理解を得られるものでないければならないというふうに考えておる次第でございます。

○高嶋良充君 いずれにしても、公費負担の関係

は、国会議員年金の場合、制度は違いますが七十数％になつていくことに対する批判というのは非常に大きかったわけですから、やっぱり五〇％程度でどう抑えるかという、そういう観点も含めてやっぱり検討が必要になってくるんじゃないかと。じゃ、そのためには、また後でもお聞きしますけれども、先ほど二之湯先生の方からも出ておりましたが、組織統合等含めてどうスケールメリットを働かせていくのかということも一つのまた考え方だろうというふうにも思っております。これまた後で若干御質問したいというふうに思っております。

そこで、公費負担はそういう形で増やしていくし、掛金も応分の負担を会員にしてみようんだと、そして給付等についても引き下げていくんだと、こういうことでございます。

〔理事景山俊太郎君退席、委員長着席〕

前回の改正のときに、これは二〇〇二年ですが、前回改正されたとき、年金の額と退職一時金については、一九九九年に行われた公的年金の改正と同様に二割を削減をされた旧制度の八割水準というふうになされた。ただ、このときは既裁定者の給付の引下げまでは行われなかつたわけですね。これは先ほど若干理由を聞かしていただきましたけれども。

しかし、今回既裁定者の給付の引下げも行うと、こういうことになったわけでありまして、これは憲法上の問題等も、財産権の問題等もいろいろありますけれども、国会議員の場合も既裁定者の一〇％ですか、約、引き下げたという、そういうことも参考にされたということなんではないでしょうか。どういう経過でやられたのかお聞きしたい。

○政府参考人(小笠原倫明君) 先ほど二之湯先生の答弁で、既裁定者の給付の引下げを怠つた理由といいますが、その経緯につきましては答弁させていただいたんですが、具体的にどういふような検討を怠つたのかということでもありますが、私どもとし

ては、こういった憲法で保障された財産権の取扱、過去の判例を踏まえて検討を行ったということとでございます。具体的には、昭和五十三年の最高裁の判決でこういった過去の法律で認められた財産権を変更する場合の考え方というものが示されております。

その観点には三つございまして、財産権の性質、変更する財産権の性質がどのようなものであるか、あるいはその内容を変更する程度がどうか、さらにはその内容が財産権の内容を変更することによって保護される公益とは一体何なのかと、こういった三つの観点から検討を行う必要があるというのが最高裁判決の判例の考え方でございます。私どもも、今回のその既裁定者の給付の引下げに關しましてはこの三つの観点から検討をさせていただきます。

それぞれちよつと細かな話になりますが申し上げますと、まず財産権の性質でございますけれども、地方議会議員の年金の性格を、私最初の答弁でも申し上げましたが、公的年金とは別に、地方議会議員の任務の重要性を勘案して政策的に設けられた制度であるということが挙げられる。

それから二番目に、この財産権の内容を変更する程度でございますが、今回の案でございます給付の一割程度の引下げでございます、一般的にはその既裁定者の生活に与える影響はそれほど大きくないものと言えないかということ。

それから三番目に、その財産権の内容を変更することによって保護される公益というのが何かということとでございますが、今回、既裁定者に応分の負担をお願いするというところで、現役の議員の方々への負担増を抑えることができる、あるいは現役の世代と今現在もらっている受給者、OBの方々の著しいアンバランス、不公平が発生することを防ぐことができる、あるいは公費負担の著しい増大を防ぐことができる、あるいは先ほど申し上げたこととございますが、もし仮に制度が破綻すれば、そもそもOBの方々が持つていらつしやる受給権が意味を失うこと、これも

回避できると、これで結果として既裁定者の権利を保護できるということが挙げられます。

こうしたような三つの観点からの検討を踏まえますと、現在のようないくつかの年金財政の状況の下で、いろいろ他にも取り得る対応策を十分取った上で既裁定者に対する給付を一割引き下げることは憲法上も許容されるものではないかというふう

に判断したところでございまして、
○高嶋良充君 確かに財産権の性質であるとか、財産権の内容を変更する程度の問題であるとか、あるいは保護される公益の性質という問題が最高裁の判決等では言われているわけですが、しかし、既に年金で生活をされている皆さん方がその年金だけで食べていて、それが約一〇％削減されることによる生活上の問題ということもこれ

あり、もし裁判という訴訟、争訟になった場合の対応等についてもいろいろ検討されて問題ないかと、こういう判断をされているんでしようけれども、
私は、そういう争い事になる前にこういうやり

ばり改正を、これが成立すれば、こういう改正が行われると。既裁定者の皆さんにも給付の引下げをこのように行うということ、そのきつとした理由も含めて、その皆さん方、受給者や現役の地方議員の皆さん方、関係者に理解と納得をしても、そういう努力というものが必要だろ

うというふうな思ふんですけれども、成立後、どのような会員や受給者の皆さん方に周知をして理解を求めるような努力をされるのか、お尋ねをしたいと思ひます。
○政府参考人(小笠原倫明君) 今、先生御指摘の

こと、大変重要なことだと私も考えておる次第でございます。
実は、今回の制度改正の検討に当たりましては、地方議会議員年金制度検討会というのを政府に設けまして検討を行っていただいたわけなんです、この検討会の中に地方議会議員共済会の代表者の方々にも参加いただいております。したが

という面がございまして、
したが、いままで、今法案成立後と先生おっしゃ

いまして、実は各議員共済会におきましては検討会の検討の状況その他につきまして会員の皆様、つまり地方議員の方々に情報提供を随分図っていただいております。
例えば、その理事会、各議員共済会の理事会とか代議員会の機会ごとに会員である地方議会議員

へ周知を図っていただいたと聞いておりますし、今回、既裁定者の方が大変御負担をお願いするわけなんです、このOBの方々に對してもこういった検討会の報告あるいは制度改正案の概要を共済会の方で送付するなど、情報提供に努めていただいたと伺っております。

私どもとして、もちろんこの法案成立後、各議員共済会と連携を取りながら、その改正内容が十分周知されるよう努めてまいりたいと考えております。
○高嶋良充君 是非関係者には十分な理解と納得を得られるような周知徹底方をお願いをしておきたいというふうな思っているんですが、

そこで、竹中大臣にこの問題の周知徹底の関係でお尋ねをしておきたいんですが、私は、今申し上げましたように、関係者の理解を得ることも重要だということに思ふんですが、やっぱりこの議員年金というのはいくら市民からも廃止をすべきではないかという意見も根強く存在を

しているということでもございまして、国民や市民、住民の皆さん方にもやっぱりこの問題できちつとした理解を得る、そういう努力を政府側としてもしていく必要があるんじゃないかなというふうな思っているんです。

地方財政も非常に厳しいという状況、先ほどから出ています。さらに、この国会で行革推進法案が成立しました。そのことによって、これからますます地方行革が推進される。職員は削減をされるでしょうし、あるいは住民の皆さんの福祉やあるいは教育や、正に身近に生活にかかわる部分のサービスが縮小されてくるというような状況

がある。そういう中では、地方行政に対する市民の皆さんの目というのは非常に厳しい状況になつてきているんじゃないかなというふうな思っています。

そういうことから考えると、なぜ今回地方議員年金を存続させねばならないのか、そのことをどう理解を得る努力をしていくのかということが大変重要だということに思ふんですけれども、一般の市民、国民に対するこの地方議員年金制度の存続についての理解を得る努力について大臣の見解を伺っております。

○国務大臣(竹中平蔵君) 委員御指摘のとおり、先ほど部長が答えましたように、関係者、当事者に対する説明は重要であります、それと同様に、広く国民の皆さんにこの今回の趣旨を御理解いただくことの必要性というのは私自身非常に強く感じていましてございまして、

もう言うまでもございせんすけれども、この地方議会議員の年金というのは国会議員の年金とは違う。しかし、多くの皆さんから見ると、国会議員の年金はなくなるらしいけど、地方議会どうしてだ、これはもう素朴にそのように思われると思ひます。そういうことに対しては、やはり今後更に地方分権のことをいろいろ議論しなければいけないのさなかであつて、きつちりと御理解を、この時点で御理解をいただくようにするということは大変重要であるというふうに私も考えております。

実は、たまたま昨日、道州制のタウンミーティングをさせていただいたんですが、大変多くの方に御集まりいただいたんですが、実は発言された、質問された方の三分の二以上が公務員の方でした。私、タウンミーティングというのは五十回ぐらいい出ているんですけれども、こんなタウンミーティング初めてでございます。つまり、地方の行政、財政の仕組みというのは、それだけ皆さん関心が高いんだけれども、制度がなかなか難しく、一般の方が議論になかなか入つてこないという、非常にこの問題の難しさをちよつと象徴

的に感じた次第でございます。

今、委員から御示唆いただいたことを改めて我々として、なかなか難しいと思うんですが、これ、年金制度そのものですね、しかしあらゆる場を通じてしっかりと対応していきたいと思っております。また、地方自治体の方にも、ないしは議会の当事者の皆様にも、そのような周知、広報を一緒にやっていたらいいように是非呼び掛けたいというふうに考えております。

○高嶋良充君 是非理解得る努力は怠らないようにお願いをしておきたいと思っております。

それとの関連で、国民の皆さん方が、国会議員年金のときもそうでしたけれども、議員年金というのとはやっぱり特権的だという、そういう意識が非常に強いんですね。特権的ではないんだということも理解をしてもらうということについては、制度内容について疑問を持たれている部分についてきちっと説明責任が果たせるかどうかということになってくるというふうに思うんですけれども、地方議員年金というのは地方議員の互助制度であるわけですが、しかし、厚生年金や常勤の公務員の共済年金との関連で有利な、それよりも有利な制度になっているのではないかとこのように思われているところが非常に多いんですね。そういう観点で、一般の厚生年金や共済年金よりも地方議員年金の方がこういう制度的違いがあるんだけれども、これはこういうことで必要なんだと、こういう、それらの点を若干例示を挙げて御説明をいただきたいというふうに思います。

○政府参考人(小笠原倫明君) 例えば様々な、いわゆる公的年金制度とは様々な違いがございます。例えば受給資格について、先ほどもちよつと御議論になりましたが、地方議会議員年金の場合は、方々は十二年の在職期間で年金受給資格が得られるのに対して、公的年金は二十五年の加入で受給資格が得られると。

ただ、この点につきましても、公的年金は制度間で加入期間が通算されるわけでございます。し

たがいまして、例えば国民年金で合わせて二十五年やれば、加入していれば、最短一か月の加入で加入期間に応じた給付が開始される。他方、地方議会議員年金というのは公的年金機関の加入期間とは通算されませんというようなこともござい

あるいは、地方議会議員年金というのは公的年金と重複して加入することが可能となっておりますけれども、実は厚生年金との重複期間分につきましては地方議会議員年金の金額の公費相当部分はカットされるという、つまり自分の掛けた分だけということになっております。

あるいは、その他、例えば地方議会議員年金の掛金率、毎月、議員の先生方がお支払いの掛け率は今回の法律の改正案で一六％になりますけれども、この一六％という掛金率は、例えば厚生年金の実際のサラリーマンの掛金率から見ますと計算の仕方によって倍以上ということにもなりまして、そういった負担も現実にはいただいているとか、様々な事情があるかと思っております。

○高嶋良充君 今、御説明をいただいたように、在職年数が短いというそういう制度上の問題、あるいは退職一時金、一般の厚生年金等であれば掛け捨てだけれども、議員の場合は返還されるという給付をされるという部分等の問題が言われています。こういう部分についてはある程度の理解が得られていくんではないかなというふうに、議員という立場上、期限が切られて、選挙でその都度選ばれていくということですから、在職年数が短くてもらうていくということについての理解は得られていくと思うんですけれども、私がいろいろ陳情も受けまして、存続してほしいという陳情と、もう一方は廃止すべきだという両方の陳情を受けてきたわけですから、その中にもう廃止したかどうかという皆さんのこのパブリックというか、ピラを見せたいだとか、地方議員は公的年金をダブルやトリプルで支給されているのではないかと、あるいは遺族年金は半額を孫まで受給できる制度だと、こんなおいしい年金はな

いんだと、こういうことが言われているわけですね。

そういう部分についての総務省の御説明をいただきたいと同時に、そういうことが誤解であるならばきちつと誤解を解く努力を当然しなければならぬでしょうし、もしそうであるならば、社会的な理解を得るためにきちつと説明責任、こういう正当な理由があるから孫まで支給しているんですよという、そういう説明責任というのはいくらも果たすべきではないかと、こういうふうに思うんですけれども、その点について具体的に御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人(小笠原倫明君) 先生がおっしゃった、いわゆるダブル、トリプル云々のことは、例えば都道府県議会議員と市町村議会議員、それぞれで受給資格要件を満たした場合に両方もらえるということではないかと思っておりますが、基本的にその制度が分けて、二つ並立しているものですか、それそれぞれの加入期間に応じて年金が支給されるというのは、もう制度の仕組み上そのようになっているものというところでございまして、それから、公的年金との重複加入につきましては、先ほど申し上げましたように、公費相当部分をカットされる仕組みになっております。

それから、遺族年金を孫まで支給云々は、実を言いますとそれは共済年金にもございまして、いわゆる遺族年金の転給でございまして、これは地方公務員共済年金と同様の仕組みとなっております。それと、他方で、遺族年金の額自体が共済年金で見ますと退職年金の額の四分の三となっておりますが、地方議会年金は二分の一となっております。元々、遺族年金の額が、額といいますが、率でいうと被用者年金のところでは少ないというふうなこともございまして、私どもとしては、先生、これからこういったことで説明で御理解が得られるように努力すべきではないかという御趣旨かと思っておりますが、私どもとしては、こうしたような実際に制度運営している議員共済会とも連携して、こういった制度の趣旨や内容について御理

解を得られるよう努めてまいりたいと考えている次第でございます。

○高嶋良充君 是非一点、一点だけというか、その問題点だけをとりえて宣伝をされることによってその制度そのもののおいしい年金だということとえ方をされるということですが、私は批判があればきちつとやっぱりその都度その都度誠意を持って、説明責任を政府としても果たしていただくように是非お願いをしておきたいというふうに思っております。

次に、制度上の改善もかなり行われたわけでありまして、先ほども若干申し上げました組織統合の関係でございます。

市議会議員共済会と町村議会議員共済会、これは今度、財政単位を一元化をされるということになったわけでありまして、これは市町村合併によつて短期間に町村の議員が少なくなつて市議会議員の共済会の方に移行されてきているということとでこのような措置をとられたんだというふうに思いますが、これはまあある程度理解をします。ただ、もう一歩進めるべきではないかと。ただ、先ほどのダブルでもらっているというようなことも含めて、市議会議員と都道府県議員の共済会別々だから、市議会議員をやつていてもらつて県議会議員になってまたもらつと、こういう制度になつていくからなかなか一元化しにくいというふうな問題もあるんじゃないかと、まず、その分は組織統合はまず別にして、一元化だけなしに、市議会と町議会の共済会を一元化だけなしに組織統合をまず第一弾として次の段階でやる、そういう考え方はございせんか。

○政府参考人(小笠原倫明君) 先生御指摘の組織の統合につきましては、再々ちよつと引用しておりますが、今回の制度改正の案を検討しております地方議会議員年金制度検討会の報告におきましても、将来的には組織の統合も考えられると、そうした上で、ただ各共済会と各議長会の組織との関係や共通の電算システムの整備など、統合に向けた課題についてなお十分な時間を掛けて調整

を行う必要があるというふうになされているところ
でございます。

したがいます。当然その検討課題であるとい
うことは我々とも認識しておりますけれども、私
どもとしては、まず今回の改正案においてお願い
しております財政単位の一元化、先ほど大臣が御
説明した掛金率の一本化とか財政調整をまずし
かり実施していただいた上で、先ほど申し上げま
したような課題、つまり組織の、議長会の組織と
の関係とかあるいは電算システムの整備といった
ことにつきまして、まず共済会において十分時間
を掛けて御検討いただくというのがまずは先決で
はないかというふうにご考慮を次第でございま
す。

○高嶋良充君　じゃ、先ほど若干申し上げまし
た、都道府県議員の共済会も一緒にした、組織統
合とまでは言いませんけれども、都道府県議員共
済会も含めた財政一元化を図ることについての考
え方と、もしその場合に何らかの問題点が出てく
るのかどうかということもありましたら御説明を
いただきたいと思っております。

○政府参考人(小笠原倫明君)　今回の制度改正
は、再々申し上げておりますけれども、何よりも
まず市町村合併の急速な進展にともかく危機に
陥っている市議会議員共済会、町村議会議員共済
会の安定的な運営をどうやって図るかというのが
まず第一の目的でございます。したがいます、
財政単位の一元化につきましても、まずは市議会
議員共済会と町村議会議員共済会について財政単位
の一元化を行って、掛金率、負担金率の統一を行
うこととしたところでございます。

他方、都道府県議会共済会、それ自体について
見ますと、市町村合併による影響ございませ
んで、したがいます、給付面につきましては市町
村と同様の取扱いをしておりますが、掛金につ
きましては引上げ率も小規模なものにとめており
ますし、いわゆる負担金、公費負担金につきま
しても都道府県議会共済会については現状ど
うなり、したがいます市町村議会で行っている
ような負担金の

激変緩和措置等も当然行っていないわけござい
ます。したがいます、私どもとしては、当面と
しては、この市と町村の財政単位一元化をまず
やっていただきまして、都道府県を含めた財政
単位一元化については今後の検討課題とさせて
いただきますというふうにご考慮をしております。

それと、じゃ先生御指摘の、もし都道府県
含めた一元化というのを検討するとなつたらど
ういう課題があるのかということでございます
が、現在、都道府県と市町村によって財政状況
が、現実に異なっておりますので、現実の掛金
率は特別掛金率というのも都道府県と市と町
村では乖離がございまして、例えば今度の改
正後の掛金率を見ますと、都道府県は一三%、
市と町村は一六%で三ポイント違いございま
す。それから、ボータスの際に負担する特別掛
金は、都道府県は二%、市町村は七・五%で
ございまして、この財政単位を一元化する場
合については、都道府県議員の方の負担を引
き上げることにありますので、そういった意味
では関係者の理解も得る必要があるかとい
うふうにご考慮をしております。

○高嶋良充君　今、都道府県議員の関
係について御答弁がございました。

竹中大臣に伺っておきたいんですが、先
ほどの御答弁がございました。竹中大臣の御
答弁の中で道州制のタウンミーティングに
行ってきたと、こういうお話がございま
した。今回の改正でおおむね二十年安定的な
運営が可能だと、こういうことなんですか
けれども、審議会有るいは総務省を含めて、
これを提案される段階では道州制問題とい
うのはそんな議論になつていなかっただけ
ではないかというふうな感じがするんですが、
先ほどの道州制問題これであり、もし道
州制が早期に導入をされるということにな
れば、都道府県の議員の皆さん方の関係は
今のところ波風ありませんと、市町村合併
だけで町村と市だけで、こういうことには
全く関係ないわけではございまして、正に
大きな環境変化が訪れると、こういうこ
とになるわけですね。

そういう観点から言えば、地方自治制度の大幅
な環境変化によってこの地方議員年金の在り方
というものが大きく左右されてくるというの
は、これは市町村合併で今回の改正となつて
いるわけですから都道府県の場合もそうい
うことになるわけですから、この議員年金、
今後環境が大きく変わつた場合に、この
議員年金、都道府県の共済会も含めてど
うに対応されていくおつもりなのか、竹中
大臣の見解を伺っておきたいと思いま
す。

○国務大臣(竹中平蔵君)　今御指摘くだ
さいましたように、そもそも今回の制度改
正は、市町村合併が急速に進展したと、そ
れを受けて、その環境、枠組みが大きく
変わつた中で、御負担いただくのとそ
の持続可能性を確保しようではないかと、
そのような趣旨でございまして、それに
当たっては、今後二十年、ある条件の下
でしっかりとやっていくというその見
込みを我々も持っているわけではござ
いまして、おおよそこういう共済制度
のこういう見通しというのは、広い意
味での年金数理の考え方に基いて一
種の確率論の中で議論を進めていく
わけではございます。それをどの程度
精緻にやるかというのはいろいろあ
るかもしれません。

しかし、今委員御指摘くださいましたように、
それこそ道州制とか更なる市町村合併とか、
また非常に大きく枠組みが変わる、つ
まり年金数理の問題を超えた枠組み
の変更というのは、これは当然あり得
る話なんだと思っております。その事
の性格上、それを今から見込んで計算
するというのは、これはほぼ不可能だ
というふうには思っておりますが、そ
うしたことも踏まえて、私たちがして
できるだけしっかりと試算を行ったも
うございまして、その上で、様々な問
題は起こり得ると思っております。

今後とも、四年ごとの財政再計算にお
いて様々な環境の変化をしっかりと取り
込んで、この制度が引き続き持続可能
であるようにしっかりと運営し

てまいりたいと思っております。

○高嶋良充君　ただ、私が申し上げたいのは、
そういう地方自治制度を大きく改革する
という環境変化に基づいて行われる
という議員年金にかかわる改革とい
うのは、基本的にはやっぱ政府の責
任で解決、改善を図っていくことが筋
道だろうと、そういう観点も含めて申
し上げていくわけでありまして、そう
いう観点からいえば、今回の場合は
市町村合併が大きな課題でありまし
たから、特例法の六十五条の三項が
適用されて、地方議員年金の運営状
況等も健全な運営を図れるような財
政的な措置も政府としては責任を持
つと、こういうことが記されている
わけでありまして、今後市町村合併
はまだまだ続くんですけども、その
部分に対して、この条項の規定を根
拠にしっかりとした対応がこれからは
必要なんではないかというふうにご考
えていただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君)　正に、市町村合併特
例法において、その六十五条第三項に
おいて、国は市町村合併に伴う市議
会議員共済会及び町村議会議員共済
会の運営状況を勘案し、その健全な
運営を図るため必要な措置を講ず
るものと、これはもう法律にしっかりと
書かれておりますので、これはもう
法律にしっかりと書かれております
ので、そして、今回の改正におきま
しては、こうした点も踏まえて、いろ
んな仕組みの変化等に加えてまして
激変緩和措置を我々も政府としてし
てしっかりと取らなければいけない
と考えてございまして、今後どのよ
うな仕組みの変化が起きるかという
のは容易には想像できませんが、こ
うした意味での責任は、当然、政府
としてはしっかりと果たしていかな
ければいけないと思っております。

○高嶋良充君　時間が来ておりますので最後
になりますけれども、今回の制度改
革について、地方議員年金の厳しい
財政状況、そしてその理由が市町
村合併による大きな影響だと、そ
れに対応する措置として改正をさ
れるということですから、私

どもとしても十分に理解をしたいというふうに思っております。

しかし、いずれにしても、先ほどから申し上げていきますように、これらの問題の背景というのは、地方分権を始めとした地方自治制度に係る大きな環境変化によってもたらされたということであるわけですし、とりわけ、市町村合併によって議員の数が減少した。議員の数が減少することとは、議員一人当たりの住民数が大幅に増加をするということの意味するんですね。

ということとは、これからますます地方議員の皆さんの責任と職務というのは非常に大きなものになってくる、地方議員の皆さんの役割向上というのにはますます進んでくると、そういうふうな思っているわけですが、この地方議員の皆さんの役割向上に対する認識と、それから分権時代における地方議会制度、この間の地方自治法の改正のときにも、地方議会制度、若干の改革がされましたけれども、もっと機能的に地方議会制度を、権限と機能を持たせたいということが必要ではないかというふうには私は思っているんですが、そういう地方議会制度について、本格的、抜本的に改革をしていくということをこれから検討いただきたいと思いますというふうに思っているんですが、大臣にその見解を伺って終わりたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 地方公共団体のいわゆる責任領域というのがますます拡大していきまます。実際、拡大してもらわなければ困ると、分権社会をつくるためにそうならねばならないというふうにも思っております。そういう意味では、住民を代表する地方議会の議員の果たすべき役割というのは、これは従前にも増して重要になるわけでございます。

これは、合併して議員の数も今減ってきていますから、その意味では、少数精鋭という言い方がいいのかどうか分かりませんが、一人一人の重みというのが、議員さんの重みというのが大変増してくる、そういう状況であろうと思っております。

す。

第二十八次の地制調においても、そうした問題意識を踏まえて、議会の政策形成機能の充実、そして自主性の拡大、様々な提言をいただいております。そして、今国会で地方自治法の改正法案を提出させていただいて、先日成立をさせていただいたところでございます。また、幅広い人材確保のための様々な提言もいただいているところでございます。

今回、地制調の答申の中で引き続き検討すべき課題というのを幾つかお示しいただいております。大変重要なものが含まれていると思っております。我々としては、委員は抜本的な改革に向けてしっかりとやるべきだと御指摘ございました。我々そのような問題意識を持っておりまして、その検討すべき課題、まずそこをしっかりと片付けて、その上で、分権のビジョン等とも議論しておきますので、それに沿う形でしっかりとこの議会の機能、自由度の拡大、機能の強化として議員の皆様方の果たすべき役割の増大に向けた施策をいろいろ考えていきたいと思っております。

○高嶋良充君 終わります。

○澤雄二君 公明党の澤雄二でございます。

先ほど二之湯先生もおっしゃっていましたけれども、昔の市会議員は楽だった、まさか先生が市会議員されておられる話ではないと思っております。戦前の話かなと思っておりますが、今の市会議員は物すごく仕事をしております。実は、先日の週末も、来週の日曜日、立川の市議選が告示になります。応援に行つてまいりました。私が入った市会議員のところの、その市会議員の方は三期十二年議員をされておられるんですが、その十二年間で自転車に乗った距離が八万七千五百キロだとおっしゃった、地球を二・一周する。何で自転車に乗るんですかと、雨風もあるし暑い寒いもあるから車に乗った方が合理的じゃないんですかって聞いたたら、人の顔が見たいんですよ、本当かなと思いましたが、それか

ら、町の様子が変わっていくのが分かるんですよ、どこが不便なのか、どこが良くなっている、どこが困っている、だからできるだけ自転車に乗るようにしているんですよというふうにおっしゃっていました。つまり、そういうふうな今の市会議員の方というのは大変仕事をされている、私はそういう認識をしています。

私の友人、知人にもたくさん市会議員がいます。たくさん仕事をされていますが、生活環境は非常に厳しい方が多い。そういう地方議員のため、最初少しエールを送るような質問をしたいというふうに思います。

先ほどから、議員年金というのは非常に優遇されているんじゃないかというのが国民の認識だという話がございますけれども、それは国会議員の議員年金が優遇されているから何となくそういうイメージを持つちゃっているんじゃないかという気がいたします。

じゃ、実際、地方議員の年金というのはどうなっているんだと考えると、先ほど小笠原部長もおっしゃっていましたけど、公費負担率、これだといつて四二・一％が地方議員であります。共済年金は半分国費ですから、五〇％が国費負担であります。共済年金よりも議員年金の方が公費負担率は少ない。

それから、保険料率ですね、これは月収に対して何％の保険料を払っているかというんですが、これは資料を今お配りしておりますけれども、改正前の現行だと、都道府県議会が一二％、市議会が一三％、町村議会が一五％。今度改正になると、県議会が一三、市議会と町村議会が一六％になります。じゃ、サラリーマンの厚生年金は一体自己負担はどれぐらいなのかというと、一四・二八八の二分の一でありますから七・一四％。この個人負担の率からいって、保険料率からいって

も、地方議員の方がはるかに負担をしている。それから、自己負担率でいきますと、これ厚生労働省が発表している資料から計算をすると、厚生年金の被用者本人の自己負担率は四〇・九％で

地方議員の議員年金の自己負担率は五七・九％でございます。

つまり、地方議員の年金というのは決して優遇なんかされていないと、そうですよ、言ってみればむしろ冷遇をされている。つまりこういう年金制度なんだと、実は、ということをやまず分かっていただきたいと思います。

分かっていただいた上で、大臣の感想を聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) これはもう随分いろいろと御議論いただきましたけれども、社会保障としての公的年金とはこれは違う仕組みでございます。しかし、互助年金として、本当に重要な役割を担っておられる方、そして生活安定させなければいけないという観点から、重要な役割を担っている制度があるというふうに思っております。今委員おっしゃったように、この条件そのものを見ても、今日この資料、大変分かりやすく私も拝見いたしましたけれども、まず位置付けとしては、私は委員がおっしゃったような位置付けだと思っております。

こうしたことについて、先ほどから国民にもつと理解できるようにという御指摘もございました。我々としては、この表も是非活用させていただいて、しっかりと周知、広報に努めてまいりたいと思っております。

○澤雄二君 もう少しエールを送る質問をさせていただきます。

十二年間議員をされなかった、できなかった方が議員をお辞めになるときに退職一時金というのが出ます。

小笠原部長にお聞きしますが、この退職一時金は、年数によって違うんですけれども、総支払額の幾らかカットされますか、もうらうときにどれぐらいカットされますか。

○政府参考人(小笠原倫明君) 今回の改正案で申しますと、大体、退職一時金の支給額が百分の四十九から、在職年数に応じ百分の六十三というふうになっておる次第でございます。

○澤雄二君 その数字を逆に言うと、五一%から三七%がカットされる、総支払額の。

これ、カットされる理由は何でしょうか。

○政府参考人(小笠原倫明君) この御説明をする

については、ちょっと制度の経緯を御説明させて

いただきますが……

○澤雄二君 短めに。

○政府参考人(小笠原倫明君) はい。

実を申し上げます、再々申し上げていますが、この制度、議員立法で昭和三十六年に始められました。制度創設時にはこういった一時金の制度はございませんでした。つまり全くの掛け捨て、つまり十二年なられる前にお辞めになった方は、それが、昭和四十年の議員立法の改正により、実を言いますと初めてこの一時金の制度が設けられたわけでありました。その当時の率は大体、先ほど私、百分の四十九から百分の六十三と申し上げましたが、それに相当する数値が百分の七十から百分の九十と。つまり、制度創設時から、ちよつと年数によつて若干差はありますが、一〇〇%戻すということは実を言うとされておりました。

さらに、一時金を設けられた際に掛金率もそれに伴つてずつとアップされておまして、つまり何を申し上げたいかと申しますと、つまり、当然、もうこれは掛け捨てを救済する観点から設けられた制度でございますが、一時金を給付するに

ついてもやっぱり財源が要るわけでございまして、それはこういう助け合いで行っている社会保険方式でやっている以上は、その財源は一義的にはやはり加入者の方に求めざるを得ない。そういうことから、戻す際にもやはり一〇〇%ではなくて百分の七十から九十というところで設けられた。これ議員立法でございまして、私が余り正確に説明できないかもしれませんが、そういうことではないかと思ひます。

その後は、実を言いますと掛金率、つまり給付が引き下げられたのに応じて変更してきたと。給付が引き下げられたのが、実を言いますと四年前の前回の改正が初めてございまして、そ

の当時、一時金もそれに応じて引下げをし、今回も更に給付を二・五%引き下げますので、これも誠に申し訳ございませんが、よろしくお願いしたいということでございます。

○澤雄二君 元々掛け捨てだったのでという考え方をすると、あつ、一時金でもらえるようになったんだから制度的には良くもなつたのかなと思つちやうんですが、原点から考えると、これは公的年金じゃありませんから十二年当選を続けたいと

もらえないんです。それで、その十二年間というのはどれだけ大変な十二年間かという、四年ごとに選挙があるんですよ。物すごいリスクで、当選するか分からな

い戦いを経てやつと三回当選した人がもらえる、言つてみれば御褒美みたいなものです。何でその御褒美を与えるかといつたら、市民に対する、社会に対する木鐸だから、いい政治をしてもらうためにという、そういう御褒美が多分できたんだらうと思ふんですよ。

○澤雄二君 十二年間当選し続けることは大変だということも考え、しかもその十二年間、まあ十二年未満でありますけど、掛けてきた掛金というのは掛け捨てですよ。ほかの公的年金というのは累積をされていきます。でも、これは累積されな

その代わり、もしかしたら毎月五万円なら五万円の掛金を自分で毎月積み立てたら、十一年で議員

も終わったときは、十二年で終わったときには一〇〇%返ってくるわけですよ。そつちの方がいいよと、任意にすべきだ。もし強制にするんだつたら

これは一〇〇%返したらどうですかと、十二年未満の場合は。

それで、十六年度の決算を見ると、退職年金の総支給額が二百七十六億五千万なんです。でも、いわゆる、使いたくないですが、退職一時金

というのは七億八千万なんです。これ、全額返してもそんなに困るような額ではないというふう

に思ふんですよ。だから、この議員年金の性格からいつたら、もしも戻らない人がいれば、それは全額返すか、若しくは強制加入ではなくて任意

にしてはどうかという、まあ提案といひますかアイデアであります。

大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) これまでのいろんな経緯もございまして、そういう経緯の中で最終的な判断はしなければいけませんのでなかなか的確な答えはできないかもしれませんが、任意か強制かというのは、これは幾つかの判断基準がある

んだと思ひます。これは一種の保険機能ですから、保険機能を任意で賄うことができるのかと。よく出てくる例で、地震保険のようなもので、地震の多い地域の人だけが入ると、そういうことでこの制度が成り立つのかという思いが一つござ

ただ、こういう、現実には困つておられる方がいるという委員の御指摘は、これはよく記憶にとどめて、制度設計の際にはリマインドしなければいけないと思ひます。

○澤雄二君 今大臣言われたように、将来的にはある程度公費負担をしたような個人年金制度みたいなものもあり得るのかと。で、どちらかという

と任意ではなくて強制だということになると、強制だとすると、十二年未満の場合には、大した

予算額ではないので一〇〇%返してあげたらどうかというのがアイデアでございます。

もう一つエールの質問をしたいと思ひますけれども、高額所得者の一部支給停止という制度があります。これは簡単に言うとどういう制度でしょうか。

○政府参考人(小笠原倫明君) この地方議員年金法におけるその高額所得者の一部支給停止といひますのは、一定の支給額を超えた方につきま

して、要するに他の所得と合算して一定以上の金額を超える者につきましては、その支給額の一部を停止させていただくという制度でございます。

○澤雄二君 その一定基準の収入を計算するときに、サラリーマン時代にこつこつこつこつとためてきた個人年金があると思ふんですが、これもその収入の中に計算されますか。

○政府参考人(小笠原倫明君) 今回の改正案では、他の所得につきましては総所得にしておりまして、先生御指摘のものについてもその所得に含まれるということになります。

○澤雄二君 この総所得をベースにということところが実は大変な不公平を生んでしまう可能性があるというところに気が付いたんです。

ルだとうですかと云つたら、寿命によつて違ひますって言われたんだけど、まあ基本的には同じですよと言われた。つまり、選択できるんですね。これは退職金だけではなくて、個人で積み立てられている個人年金も満期になったときに一時金でもらうか年金でもらうかという選択ができるんですよ。

そうすると、この高額所得者の一部支給停止を総所得ベースでやると、そのことを知っている人は年金にしないんですよ。一時金でもらうんですよ。退職金も一時金でちょうだい、自分で積み立てた個人年金も一時金でちょうだい。分かっている人はカットされない、分らない人はカットされていくという、非常に簡単に、別に面倒くさいことをしなくていいんですよ。面倒くさいことをしないで、ただそれだけで不公平を生じてしまうという実はこれ制度なんですよ。

大臣、どう思われますか。

○国務大臣(竹中平蔵君) ちよつと制度の細かいところで、私きちんと理解しているかどうかあれですけども、基本的な考え方というのは、例えば厚生年金等々は所得保障能力が失われると、そのときの、老後の所得保障を目的としてこの公的年金制度があるわけでございます。したがって、被用者としての所得、給与をベースにしてその支給停止を考えるわけですね。

それに対して、これ、部長も説明いろいろしてきましたけれども、この成り立ちが地方議会議員年金の場合にはそもそも違います。生活の安定に資することを目的とした互助年金であります。だから、所得の種類を限定しないで総所得で考えると、これはこれでやはり一つの制度のコンシステントな、失礼しました、整合的な一つの考え方であるというふうに思います。

そこは、あと所得の捕捉がちゃんと行えるかどうかということもありますし、自分の将来の、一時的にもらつて将来の運用能力をどう評価するかとか、寿命もその中には多分入ってくるんだと思いますが、そこは正に一つの判断の問題であつ

て、今申し上げた制度の成り立ちから出てくる今のルールであるというふうに私は理解をしております。

○澤雄二君 違法行為ではなくて脱法行為で節税をするというのはいろんな方法があるようでございますが、つまり、そんな面倒くさいことをしなくても、一時金でもらうか年金で選ぶかという、その選択だけでカットされる人とされない人が出てきてしまふ。今回、上限額を下げるということでは、その可能性がある人が増えるということですよ。

ですから、今大臣言われたように、サラリーマンの場合には在職老齢年金という制度があつて、それはある一定以上の収入がある場合カットされるんですが、これは報酬ですから全員捕捉されるんですよ。だから物すごく公平なんです、この制度があつても。今回のこの高額所得者の一部支給停止というのは捕捉されないんですよ、どっちを取るかというの。

ですから、今後もう一度その改正を考えたときに、こういう不公平がないということをちよつと考へていただきたいというふうに思います。

それから、まだ時間がありますから、先ほども質問がありましたけれども、これから地方分権の時代でございます。ですから、地方の時代になつて、地方の政治というのがどんどんどんどん大事になつてくる。大事になつてくるときに何が大事かというところ、その地方議員の人材の質、人材の向上、質の向上ということがすごく大事で、結局、こういう人を市議会議員に我々が選ぶことができるかというところで自分たちの市民の生活にそのことがね返ってくる。

ですから、すごく人材ということが大事になつてくるんですけれども、こういうふうな退職金制度、一生懸命仕事をして、でも最後の余生を送る退職金制度がどんどんどんどん支給額が減つて負担が増える。先ほど議論もありましたけど、廃止議論もあるようでございますが、廃止なんかしたら、僕はとんでもないと、地方議員をやるよう

な人材なんか集まりつこないぞというふうに思います。政治の機能から考へて、一体給付の水準というのはどの辺までは絶対に守りますよということをお考えなのか、それから、これから地方分権の時代で、人を集めるための、人材が来てほしいというための年金制度についてどういふお考えをお持ちかというのを聞かせていただきたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 非常に大きな難しい御質問だと思います。

地方の首長さんや議会の人材を確保することが大変重要だということ、その総論においては全く私も同感でございます。地方のそういう選挙の応援に行かせていただく機会がございますが、私は必ず、地方でできることは地方でやる、そういう分権の時代になつていくんです、だからこそ地方でそのことをしっかりと担える人材を皆さん選挙で選んでくださいと、そのように必ず演説をさせていただくことにしております。

そのために、委員おっしゃるように、やっぱり志は大事ですけども、それに加えてしっかりととした処遇がなければならぬというふうに思います。これに関して、しかし、どかがどのぐらいだったらいかにというの、これは先ほどの退職金とだけだと適当かというのと同じような意味で大変難しい問題だと思います。ただ、我々としては、今ある、これまでいろんな議論の中で育ってきたこの制度がやはり持続可能でなければならぬ、最低限これだけはという思いで今回の法案をお願いをしております。

給付を下げる、そういうこと、大変苦しい面がございますけれども、それによつて制度そのものは持続可能性を持つて次につないでいけると、そういうところをまず我々としてはしっかりとやらせていただきたいと思います。四年ごとの財政再計算の中で現実的に問題を解決していきたいというふうに思っております。

○澤雄二君 平成十四年度の改正で二〇%削減をされました。今回一二・五%ですから、足掛け五年ぐらゐの間に三二・五%削減というのは余り過去にも例がないことだと思います。そういうことを併せて、今後ともどうぞよろしく御検討をお願いしたいというふうに思います。

まだ少し時間がございますので、少し細かいこととで恐縮でございますけれども、十四年度の改正で、市町村合併の影響のない都道府県共済については、少なくとも三十五年度までは年金給付が可能となると、枯渇しないという設計がされていたと思ひますが、今回の改正では、三十一年度には積立金が枯渇するという計算になりました。その最大の理由は高齢化が進んだからだということなんだと思ひますが、平成十四年度に見込まれていた六十歳の時の平均余命の年と今回予測された年は幾つと幾つですか、年といひますか、余命の年数です。

○政府参考人(小笠原倫明君) 年齢によつてちよつと余命はいつかというのがありますが……

○澤雄二君 六十歳です。

○政府参考人(小笠原倫明君) 六十歳。平成十四年再計算の際の男性の六十歳の平均余命は二十一・九八と前提をしております、今回の計算では二十四・一九歳と、こういうことになつております。

○澤雄二君 わずか四年間の間に平均余命が二・三年延びている、また非常に細かいことで恐縮でございますが、普通の人が考えたら多分こんなことではないだろうと。つまり、どこかに計算の試算を工作をされたのか、どういふことかよく分かりませんが、それはおいておいても、つまり今度の二十四・二年というのは大丈夫ですねという確認だけさせていただきます。

○政府参考人(小笠原倫明君) 今回の二十四・一九歳でございますが、これは平成十六年度の公的年金、例えば共済組合の財政再計算の基礎率をそのまま用いております、私どもとしては適切に算定しているものというふうに考えております。

○澤雄二君 それでは、どうぞよろしくお願いいたします。

私も長谷川先生に見習って少し早く終われば拍手いただけるかと、これで終わらせていただきます。

○吉川春子君 日本共産党の吉川春子です。

今回の法改正は、市町村合併によって年金を支える議員の数が大幅に減ったことが原因です。地方議員の年金額について、退職金を二・五%引き下げ、既裁定者についても給付水準を一〇%引き下げて、また退職一時金を二・五%引き下げ、将来の受給者のみではなくて既裁定者を含めてカットし、他方、掛金は引き上げました。

まず最初、大臣に基本的な認識をお伺いします。何のために地方議員の年金というものはあるのか。地方議員の退職後の生活保障についてどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 制度の趣旨についてのお尋ねでございますが、経緯は委員もよく御承知のとおり、この年金制度は昭和三十六年に議員立法として地方議会議員互助年金法という形で発足をして、そして翌三十七年に地方公務員共済組合法に関係規定が移行されております。

趣旨でありまして、地方議会の任務の重要性、大変重要な役割を担ってくださっている、そして議会の議員及び遺族の生活安定に資する、正にその互助の精神にのっとりて年金を給付する制度を設けたというふうな認識をしております。これが正に制度の趣旨そのものであろうというふうに考えられております。言うまでもなく、これは社会保障としての公的年金とは別に設けられた互助年金としての性格を有するものでございます。

○吉川春子君 どの地方自治体でも、地方交付税の削減等地方財政の悪化の中で人件費の削減が行われております。今後合併を促進するということ、政府の方針でもあります。議員削減と議員報酬削減の傾向は一層強まるのではないかと考えられますが、平均報酬あるいは議員数、今よりも減った

場合、どの程度まで減ってもこの年金制度は維持できるのでしょうか。どこまで給付を削減するのか、また下限があるのか、制度を維持するため、その点についてはどういうお考えなんでしょうか。二十年大丈夫とおっしゃっていますが、その点について伺います。

○政府参考人(小笠原倫明君) 今回の試算の前提でございますけれども、市町村合併あるいは議員数ということにつきまして申し上げますと、今年の三月末までの市町村合併につきましては、その結果、議員数がどうなるかということにつきましては、地方議会共済会が調査をいたしまして、その調査に基づきまして、この市町村はこれこれというふうな具体的に見込んで試算をしております。それから、それに加えて、その他の市町村につきましては、以前の実績を勘案しまして、市及び町村共済会については議員数の減少傾向が続くというふうに見込んでおります。

今申し上げましたような試算を前提に御提案申し上げているような既裁定者を含む給付の引下げ、あるいは掛金の引上げ、財政単位の統一その他様々な対策を講じますと、私どもの試算ではおむね二十年後においても積立金を維持して安定した給付が可能になるものと考えている次第でございます。

○吉川春子君 物事というのは計画どおりいかないわけですよね、四年前のこの法改正のときから早速狂ったわけでしょう。どの程度まで狂つてもこの制度はやっていくのかということをお伺いしました。数値については、もう表をいただいていますので分かっております。

○政府参考人(小笠原倫明君) 私どもとしては、先ほどの試算、前提で見込みを立てているわけでございますが、先生がおっしゃるような、例えば今回の見込みを上回って市町村議会議員数が減少した場合には、我々、この法律の下で四年ごとに再計算というのは義務付けられておりますので、この再計算の時点におきまして、その時点での合併の進捗状況等を踏まえまして必要な措置を講じて

ていきたいというふうな考えておる次第でございます。

○吉川春子君 まあ出たとこ勝負でそのとき考えろという、こういう御答弁なんでしょうか。自治体合併による議員削減について伺いますけれども、自治体合併によって一体どうなるのかというところの十分な検討がされないままに行われたというところがあれば、その弊害は計り知れませんが、今度の市町村合併によって減少した市町村の数の減少、平成十一年七月十六日以降の直近の数を示していただきたいと思いますし、また県の中で町村の数が一けたになってしまったところもありませんか。そこは幾つですか。

○政府参考人(小笠原倫明君) 議員数の見込みでございますけれども、まあ見込みでございますが、私ども、平成十四年と十九年の間でいいますと約一万八千人、三・四%の議員数、市と町村合わせて合計で見込んでいますところでございます。

○政府参考人(荒木慶司君) 市町村合併に伴いまして町村の数が一けたになった県でございますが、平成十八年四月一日時点におきまして八県となっております。

○吉川春子君 市町村の数も二千七百から千四百四という、激減したわけですね。

そこで、もう一点伺いますけれども、地方議員の年金というのは、基本的には議員数によって維持できるかどうかということがかなり問われてくるわけですね。町村合併の弊害というのは、この年金の危機に現れているだけではないで、私の立場で言えば、女性政策決定の場へ、つまり地方議会へ進出するという、こういう流れが世界的にも日本でもあるわけですね、その数が非常に減ってしまったわけですね。

この平成十一年以降、全部の県お願いしたんですけれども出せないということなので、女性議員の減少数について、広島、愛媛、そして長野県について報告してください。

○政府参考人(荒木慶司君) 平成十一年以降にお

きます広島、愛媛、長野三県におきます女性議員の減少数でございますが、広島県が三十三人の減、これはピーク時が平成十五年でございますが、それと十七年時点の比較でございます。以下同様、愛媛県におきまして二十四人の減、長野県におきまして三十人の減となっております。

合併の進展によりまして、当然でございますが男女とも議員数が減少しておりますが、近年の女性議員の割合は全体的に全国的にも増加傾向にございまして、ただいまの三県におきましても、いずれの県におきましても全体に占める女性議員の割合は、平成十七年度においてそれまでよりも増加しているという結果が出ております。

○吉川春子君 数が増加しているんじゃなくて男性も含めて大幅に減ってしまったので率が若干高まっているというだけであって、特に女性の場合には地盤もお金も男性議員に比べてない場合が多いですから、そういう意味では、やっぱりせつかく地方議員の中に、国連の女性会議に基づいて政策決定の場へ女性を出そうということを出してきたその数がかかり減っているということですね。もちろん男性議員も大幅に減つていまして、広島県などは全体で四九%、半分に落ちちゃっている。愛媛県は五八%、六割近く議員の数が減つてしまっている。

こういう、こんなにたくさん大切な地方議員の数を減らして一体何を考えているんだと。減らしてというのとは個々の議会の選択があるわけですが、けれども、しかしそうせざるを得なかったという財政状況があるわけですね。

それで、この統計は昨年の十二月三十一日現在なんですけれども、愛媛と広島というのは自治体の合併率が一、二を争うところで、長野県は比較的合併は少ないという違いがありますけれども、激減をしているというところは間違いないわけですね。

それで、私は四十七都道府県について、特に町村で女性の数が大幅に減つていまして、女性議員の数が、町村別の数を是非時間を掛けてでもつかん

でいただきたい、後で御報告いただきたいと思いますが、いかがですか。

○政府参考人(荒木慶司君) ただいまの点につきましては、調査の上御報告させていただきますと思います。

○吉川春子君 町村合併で不要になった庁舎が、公用財産の概念を覆して公用財産のまま民間に貸し出すということが可能になった法律が先日当委員会でも審議されましたけれども、何よりも、町村合併によって今後過疎地に拍車がかかる、郵政民営化と相まってますます過疎地には人が住めなくなると、こういうことがあるわけです。

今回の地方議員の年金法の改正については、我が党は賛成です。しかし、同時に大臣、どこまで合併を進める気なのかということ伺いたいと思います。

実は、一昨年に秋に参議院の憲法調査会でヨーロッパに行きました。スイスは、人口は神奈川県程度と承知していますけれども、二十六州あつて三千の自治体に分かれています。フランスは、人口は七千万人程度だと思えますが、自治体、コミューンの数が三万五千ありまして、市町村レベルの議員は合わせて約五十万人いると。私たちは人口三百五十人の村長さんに会いました。この方は上院議員も兼ねておられましたけれども、両国とも民主主義の歴史は日本に比べて相当古いわけです。

なぜ総務省はそんなに自治体の数を減らすのに熱心なのか。この自治体合併ということについていろいろな問題が起きてきている、そういう検証もしなくてはならないと思えますけれども、その点について、大臣、いかがお考えですか。

○国務大臣(竹中平蔵君) 自治体合併についていろいろ検証しなければいけないという点に関しては、これは我々もしっかりと検証をしてみたいです。ただ、一般的な方向として我々がやはり考えますのは、やはり地方でできることは地方でやっていただきたいわけです。しかしそのためには、地方、特に基礎自治体がある一定基盤のやはり財

務的な基礎を持たないと、地方でできることを地方でやっていただくことが大変難しい、そのようなやはり一般的な方向は見定めておかなければいけないのだと思えます。

その場合に、大体どのぐらいの人口単位が必要なのかということに関しては、これはいろんな考え方があるようでございます。専門家の間で、計量的な手法を使つてどのぐらいの人口が一種の分岐点かという計算幾つかありますけれども、私の知る限り、最低十万人という研究結果もございいます。いや最低人口三十万だという研究結果もございいます。人口十万人ということになりますと大体千ぐらいの数になるわけでありまして、私たちがそういう明示的な目標を持っているわけではございません。ただ、今千八百まで、平成十一年に三千三百あつたものが今千八百二十までその合併が進んでまいりました。これはもう一押しそういう方向に進んでいただきたいという期待を持っております。

しかし、もちろんそれを強制するわけではございません。自治体自身の判断でそういう方向が実現していくのは、これは私は一つの期待される方向であろうというふうには思っておりますが、目標設定とか、それを強制するとか、そういう性格の問題では全くないと考えております。

○吉川春子君 強制するなんということはもちろん論外なんですけれども、そういう政策をかなり強引にというか強力に進めてきた結果、三千数百あつた自治体が千八百二十にまでなつた。これは、政府の推進策なしにはこういう数にはならないわけですね。

続けて伺いますけれども、以前には名誉職的にその地の名士が地方議員をやっていた例が少なからずあつたと思えますけれども、今はいろいろな方が地方議員に当選し、その地域の住民サービスを担つて頑張つておられるということは、先ほどの議論にもあつたとおりです。

それで、地方議員を本業としてやる率も高くなつていっていると思いますが、専任の議員はそれぞれ

どの程度いますでしょうか。数字が分かつたらお示しいただきたいと思えます。

○政府参考人(小笠原倫明君) 先生御指摘の専門の状況ですが、近年、全国調査を実施しているのは都道府県議会議員共済会のみでございます。その数字についてお答え申しますと、都道府県についていいますと、平成十七年七月現在で議員専業の方は三八・五％となつておるところでございます。

○吉川春子君 それから、もう一つ数字を伺いますけれども、地方議員が専任化しているという原因の一つには、やはり非常に案件が増え、議会の開催日数も増えているということも関係があるのではないかと思えます。地方議会は平均何日開かれていまして、それから、案件の数も併せてお示しいただきたいと思えます。

○政府参考人(小笠原倫明君) これも私どもで調査した結果ではなくて各議長会が調査をした結果でございますが、それによりますと、まず平成十六年の実績は、都道府県が八十七・一日、まあ参事までに平成七年は七十五・八日、市につきましては、十六年が七十七・七、平成七年が六十九・五、町村につきましては、平成十六年が三十九・七、平成七年が三十七・三、こういう次第になつております。

それから、付議の案件でございしますけれども、これも各議長会の調査結果ですが、平成十六年の実績は、都道府県が二百十七・四、平成七年は二百三・七、市は十六年が百二十九・六、平成七年が百二十一・一、町村につきましては十六年が九十九・六、七年が九十・八と、かようになっていると承知しております。

○吉川春子君 地方議会というのは年四回開かれまして、その会期は六月と九月と十二月と三月でそれぞれ違つて、何週間もあるときもあるし、十日以内で終わつてしまふときもあつたわけですが、私も市会議員をやりましたが、しかし、その会期と会期の間に、じゃ何も仕事がないかということ、そんなことはなくて、議会であつたお知らせをす

るとか、いろんな方、まあタウンミーティングほど大きなものは行つたことないですけど、お知らせするとか、もう必死でその間走り回つて、またそういうことをしないと次の選挙で当選できないわけですね。だから、やっぱりその会期の日数も増えてきて案件も増えてきているし、同時にその間の忙しさというのすごく増えているということ、ひとつ専任化が、率が高まっているという理由だと思ふんです。

それで、私はここ一、二年の間に、例えばDV法の改正に携はりまして、各自自治体に対してDV撲滅のために条例を制定していただきね、行動計画制定していただきねという法律も作りまして、男女共同参画条例は、義務化こそしていないけれども、やっぱり条例が各自自治体で作られているとか、竹中大臣が言われたように地方分権ということ、そして地方の自治体のいろいろな仕事を議会が担うわけですね。そして、しかも長の権限が、この間の地方自治法の改正じゃないですけど、強いですから、そのチェック機能を議会が動かさなきゃならない、そういうためにその議会、団体のメンバーたる地方議員の、何というんですか、いろんな点での力を増やしてほしいということが期待されていると思ふんですね。だから、そういう議員の年金の問題について地方議員のその仕事と一緒に考えていかなきゃならないと思ひます。

そういう点で、最後に大臣の見解をお伺ひして、質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 先ほども御説明させていただきましたように、そもそも、この今の現行制度そのものがやはり議員さんの仕事の重要性和いうことにかんがみてきた、そして運用されてきたというふうには思っております。加えて、分権の時代でありますから、地方の議員さんの活動領域というのはいくらとんどん広がつていくわけでありまして、そういう意味では、今委員おっしゃつたようなことを、全体としての処遇をしつかりと固めていくと、確保していくということは今後と

も必要であらうかと思ひます。今回をお願いして法律改正は、そのための最低限の条件として制度の持続可能性を回復したいと、確保したいと、そういうことでございます。

地方議会議員の報酬の在り方につきましては、これは自治法二百三条によりまして、正に議員としての職務の特殊性を踏まえて条例で定めることとされていところでございます。これは是非、住民の納得を得ながらしっかりと御議論をいたしたい、そして十分な待遇は、必要な待遇は確保していただきたいというふうに思っております。

○吉川春子君 終わります。

○又市征治君 社民党の又市です。

法案に入る前に、地方六団体による地方共有税の提案について若干見解を伺っておきたいと思ひます。

現行法でも地方交付税は地方全体の固有財源のはずですけれども、六団体案が根本的に違ふのは、国に左右されない先取権の明記と、配分についても自治でやるとした分権主義の徹底だろうと思ひます。今回は十二年ぶりに地方自治法に基づく意見書として出すものでありまして、内閣は速やかに回答するように定められているわけですね。

この地方六団体の提案の概要と総務省の評価について、まず述べていただきたいと思ひます。

○政府参考人(瀧野欣彌君) 六団体の方が新地方分権構想検討委員会を設けて、中間報告をまとめたわけでございます。

その内容といたしましては大きく三点ございまして、国の一般会計を通さず地方共有税につきまして直接特別会計に繰り入れること。それから、財源不足を解消するために法定率の引上げを行うとともに、地方税法に定める税率の変更も行うこと。それから、三点といたしまして、配分額の調整並びに決定について、地方が参画の上、責任を持って行える仕組みを検討すること。こういった内容かと思ひます。

これらにつきましての我々の考え方でござい

ましても、現行の交付税制度につきましても交付税特別会計への直接繰入れにつきましてはかねてから地方制度調査会の答申などで御指摘いただいているところでございまして、我々も、地方共有の固有財源であるという交付税の性格を明確にする見地から、特別会計への直入と、これは望ましいものと考えておるところでございます。ただ、これにつきましては、御案内のとおり、国の財政当局の方は、特別会計に入りますと一覽性がなくなるのではないかとというような反対意見のあるところでございます。

また、法定率の引上げにつきましては、現行の交付税法におきまして、大幅な財源不足が続く場合には交付税率の変更等を行うべきだと、こういうことでございまして、現在、平成十八年度におきましても八・七兆円もの大幅な財源不足を抱えているわけでございますので、基本的には交付税率を引き上げるべきではないかと我々も考えておるところでございます。

それから、配分額の決定に対する参画でございまして、現在でも交付税法に基づきまして地方団体から意見の申出ができるようになってございまして、昨年から総務大臣と六団体の会合というところもセッティングいたしましてその中のいろいろ課題になっているところでございまして、いろいろ推進を図ってきているところでございます。

今後、こういった制度、議論の場を活用しながら、地方団体の理解を得ながら算定を行っていただきたいというふうに考えております。

○又市征治君 地方共有税という提案は、戦後、地方自治が憲法で定められて以来、学者などから度々出されておったわけですが、なぜ今のタイミングで地方六団体から出されてきたか。それは報道が一致してコメントしていますように、竹中大臣あるいは経済財政諮問会議の進められている地方交付税改定案がこの政府の六月ないし七月の骨太方針に盛り込まれては困ると、正しい地方分権の方向に引き戻したいという思いからだということに私は思ひます。

例えば、共同通信は、意見書は新型交付税などを盛り込んだ竹中総務相の私的懇談会の提言と一致しない部分も目立つ、経済財政諮問会議で優勢な交付税削減論とも対立している、こういうふうな解説をしています。

この竹中さんのビジョンと一致しない点というのは、具体的には、例えば北海道新聞が、三十日の全国知事会での知事たちの発言として、竹中大臣らの新型交付税の案について、交付税総額を削るための手だてではないか、導入されると地方は立ち行かなくなると、異論や注文が続出したと報じていますように、政府や大臣の進める動きが地方の意見を置き去りにしている、こういうふうに見ているのではないかと私は思ひます。

そこで、大臣、具体的に一つだけお答えをいただきたい。

今ほど、お手元に、五月二十二日付けで兵庫県知事の井戸さんから新型交付税批判の文書が出されているわけですが、お配りしました。これがまさに地方共有税を今改めて提案した理由でも端的に表していると思ひます。

その第一項で、総務大臣提案の新型交付税は、交付税総額の確保については触れられていない、この断言をして、そして人口、面積が良いとか悪いとかという前に、別途交付税総額が国の裁量に左右されることなく確保される仕組みが必要だ、こういうふうなその一項目で明記をされているわけですね。

私は、この知事の主張というのは、指摘というのは当たり前だということに思ひますが、この件について大臣の見解を伺いたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私はいろんなところで申し上げているんですが、国と地方合わせたプライマリー赤字を解消するために、削れる歳出はしっかりと削っていかねばいけない、これは国も地方も同じ努力をしなければいけないと思ひます。

しかし、歳入歳入一体改革といいますが、量の議論と仕組みをより良いものに変えていくという

議論は、もちろんつながりはするんですが、それを同時に議論すると、これはもう全く建設的な議論にはならないというふうに思っております。その典型が、新型交付税は量を削減するための手段であるという誤った考え方を述べられる方がいらつしやるし、それをまた吹聴するジャーナリズムが一部にあると。これは、そもそもこういう議論をし出すと本当に改革なんか何もできなくなってしまうと私は思ひます。

これ繰り返しますけれども、私、諮問会議でも、この場でも発言をさせていただいておりますが、量の議論と仕組みの議論というのは、これはやはり入口においてはしっかりと分けて議論をしていかなければいけない、そのように考えているところでございます。この新型交付税についてのいろんな御意見の中で、見ようによってはやはり今の御指摘も、量の議論とやっぱ私は一緒にしないでいただきたいということとは是非申し上げたいと思ひます。

もちろん、しっかりとした財源を確保することはこれは必要であります。そのための努力はそのための努力としてしっかりと行っていく。だからこそ、交付税削減を目標にするような議論の仕方は絶対やめてくれというところは繰り返し申し上げているわけです。地方の歳出というのは社会保障の歳出であり、人件費であり、公共事業であり、そういうものを一つずつ国とのバランスでしっかりと削減できるものについては削減していく。しかし、中間支出である交付税については、その量の問題を直接の政策のターゲットにするというものは、これは政策論としては誤っているということをお繰り返して申し上げているつもりでございます。

ジャーナリズムは面白おかしく一致しない点を取り上げておられますが、検討委員会の中でもこういう簡素な基準に基づく交付税というのの提言はされております。その点は私は大きな方向としてはそこはいいというふうに考えておまして、これはしっかりと、しかし地方の皆さんの意見も

伺いながら、理解を得ながら着実に改革を進めた
と考えております。

○又市征治君 今の御答弁、私はいろいろと意見
があります。余りこれ議論していたら本当に今日
の本題が入れませんから、ただ、もう少しだけお
伺いしておきたいのは、政府全体の対応について
であります。

神戸新聞は社説で、議論は専ら経済財政諮問会
議や財務省の財政制度審議会など政府の省庁レベ
ルで進められ、中央主導の様相である、六団体の
意見提出権の行使は、そうした上からの分権改革
に地方の側が異論を突き付けた、こういうふう
に鋭く指摘しています。中国新聞も社説で、地方交
付税の削減は骨太の方針に盛り込まれる見込みだ
と憂慮し、地方抜きで話し合いを進むのを懸念した
地方の対案は十分検討に値すると評価をしていま
す。

私も、六月一日のこの委員会で、大臣は何が何
でも諮問会議、そして六月の骨太に間に合わせら
れるようにビジョン懇で進められ、歴史ある地方
制度調査会への諮問をないがしろにされるんでは
ないのかということでは指摘をいたしまし
た。地方共有税構想というのは、当面、緊急の抗
議声明であるとともに、地方財政制度の中期的な
やっぱり問題提起でもあるし、そういう意味では
今年と言わず、少なくとも一年程度はじっくり地
方の提案を聞いてという、こういう呼び掛けでも
あるんだらうと思います、私は。

したがって、夏には地方制度調査会も発足する
んでしようから、私は、この意見書が出る以上、
総務大臣としては六、七月の骨太方針へ新型交付
税等々の提起はやっぱり見送って、総理に對して
も、これから地方とじっくり話し合ってまいりま
す、その間財務省等の提案も今年の骨太方針には
盛り込まない、こういう方向にしたいということ
をむしろずばりと具申をされるべきじゃないか、
地方とやっぱりしっかり話し合うべきじゃない
か、こう思いますが、この点について端的にお答
えください。

○国務大臣(竹中平蔵君) 改革をするときに、改
革が遅い、すぐにできることをやれという御指摘
がある一方で、じっくりと議論しろという御指
摘、これはもう五年間常にいろんな違う方向から
の御指摘をいただいていたまいりました。これ、しっ
かりと議論すべきは当然議論をしなければいけな
いと思っております。

しかし、これ、やはり合意できるところについ
てはこれは当然のことながら合意をさせていただ
いて、合意できないことは合意をいたしません、
もちろん。その上で、方向をしつかりと見定め
て、制度設計に入れるものは速やかに制度設計に
入っていきたくと考えております。

今いろいろ議論されております財政審や諮問会
議の一部の意見というのは、私は御指摘のよう
に大変偏りがあると思っております。それをしっか
りと正すのが、正していくのが総務大臣としての
私の役割であるというふうには思っております。そ
の上で、合意できることはしつかりと合意をし
て、地方の意見をよく聞きながら、取りまとめら
れることについてしつかりと取りまとめを行いた
いと現状では私は考えております。

○又市征治君 残念ながら、納得できません。
しかし、私は、今日この委員会、与野党問わ
ずに私申し上げている点ばかりの共鳴をいただ
けるのではないかと、こう思います。

少なくとも、六団体の地方共有税構想に真っ正
面からやっぱり向き合って、少なくとも政府の各
種の諮問会議でもこれを正式の議案としてやはり
議論をいただきたい、このことを強く求めておき
たいと思いますし、今後もこの問題については、
極めて重大な問題でありますから、私自身も是非
議論をしてまいりたい、このように思っていま
す。

そこで、時間がなくなつてまいりましたが、本
題の地方共済議員年金の問題であります。
技術面での議論は既にそろそろお終いであ
りますが、私は、この問題で忘れてならないの
は、そもそも地方議員にはいわゆる地方の名士や

お金持ちだけがなつていくわけじゃありません
で、いろんな様々な層の人々が今日この選挙に
立候補し当選されて、地方自治あるいは住民福祉
というものを様々な角度から議論をされているわ
けであります。サラリーマンや主婦等の一般勤労
者が自らのやはり生活基盤をなげうって立候補し
て、むしろそういう人の方が一番熱心に一生懸命
住民の声を聞きながらというのは先ほどから同僚
議員から出ているとおりでありまして、議員をむ
しろ唯一の職業として活動していく場合に、その
議員の老後をどう保障していくか、このことは非
常に大事なことです。その意味で、私は、議員年
金というのは民主主義のコストなんだという認識

というものを私たちは持たなければいけないん
ではないか、むしろそのことを広げておかなけれ
ばいかぬんじゃないか、こういう気がいたします。

私は、真つ向から、さきの国会議員の年金問題
については、これは議員年金そのものを廃止する
ことには賛成だけれども、本来やっぱりきちっと
した二階建ての年金制度というものを、年金を全
体統合する、一元化の中に収めようすべきだとい
う立場から、あれは反対をいたしました。何か
しら世論が大騒ぎして、議員なんて年金要らない
んじゃないか、ポランテアでやたらいいじゃ
ないか、そんなことを言われたら、それにわか
と乗っていつてしまふ、私は非常に危険な傾向
だ、こういう気がいたします。

そういう点で、とりわけ、この地方の議員の皆
さんのこうした議員年金というのは一定程度やは
り民主主義のコストだという、こういう認識とい
うものが非常に大事じゃないかというふうに私は
思っています、この点について大臣の御見解あ
りましたら、お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(竹中平蔵君) 今、又市委員御指摘の
ように、サラリーマンや主婦の方が議員になつ
て、いわゆる普通の方が議員になつて、そして普
通の方の意見をしっかりと政策に反映させていく
ということ、これは民主主義において極めて重要なこ
とであると思ひます。いわゆる資産家、ブルジョワ

ジーだけが民主主義に参加していたというような
時代に戻つてはこれはならないわけございま
す。その意味で、そういった議員の方々の生活基
盤をしつかりと持つということは、やはり健全な
民主主義の一つの基礎であらうと思ひます。

同時に、やはり国民一般の方々の視点というも
のは、これはこれでやはりしつかりと重視しなけ
ればいけないと思ひます。要はそのバランスとい
うことになろうかと思ひますが、私は、全体と
して国民の厳しい目があるということを現状とし
ては踏まえながら、必要な制度改革は行ってい
かなければいけないと考えているところでございま
す。

今回お願いしております法律改正は、その意味
では最低限の、この現行制度を持続可能にしよう
というところでございますので、これはやはり最
低限是非やっていかなければいけないことである
と思ひます。その上で、より中期的な観点から議
員の活動、特に分権の時代でありますから、地方
の議会の議員の活動をどのようにサポートして
いったらよいのかと、これは幅広い議論を私たち
もしていくつもりでございます。

○又市征治君 私は、今大臣からもお話ありまし
たように、そうした民主主義のコストとしての面
というものを非常に大事にし、また住民にもその
ことを啓蒙していくというべきか、そういうこと
が大事だと思うんです。今本場に残念ながら、国
會議員から地方議員までの全体的に議員の質とい
うか、そのことに対しての非常に間違つた批判が
横行している、こういうことがあると思ひんで、
そういう点は非常に大事に、我々自身も身をしっ
かりと処して頑張らにやいかぬことだろうと思ひ
ます。

そこで、今回の提案のうち、私は高額所得者へ
の制限とか年齢の上限の見直しということにつ
いて、これは私賛成です。しかし、今述べた理由か
ら、とりわけ既裁定者への支給の引上げについて
私は断固反対であります。このような措置が毎回
繰り返されていくことになつていくなら

ば、今おっしゃったような、普通の人の、サラリーマン等があるいは一般の商店あるいは農業者、こういう人々が将来をなげうって地方議員に立候補する、そういう可能性というのはほとんどないから、幅広い民意が反映しにくくなって、むしろ金持ちが名譽職に化していくという、こういう状況に逆戻りしていくという傾向はこれは否めないわけでありまして、正にそういう意味では地方自治は活性を失い、ゆがんでいくという、こういうおそれは非常に強くなっている、こういうことを申し上げざるを得ないと思うんです。

このたび赤字推計が急に加速したのは、先ほど来から出ていますが、政府のやっぱり政策による半ば強制的な大合併によって議員数が物すごい勢いで減った。そこにもう一つ輪をかけて、合併したところも物すごい議員数が減っているんだから合併しなかったところはもとと減らそうという、これは輪をかけている。ひどいところはもう議員の数が十人を割るような議会が出てきている。それに総務省も悪乗りしたと言わなければいけません。そういう格好だから、委員会が成り立たないから複数のところにも参加できるようにしようというんていうこの間法案も出てくる、こういう実は格好になってきているわけですね。これはもう地方自治は本当におかしくなっている、こういうことがあつたらうと思うんです。

しかし、国はこの合併特例法により必要な措置を講ずるとされているけれども、基本は全部自治体の責任ですね。一方でそれはほとんど推進して減らしておいて、それで片一方ではそれは自治体がない。まあ基本はそうでしょう。だけれども、国の政治的及び財政的責任というのはやっぱりそれなりに果たされるべきだと、こう思うわけですね。現状及び激変緩和措置についてどのようにしていくのか、その点について述べていきたいと思います。

○政府参考人(小笠原倫明君) 今般の改正では、市町村合併特例法の趣旨踏まえまして、公費負担金につきまして、市町村合併の進展による議員数

の急減に対する激変緩和措置を行うこととしております。

具体的には、市町村合併の進展に伴いまして、年金の受給者数が現役員数を大きく上回ることも、当面の十年間、公費負担率で四・五%相当の期限措置を行い、その後五年間でこれを漸減させることとしております。

この地方公務員共済組合法に基づく負担金でございますが、これにつきましては現在、地方交付税措置をされているところでございまして、今回の制度改正に伴う公費負担期限措置についても必要な措置を行ってまいりたいと考えているところでございます。

○又市征治君 まだ幾つか申し上げたかったんですが、もう時間がなくなりましたから。

いずれにしても、先ほど来出てますけども、議員数が減りました、分母が減りました、したがってこれは減らざるを得ません、だから掛金も上げます、給付も下げていきます、既裁定者も下げていきます。ひどいのは前のときに下げられた人々たちですね。この既裁定者、大変な状態ですよ。

やっぱり私は、これは行き当たりばったり、出たところ勝負という、こんな格好にしかなくなっているんじゃないのか。そこらところはもう少ししっかり先を見通して、財源計算だけを何か二十年先って、前のときもそう言ったんですよ。それがやっぱりみんな狂ってしまったわけで、いや、それは大合併があつたからだという、そんな理屈になっている。

私は、これではいけない。そのことをやっぱり厳しく申し上げ、もう少しそういう先を見通して、やはり地方自治を本当の意味で、一方ではこの議員というのは地方自治の立場にとつてみれば非常に大事なのですから、これだけ減らされていく、減っていくのかどうかという問題も、本気に総務省としても考えなきゃならぬ問題なんだらうと思うんです。そのことを強く申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○長谷川憲正君 国民新党の長谷川憲正でございます。

先ほど澤委員が、質問を終えられたに当たります。私、私の名前を引用していただきました。私に對する激励と受け止めまして、今日も効率的な質の疑に努めてまいりたいと思っております。

最初に、竹中大臣にお礼を申し上げます。先ほど大臣の御発言の中で、一度コンシスタンと、こう、発言は私の場合ちょっと悪いかもしれませんが、発言をされ掛かって、途中から整合的というふうに言い換えていただきました。国会では日本語でなるべく発言しようという運動に對して御協力をいただいたというか、私としては非常に結構なことだと思っております。

先ほどお礼を申し上げたいと思っております。

今日議題になつております地方議員の年金の問題でございますが、私、結論を申し上げますと、やむを得ないかなという結論でございます。

先ほど来話が出ておりますように、特に地方議会にベテランの先生方が今日質疑に立たれましたので、大変お聞きをしておつて勉強になったわけでございますけれども、国会議員の年金が廃止になったから地方議会の議員も要らないんだということを言われるのかと思つたらそうではなくて、地方議会の議員が一生懸命努力をされていると、そのために年金も必要だと、こういう御発言でございます。そういう中で掛金率が高まつて、給付率が高がつて、国庫の方はまた負担率が多くなつて、国民の側からすると、中には、地方議会の議員の年金はなくなるのかと思つていたら、なくなるといふのかといふことがつかりました。もういかなるにしても、三方一兩損みたいなところで私、仕方がないのかなと。私自身の意見としては、こういう制度はやはり維持すべきだと思います。

そうでないと、先ほど来御意見がありますように、いい人が政治をやっていただけじゃないんじゃないかといふことを懸念いたしますので、これから

先の検討についてはひとつよろしくお願いしたいと思っております。これには賛成をさせていただきます。

そこで、一問だけ私、大臣にお尋ねをしたいと思っております。これはもうこの法律を飛び越えていると思つたので、正に重要閣僚の一人として、あるいは政治家としてお答えをいただければ結構なんですけれども。

こうやって地方がやっていけない、地方自治体が合併をしなければいけないけれども、合併しなかつたまま、議会の議員の数も減らす、年金なんかも下げなきゃいけない。実際、地方へ行つてみますと、この間までというか、数年前行つたときにはまだまだ立派だったような町並みのところが、もう人影がなくなつて、商店街なんかももう余り人が歩いてない。そんな状況をあちこちで見ると、どうも地方は一方的に衰える方向に今、日本は進んでいるんだらうという、私の思い込みかもしれないんですけども、そういう気がしてしょうがないんです。それで本当にいい国になるんでしょうか。

私は、この年金の問題も大事ですけども、地方の議会の議員の先生方も大事ですけども、その政治の対象となる地方が、そのものが衰退をしたんじや、もう地方も何もないし、地方がなければ国は成り立たないわけですね。東京だけが栄えていい国になるか、そんなことあり得ない。私はどこを回つても、東京以外はすばらしいところだと思つて、小野先生には申し訳ありませんが、本当に地方はすばらしい。そのすばらしい地方がどんどんどんどん衰えていつていいのかわからなくて、数年前には日本の目標として均衡ある国土の発展といふことを言っていたんじゃないか、このように思うわけですね。私は、国民の皆様が夢と希望を持って再チャレンジなんて言われても、こういう状況の中で地方に住んで

いる方、元気が出るはずがない。若い者が地方に戻つてこない。働く場所がないからです。

こういう状況の中で、国民に対して、私、何か夢と希望の持てるようなメッセージを是非発していく必要が政府としてあるんじゃないかと思う次第でございます。今日は大臣個人の考えで結構でございますので、お考えがあれば伺いをしたいと思います。

○国務大臣(竹中平蔵君) 私、昭和二十年代半ばの地方都市に生まれて育ちました。そこで普通の公立の小学校に行き、公立の中学校に行き、公立の高校に行きました。そして、大学に入るときに初めて東京に出てまいりました。その時代の正に地方の原点だというのは、私自身のいわゆる感性の一つの原点だと思ひますし、良い国、良い地方、良い時代に私は少年時代を送ったというふうに今でも真剣に思っております。そこにいた両親や、そして指導してくださった学校の先生方に私は心から感謝をしております。

そういう中で、実は本当にすさまじい経済の変化の中で地方をどうやっていったらよいかというのは、これは結論から申し上げますと、私自身、これやればうまくいくというような打ち出の小づちのような何かいい政策というものは、この五年半、いろいろ議論は真摯にしたつもりでありますけれども、まだ日本全体として見いだせていないというのが正直なところだと私は思います。これ、地域が重要だというのはもう全くそのとおりです。そこにやはり重要な正に地域があり、地域住民がいて、地域住民の生活こそが日本国民の生活水準です。それをやはり回復させるための手だてを考えなければいけない。

合併の話が先ほど出ましたが、実は同じ状況を民間の企業も求められたわけです。十年前、日本の高炉会社というのは五社か六社あったと思ひます。今二社ですね。十年前、日本の都市銀行というのは九行か十行あったんじゃないでしょうか。今三行、三グループなわけですね。それだけ実は民間の、日本でいうと、我々から見ると非常

に強いと思われる企業もすさまじい競争の中でそういうことをやらざるを得ないように追い込まれている。地方についても、やはり変わらなければいけない、そのための努力をしなければいけないという状況がそこにあるということだと思ひます。

小泉内閣になりましたから、そういう観点から、財政がこういう状況でありますから、財政をそれまでのような形で再分配するということはこれはもう現実にはできない。そういう中で、例えば構造改革特区を地域を個性としてやってみようではないかというふうな、これアイデアとして出しました。これは、森内閣のときに、森総理にこのことを言ってお願ひしたんですけれども、できなかった。それを小泉内閣の中でやれるようになつて、今五百を超える特区ができて、その中ではやはり、それによって地域を活性化しつつあるところも間違いなくあると思ひます。稚内から石垣までの都市再生プロジェクト、これは東京、名古屋だけじゃなくて、稚内にも都市再生プロジェクトがあります。石垣にもあります。そういうところを、地方都市の活性化というのの徐々にはあるけれども、動き出している。そして、地域再生のプログラムを作りました。一円起業、一円で起業できるという制度もつくりました。そういう中で二万社が出てきました。

残念ですけれども、そういうことを少しずつ一生懸命組み合わせてやっていく以外にこの厳しい状況の中で、やはり我々の国民、住民の生活をやっぱり良くすることはできないと思ひます。しかし逆に、そういう中でいい地域が出てきているわけです。特区を活用して。私は、やはりそこは日本の国民のすばらしさだと思ひ、日本の地域にそういう活力があるということだと思ひています。

地方にできることは地方でやってみたら、自由と責任を持つてもらう。だからこの個性あるいろんな工夫が出てくる。そういう、まあこう言つてしまつと非常に抽象的な言い方だというふう

な御批判はあるかもしれませんが、しかし、それに代わつて何か打ち出の小づちのような政策はやはりありません。

そういうことの厳しさを私自身も感じておりますが、ここは本当に国会の、行政の英知を結集して、更にやれる政策が一つ二つ三つあると思ひます。そういうことを私としては引き続き是非やっていきたいというふうな思つております。

○長谷川憲正君 打ち出の小づちがないというのは、それはもう全くそのとおりだと思ひます。ですから、何かアッパーカット一発で倒そうと思つても駄目なんで、いろんなことをやつぱりおやりになる必要があるだろうというふうに私は思ふんです。

それで、企業も統合して、分野で二つか三つぐらいの会社になつちやつていくという話がありましたが、私はこれは決していいことだと思つていないんです。大競争をやつたら、やつぱり弱い者が負けて、強い者が勝つて寡占化するんですよ。今、世界のあらゆる産業でそういう状況が見えてきます。それじゃ、そういう中で途上国や何かの利権がちゃんと守られているか、貧しい国の人たちが守られているかといつたら、それはならない。強い国だけがどんどん強くなつちやう。

同じことが日本の国の中でも行われているわけでありまして、私は、ここは政府がもっと地方の小さな産業も大事にするようなそういうやつぱり作戦を取るとか、あるいは例えば、極端な意見かもしれませんが、大学は三十万人以上の都市にはもう置かないとか、何か地方にもそれぞれ拠点が置いて生きていけるような、さっきの特区の話も大変結構なことでありまして、いろんなことをやつぱりお考えになる必要があると私は思つてゐるわけでありまして。

たまたま、私、ヨーロッパのEUの状況をちよつと調べたんですけど、二十五か国ありますけれども、この中で九州より大きな人口を持っている国はわずか七か国しかないんですよ。み

んな小さな国ですよ。ですから、住民に非常に近いところをやつぱり政治ができていくのかなと。それに比べますと、やつぱり日本は一億二千七百万、まあ人口は減り始めていますけれども、非常に大きな国で、東京ですべてをもう決めてしまつような雰囲気がいまだにある、これを早く是正しなければいけないのではないかと、このようなことを思つておるということをお伝えして、質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(世耕弘成君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

○委員長(世耕弘成君) この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、魚住裕一郎君が委員を辞任され、その補欠として谷合正明君が選任されました。

○委員長(世耕弘成君) これより討論に入ります。別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願ひます。

(賛成者挙手)

○委員長(世耕弘成君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、内藤君から発言を求められておりますので、これを許します。内藤正光君。

○内藤正光君 私は、ただいま可決されました地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党、民主党・新緑風会、公明党、日本共産党、社会民主党・護憲連合及び国民新党・新党日本の会の全会派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一、地方議会議員共済会の財政状況が悪化していることを踏まえ、当面、制度の安定的な運営を確保するため、今回の制度改正による収支の改善状況及び市町村合併等による地方議会議員数の変動等に十分留意しつつ、今後とも、必要に応じ、財政再計算に基づく対応措置を適時適切に講ずること。

二、市議会議員共済会及び町村議会議員共済会の財政単位の一元化を図るに当たっては、その円滑な推進に努めるとともに、両共済会の組織の統合を含め、地方議会議員共済会の組織の在り方について検討を進めること。

三、地方議会議員の年金制度については、地方制度改革や官民の公的年金制度の見直しの動向、地方財政の状況、地方議会議員に幅広く有為な人材を確保する必要性、一般の国民や公務員との均衡などの観点を踏まえ、国民の納得が得られるものとするを基本として、引き続きその在り方について検討を行うこと。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いを申し上げます。

○委員長(世耕弘成君) ただいま内藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(世耕弘成君) 全会一致と認めます。

よって、内藤君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、竹中総務大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。竹中総務大臣。

○国務大臣(竹中平蔵君) ただいまの附帯決議につきましても、その御趣旨を十分に尊重してまいりたいと存じます。

○委員長(世耕弘成君) なお、審査報告書の作成につきましても、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(世耕弘成君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時十分散会

第百七十一回国会 衆議院 予算委員会第二分科会議録(内閣府(地方分権改革)及び総務省所管) 第一号

本分科会は平成二十一年二月十七日(火曜日)委員会において、設置することに決した。
二月十九日
本分科員は委員長の名で、次のとおり選任された。

石田 真敏君 杉浦 正健君
中馬 弘毅君 渡辺 博道君
枝野 幸男君 細野 豪志君
池坊 保子君

二月十九日
石田真敏君が委員長の指名で、主査に選任された。

平成二十一年二月十九日(木曜日)

午後一時開議

出席分科員

主査 石田 真敏君
坂井 学君
中馬 弘毅君 土井 正健君
橋本 岳君 土井 真樹君
伊藤 涉君 渡辺 博道君
池坊 保子君
兼務 古屋 範子君

総務大臣 鳩山 邦夫君
国務大臣 (地方分権改革担当) 居戸 利明君
政府参考人 (金融庁総務企画局参事官) 橋口 典央君
政府参考人 (総務省行政管理局長) 松永 邦男君
政府参考人 (総務省自治行政局公務員部長) 門山 泰明君
政府参考人 (総務省自治行政局選挙部長) 山川 鉄郎君
政府参考人 (総務省情報流通行政局長)

政府参考人 (総務省情報流通行政局長) 吉良 裕臣君
政府参考人 (行政部局長) 桜井 俊君
政府参考人 (総務省総合通信基盤局長) 柴田 潤君
政府参考人 (厚生労働省大臣官房審議官) 伊藤 孝一君
官 井上 茂男君
総務委員会専門員
予算委員会専門員

分科員の異動
二月十九日

辞任 杉浦 正健君 補欠選任 坂井 学君
中馬 弘毅君 橋本 岳君
池坊 保子君 伊藤 涉君

同日

辞任 坂井 学君 補欠選任 土井 正健君
橋本 岳君 土井 真樹君
伊藤 涉君 上田 勇君

同日

辞任 土井 真樹君 補欠選任 中馬 弘毅君
上田 勇君 赤羽 一嘉君
赤羽 一嘉君 伊藤 涉君

同日

辞任 伊藤 涉君 補欠選任 池坊 保子君

同日
第五分科員古屋範子君が本分科兼務となった。
本日の会議に付した案件
平成二十一年度一般会計予算

平成二十一年度特別会計予算
平成二十一年度政府関係機関予算
(内閣府(地方分権改革)及び総務省所管)

○石田主査 これより予算委員会第二分科会を開会いたします。
私が本分科会の主査を務めることになりました石田真敏でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本分科会は、内閣府(地方分権改革)及び総務省所管について審査を行うことになっております。なお、両省所管事項の説明は、両省審査の冒頭に聴取いたします。

平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算及び平成二十一年度政府関係機関予算中内閣府(地方分権改革)所管について審査を進めます。

政府から説明を聴取いたします。鳩山国務大臣。○鳩山国務大臣 平成二十一年度における内閣府所管の予算案のうち、地方分権改革担当大臣として私が担当する分野に係る経費は、千四百八十六億二千百万円となっております。

この経費は、地域再生基盤強化交付金の活用や地方の元気再生事業の推進による地方再生戦略の推進、地方分権の推進、道州制特区の推進を進めていくためのものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○石田主査 以上をもちまして内閣府(地方分権改革)所管についての説明は終わりました。

○石田主査 この際、分科員各位に申し上げます。

質疑の持ち時間はこれを厳守され、議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、政府当局におかれましては、質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、これを許します。池坊保子君。

○池坊分科員 公明党の池坊保子でございます。

鳩山大臣の所管は広範囲にわたられるので、大変お忙しい中、私は、お役所の筋書きどおりの答弁ではなくて、いつも国民の視点に立つて大臣は御答弁いただいているのを、深く、時に感動しながら伺っておりますので、御無理を申し上げてぜひ大臣の御答弁をいただきたいと、この時間になりました。

きょうは、地方分権の中で、特に今、経済の大恐慌を受けて大変な思いの中対応しておりますハローワーク並びに雇用均等室について、大臣の考えを伺いたいと思います。

小泉元総理のもとで、地方分権ということが、三位一体の言葉とともに言われてまいりました。地方でできることは地方で、もう国がすべてやるべきではないという理念は、私も賛成でございます。

しかしながら、国がしなければならぬこともあるんじゃないか。外交、防衛、福祉、医療、教育などなどだと思います。そしてまた、地方だけに任せていたら地方格差が出てまいります。そのすき間を埋めるセーフティネットを国はしなきゃいけないんじゃないかと思いますが、大臣は地方分権に対してどのような理念をお持ちか、お伺いしたいと存じます。

○鳩山国務大臣 基本的には池坊先生と同じ考え

れ以上に、その地域のことをお互い勉強していただいて、そして、そういう習慣があつて、こういうことに気をつけなきゃいけないか、こういうことをいけば事前に研究する、検討する、そしてそれをわかつてもらう、この作業が、研修期間です、オリエンテーションの時間が大変大事だと、こういうことを言っております。

単に都市の住民が田舎に行つても、要は、そこであつたあたりぶつかりというところではおもしろくないので、そのところもぜひ検討をいただけないだろうか、考えていただけないかという御提案。

もう一つは、これからいろいろな形で田舎、地域に都市部から人を入れていただけたということですが、そのときの入れ方も、要は、入った後、ではどういうふうな形でその人たちがそことかかわっていくのか、いわば、地域づくり、国づくりのためにその人たちがどうその後そこでかかわっていくのか、影響を持つていくのかというふうなことも含めて、人材を入れるということに關してお考えをいただければありがたいな、こう思うわけですが、ちよつと、大臣からコメントがあれば。

○鳩山国務大臣 全くそのとおりでございますし、比較的成功しておりますのが青年海外協力隊だとして、恐らく青年海外協力隊は、行く国でどういう需要があつて、どういう地域社会があつて、もちろん先輩たちも行くんでしようけれども、そういう文化で、どういうふうに着け込んでいくから成功しているんだらう。

地域おこし協力隊というの、少なくとも、三カ月とか半年というのではなくて、一年以上住んでもらう。財政的には、特別交付税で最初は見ていこうかと思つております。

これは、その地域にどういう需要があつて、どういう働きがいのある場所があつて、産業があつてということが明らかでなければいけませんから、やはりミスマッチということも起きるかもしれ

れない。ということ、マッチングするためのコーディネートする人たちの役割はまことに大きいし、そのコーディネートということについては、また総務省で別に人材を育てていかなければいけないかなというふうにも思つております。

私は、川の上流、中流、下流の共生ということを申し上げますが、昔、坂井代議士と環境税を一緒にいろいろ考えたとき、もちろん今でも環境税は我々の共通の大きなテーマになつておりますけれども、一般に言う炭素税である環境税に加えて、やはり、例えば昔の水源税と言われたような環境税がこれから注目されるべきではないかと。

つまり、都会の人間は農山漁村の恩恵で成り立つて繁栄をしている、それを、そのおれをお金で示すということも必要ではないかとすれば、例えば水道料金にかけたお金が農村や山村に戻つていく、そういう形で、今、石破大臣のところでも新しい農業ということを考えている。

ですから、やはり、農村や山村にお金もこれから落ちるようにならなくちゃならない、そしてそこにいわゆる雇用が生まれるという条件がある程度生じていきたいと思います、地域おこし協力隊員は結局帰つてしまふのではないかと。そういう意味で、総合的にいろいろ考えていかないとこれは成功しないと思ひますので、先生おっしゃるとおり、まずコーディネートをしつかりやりたいと思ひます。

○坂井分科員 どうもありがとうございます。この鳩山プランは、私も大変期待をいたしておりました。単純な地域活性化ではなくて、先ほどありますように、地球の許容量の範囲内、その地域の許容量の範囲内でやっていく、いわば日本のある種のパイロット事業的な色彩がこれは工夫次第では出せるのではないかと、こう思つておりますので、ぜひいい形で実現をさせていただきたいと思ひます。

時間がなくなつてしまいましたが、松永部長に

おいでいただいておりますので、いろいろと、市議員の年金の件、もうあと一、二年で破綻をすと言われておりますが、今、なくせとか、それから存続をさせるとか、こういう声があります、その点に關して、今のお立場、お考えを最後にお聞きしたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

○松永政府参考人 地方議会議員の年金についてお尋ねでございますが、地方議会議員の年金につきましては、平成十八年の法律改正で財政改善のための対応策を講じたところでございますが、市町村合併の急速な進展によりまして予想を上回つて議員数の減少、あるいは地方行革の一環といったふうなことにによりまして、特に市議会、町村議会の議員の年金の財政状況が大変厳しい状況になつております。

このため、都道府県、市、それから町村の三議員共済会が中心となつて研究を設けられまして、今後の地方議会議員年金制度のあり方について御議論されまして、今般、報告書が取りまとめられたところでございます。

これを受けまして、総務省におきましては、地方議員の代表者の方や学識経験者の方から成ります検討会を設置いたしまして、これから具体的な対応策を取りまとめていく予定でございます。

議員活動に専念していただくために地方議会議員年金制度の果たした役割は大きいものがあるろうかと思ひますが、地方議員の方々の御意見等も伺いながら、安定的運営に向けた対応策の検討を進めてまいりたいというふうにも考えております。

○坂井分科員 どうもありがとうございます。これで終わります。

○渡辺(博)主査代理 これにて坂井学君の質疑は終了いたしました。

次に、土井真樹君。

○土井(真)分科員 自由民主党の土井真樹でございます。

きょうは鳩山総務大臣に、まず、大臣もよく御存じの投票済証について、よく御存じとはいへ、質問をさせていただきたいと思ひます。

知らない方も含めて、投票済証なるもの、非常に知らない方が多くて、当初大臣も知らなかったとお聞きしておりますけれども、我々の地元では、投票所に行きますと、最初、名前をチェックして、投票用紙をもらつて、投票所で記名して、そして投票箱に投票用紙を入れて、その後、テールが置いてありまして、そこに投票済証なる小さな紙がずつと何枚か置いてあつて、希望者はそれを持つていってくださという形で、投票済証というものを各投票所に置いてある、市の選挙管理委員会が発行して置いてあるわけですね。

これは、私も当初日本全国どこでもやつていのかと思つていたんですけれども、という、か、そもそもそういうものがあることは知らなかったんですけれども、よく聞きますと、愛知県ではすべての市町村で発行している。今度は東京に來ましてはかの県の先生方に聞いたら、実はほとんどの自民党の先生は知らないということなんです。知っているのはほとんど愛知県の先生だけで、ほかの地域は知らない。

そういうことで、総務省にかつて、全国で実態はどうなつていくかという状況を調べていただいて、ざつと、全国どこで発行していつでどこで発行していないかという一覧表をいただきました。特に、愛知県とか岐阜県そして大阪府、この三方所は、一〇〇%、すべての市町村で発行している。逆に、全く発行していないような県もございいます。例えば、高知県とか沖縄とかいうところは発行してない。

全国非常にばらばらの状況でございますけれども、特に私の地元ではこの投票済証というものが大変な問題を発生させているということで、私も、これについては地元の選挙区の皆さんから、苦情という、これはおかしいんじゃないか、廃止すべきじゃないか、禁止すべきじゃないかという声をたくさんいただいております。

第百七十一回国
参議院
予算委員会
會議録
第八号

(五二)

平成二十一年三月六日(金曜日)

午前九時開会

委員の異動

三月五日

主任

主賓 了君

田中 康夫君

長谷川憲正君

平出 健二君

岩城 光英君

関口 昌一君

山本 一太君

草川 昭三君

澤 雄二君

大門実紀史君

荒井 広幸君

三月六日

主任 了君

田中 康夫君

長谷川憲正君

平出 健二君

岩城 光英君

関口 昌一君

山本 一太君

草川 昭三君

澤 雄二君

大門実紀史君

荒井 広幸君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

相原久美子君

補欠選任

郡司 彰君

大石 尚子君

自見庄三郎君

石井 一君

佐藤 昭郎君

山谷えり子君

二之湯 智君

木庭健太郎君

西田 実仁君

小池 晃君

大江 康弘君

補欠選任

中谷 智司君

溝手 顕正君

犬塚 直史君

小林 正夫君

前川 清成君

峰崎 直樹君

森 ゆうこ君

岩永 浩美君

坂本由紀子君

鶴保 庸介君

荒木 清寛君

石井 一君

尾立 源幸君

大石 尚子君

大河原雅子君

大久保 勉君

大塚 耕平君

郡司 彰君

自見庄三郎君

下田 敦子君

鈴木 寛君

石井 一君

尾立 源幸君

大石 尚子君

大河原雅子君

大久保 勉君

大塚 耕平君

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣

内閣府特命担当大臣

内閣府特命担当大臣

内閣府特命担当大臣

内閣府特命担当大臣

麻生 太郎君

鳩山 邦夫君

森 英介君

中曾根弘文君

与謝野 馨君

塩谷 立君

内閣府副大臣

内閣府副大臣

内閣府副大臣

内閣府副大臣

内閣府副大臣

内閣府副大臣

鴻池 祥肇君

谷本 龍哉君

石崎 岳君

倉田 雅年君

橋本 聖子君

平田 耕一君

松野 博一君

渡辺 孝男君

吉川 貴盛君

加納 時男君

北村 誠吾君

並木 正芳君

第十三部

予算委員会會議録第八号 平成二十一年三月六日【参議院】

一

総務省自治行政 局選挙部長	門山 泰明君
法務省民事局長	倉吉 敬君
法務省刑事局長	大野恒太郎君
外務大臣官房参 事官	小原 雅博君
厚生労働省社 会・援護局障害 保健福祉部長	木倉 敬之君
社会保険庁運 営部長	石井 博史君
農林水産省農 振興局次長	齋藤 晴美君
経済産業大臣官 房審議官	石黒 憲彦君
資源エネルギー 庁長官	石田 徹君
中小企業庁長官	長谷川 榮一君
国土交通大臣官 房建設流通政策 審議官	小澤 敬市君

参考人

日本銀行総裁 白川 方明君

本日の会議に付した案件

○参考人の出席要求に関する件

○平成二十一年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)

○平成二十一年度特別会計予算(内閣提出、衆議院送付)

○平成二十一年度政府関係機関予算(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(溝手顕正君) たいだいまから予算委員会を開会いたします。

参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

平成二十一年度総予算三案審査のため、必要に応じ日本銀行総裁白川方明君を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長(溝手顕正君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(溝手顕正君) 平成二十一年度一般会計予算、平成二十一年度特別会計予算、平成二十一年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、昨日に引き続き、質疑を行います。岩永浩美君。

○岩永浩美君 おはようございます。自由民主党の岩永浩美でございます。

衆議院の予算委員会、参議院の基本的質疑二日になつて、皆さん方大変お疲れだと思ひますが、一刻も早く予算を成立させたい、その一つの思いで皆さん方にも大変な御苦勞をいただいていることに心から敬意を表しながら、なお、今日、与党の質問ではあります、少々耳障りな質問をすることもありますが、その件については御容赦をいただきたいと思います。

初めに、小沢代表問題についてお伺いをさせていただきます。

昨日、予算委員会の初日、民主党の平田健二先生から、強制捜査が行われるという異常事態が発生をした、真実は必ず明らかに、秘書の潔白、無実も証明されるものと確信すると御発言になり、大変真摯な御質問でありました。私も厳粛に受け止め、そしてまた、そういう反省の上に立つて平田議員が御質問されたわけであり、が、少々気になるのは、党の幹部の皆さん方の中に、何か不正な国家権力が働いたのではないかと、何かな不安な御意見、あるいは民主主義をこういうことでやっていることは危ういのではないかという御意見等々が新聞の報道等で示されておりました。

私は、こうした検察に対する認識についてですが、正直に申し上げて、日本は民主主義が非常にやっばり醸成されている国だと思つてゐるし、司法は独立していると私は思つております。決して国家権力が介入する余地などあるはずがないし、過去にもそういうことはなかった、にもかかわら

ずそういう意見が出ているということについて大変私は危惧をしています。

法務大臣は、そういう一つの報道されていることについてどう思われるのか、そういう事実があるのかどうか、国民の前にはつきりそういうことをお示しいただくことが一番大事なことだと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(森英介君) 個別の事件の捜査について法務大臣として所感を述べることは差し控えていただきたいと思います。

ただ、あくまでも一般論として申し上げます。検察当局はこれまで常に法と証拠に基づきまして、不偏不党かつ厳正公平を旨として、その捜査の対象がどなたであれ、刑事事件として取り上げるべきものがあればこれを取り上げて適切に対処してきているものでありまして、検察が御指摘のような政治的意図を持って捜査を行うことは決してあり得ないものと確信をしているところでございます。

○岩永浩美君 法務大臣が今一般論としてお述べになったこと、これがまさに事実だと思ふんですね。本日に国家権力が介入するはずもないし、してはならないし、私は、今の法務大臣の答弁を了したいと思つております。

また、内閣として、そういうふうなことが、あるいはそういう一つのやっばり誤解があるとするば大変遺憾なことですから、内閣として、官房長官、どういふ見解をお持ちなのか、お示しください。

○国務大臣(河村建夫君) たいだいま法務大臣からも御答弁があったところでありますが、国家権力の介入が等しい御発言があると今お話がございました。

これが政治的な意図を持った捜査という意味であれば、検察当局は、これまで常に法と証拠に基づき、不偏不党、厳正を旨として、その捜査の対象がだれであれ、刑事事件として取り上げるものは適切に対処してきた、このように承知をしているところでございますし、まさに検察が、日本は

御案内のように成熟した法治国家でありまして、政治的な意図を持って捜査を行うことはあり得ない、また政府がそういうことを考えることは誠にあり得べきことではない、その確信をいたしておるところでございます。

○岩永浩美君 それでは、二十一年度の予算案について御質問をしたいと思ひます。

総理は今まで、来年度の予算を生活防衛のための大胆な実行予算と呼びたいと、また国民生活を守るための予算だと今まで再三再四にわたつて御説明をされてきました。再三指摘されているように、世界が百年に一度と言われる不況の中にあつて、経済には異常な経済対策、あるいは異常な経済には異常な対応が私は必要だと思ひます。今までの常識では考えられない対応をしていかないと私はいけないと思ひます。

基本的には、当面は景気対策、中期的には財政再建、中長期的には改革による経済成長の三段階で経済政策を進めていく決意を総理はお示しになりました。当面は、二十年度の第一次補正予算、二次補正、二十一年度の予算案と切れ目のない三段ロケットとして進めると申されました。二次補正も成立をし、そして二段ロケットは発射され、その事業規模は七十五兆円で諸外国でも最大の規模となり、景気刺激を最優先と位置付け、緊急対策として財政再建路線をひとまず棚上げして歳出拡大で景気を下支えするという姿勢を前面に出してこられたことに、私は経済に強い総理の一つの今のお気持ちを表していると思つて、高く私も評価をしています。

今回は、いわゆる今まで活用したことのない埋蔵金も活用しています。これも、非常事態であるから、あくまでもこの件については緊急措置として私どもは了解をしています。先週も、バブル崩壊後、株価が最低となりましたが、臨機応変、機動的な対応を政府に要請をしております。いずれにせよ、予算の早期成立や実行こそが最大の景気対策になると私は確信をしています。経済危機から国民生活を守ることができるとは否か

